

仙北市地域防災計画

【一般災害対策編】

仙北市防災会議

沿革

修正次	修正（作成）年月	備 考
新規作成	平成20年 3月	仙北市地域防災計画策定 「一般災害対策編」と「震災対策編」
第1次	平成23年11月	「火山災害対策編」を追加 「一般災害対策編」と「震災対策編」を一部修正

一般災害対策編目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	-----	1
第2節	計画の性格及び構成	-----	1
第1	計画の性格	-----	1
第2	計画の構成	-----	1
第3	計画の修正	-----	2
第3節	仙北市防災会議	-----	3
第1	防災会議の目的	-----	3
第2	防災会議の組織	-----	3
第3	防災会議の招集	-----	4
第4節	防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	-----	5
第1	防災関係機関の責務	-----	5
第2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	5
第5節	仙北市の概況と一般災害	-----	13
第1	仙北市の自然概況	-----	13
第2	既往の一般災害	-----	20
第6節	仙北市の防災対策の推進計画	-----	23
第1	計画の方針	-----	23
第2	指 針	-----	23

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	-----	25
第1	計画の方針	-----	25
第2	被災者に対する知識	-----	25
第3	職員に対する防災教育	-----	25
第4	一般住民に対する防災知識の普及	-----	26
第5	学校等を通じた防災知識の普及	-----	27
第6	防災上重要な施設の管理者等の教育	-----	28
第7	企業における防災教育	-----	29
第8	防災に関する意識調査	-----	29

第 2 節	自主防災組織等の育成計画	-----	30
第 1	計画の方針	-----	30
第 2	地域住民等の自主防災組織	-----	30
第 3	事業所の自衛消防組織等	-----	31
第 3 節	防災訓練計画	-----	33
第 1	計画の方針	-----	33
第 2	現 況	-----	33
第 3	訓練の区分	-----	33
第 4	訓練の種別	-----	33
第 5	訓練の系統図	-----	34
第 6	防災訓練計画	-----	35
第 7	訓練実施要項	-----	36
第 8	市の総合防災訓練の実施方針	-----	36
第 4 節	災害情報の収集、伝達計画	-----	38
第 1	計画の方針	-----	38
第 2	情報収集体制	-----	38
第 5 節	通信施設の災害予防計画	-----	39
第 1	計画の方針	-----	39
第 2	通信施設の設備	-----	39
第 3	東日本電信電話(株)秋田支店施設	-----	40
第 4	N T T ドコモ東北支社秋田支店施設	-----	41
第 5	関係機関の通信施設	-----	42
第 6 節	水害予防計画	-----	43
第 1	計画の方針	-----	43
第 2	河川、砂防施設	-----	43
第 3	ダム施設	-----	43
第 4	ため池施設	-----	44
第 7 節	火災予防計画	-----	45
第 1	計画の方針	-----	45
第 2	一般火災	-----	45
第 3	林野火災	-----	46
第 8 節	危険物施設等災害予防計画	-----	48
第 1	計画の方針	-----	48
第 2	危険物	-----	48
第 3	火薬類	-----	49

第4	高压ガス	-----	49
第5	L P ガス	-----	50
第6	毒物・劇物	-----	50
第7	放射性物質	-----	51
第9節	建造物等災害予防計画	-----	52
第1	計画の方針	-----	52
第2	公共建造物等	-----	52
第3	一般の建造物	-----	52
第10節	土砂災害予防計画	-----	53
第1	計画の方針	-----	53
第2	地すべり、急傾斜地崩壊対策	-----	53
第3	土石流	-----	53
第4	山 地	-----	54
第5	雪 崩	-----	55
第6	土砂災害警戒情報	-----	55
第7	土砂災害警戒情報に対する警戒避難体制等の整備	-----	57
第8	土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制	-----	58
第9	災害危険区域からの住宅移転	-----	59
第11節	公共施設災害予防計画	-----	61
第1	計画の方針	-----	61
第2	道路及び橋梁施設	-----	61
第3	水道施設	-----	61
第4	下水道施設	-----	62
第5	電気施設	-----	63
第6	鉄道施設	-----	64
第7	社会公共施設等	-----	64
第12節	風害予防計画	-----	66
第1	計画の方針	-----	66
第2	台風等	-----	66
第13節	雪害予防計画	-----	67
第1	計画の方針	-----	67
第2	冬期交通の確保	-----	67
第3	雪崩防止対策	-----	68
第4	保健衛生及び医療対策	-----	69
第5	民生対策	-----	69

第6	農林漁業対策	-----	70
第7	文教対策	-----	71
第14節	農業災害予防計画	-----	73
第1	計画の方針	-----	73
第2	農地及び農業用施設	-----	73
第3	農作物	-----	73
第15節	流出油等災害予防計画	-----	74
第1	計画の方針	-----	74
第2	設備・資器材の整備等	-----	74
第16節	文化財災害予防計画	-----	75
第1	計画の方針	-----	75
第2	建造物、彫刻等の文化財や民俗資料	-----	75
第3	史跡、名勝、天然記念物等	-----	76
第4	管理及び事後処理	-----	76
第17節	特殊災害及びその他の災害予防計画	-----	77
第1	計画の方針	-----	77
第2	トンネル災害	-----	77
第18節	避難計画	-----	78
第1	計画の方針	-----	78
第2	避難場所・避難路等	-----	78
第19節	医療計画	-----	80
第1	計画の方針	-----	80
第2	初期医療体制の整備	-----	80
第3	後方医療体制の整備	-----	80
第4	広域的救護活動	-----	80
第20節	災害時要援護者の安全確保に関する計画	-----	82
第21節	ボランティア活動との調整計画	-----	85
第22節	企業防災促進計画	-----	87
第1	計画の方針	-----	87
第2	基本的な考え方	-----	87
第3	事業継続計画の策定	-----	87
第4	教育・訓練の実施	-----	87
第23節	広域応援体制の整備等	-----	88

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	-----	89
第1	計画の方針	-----	89
第2	防災活動体制	-----	89
第3	仙北市災害対策本部等	-----	91
第2節	動員計画	-----	100
第1	計画の方針	-----	100
第2	職員の動員	-----	100
第3	応急公用負担	-----	104
第3節	相互応援協力計画	-----	105
第1	計画の方針	-----	105
第2	応援要請等	-----	105
第3	職員の派遣	-----	105
第4	消防機関等の相互応援	-----	106
第5	応急措置の代行	-----	106
第4節	消防防災ヘリコプターの活用計画	-----	107
第1	計画の方針	-----	107
第2	県消防防災ヘリコプターの緊急運航	-----	107
第3	県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等	-----	109
第5節	自衛隊の災害派遣要請計画	-----	113
第1	計画の方針	-----	113
第2	派遣の対象	-----	113
第3	派遣の要請手続き	-----	113
第4	派遣部隊の任務	-----	115
第5	災害派遣に伴う措置	-----	115
第6節	予報・警報等の発表及び伝達計画	-----	117
第1	計画の方針	-----	117
第2	気象注意報、警報等の種類と発表基準	-----	117
第3	水防警報	-----	121
第4	火災警報	-----	121
第5	気象予報等の伝達	-----	121
第6	土砂災害警戒情報	-----	122
第7節	災害情報の収集、伝達計画	-----	124
第1	計画の方針	-----	124

第2	情報収集体制及び伝達系統	-----	124
第3	水防活動時の伝達系統	-----	125
第4	洪水ハザードマップの作成	-----	125
第5	土砂災害警戒情報	-----	125
第6	異常現象発見時の措置	-----	125
第7	特殊災害発生時の措置	-----	127
第8	被害状況等の調査	-----	127
第9	被害報告要領	-----	128
第8節	孤立地区対策計画	-----	140
第1	計画の方針	-----	140
第2	交通路の確保	-----	140
第3	通信手段の確保	-----	140
第4	電力の確保	-----	140
第5	救急患者の搬送	-----	140
第6	緊急物資の備蓄	-----	141
第7	し尿、ごみの処理	-----	141
第9節	通信運用計画	-----	142
第1	計画の方針	-----	142
第2	通常時の通信連絡	-----	142
第3	非常時における通信連絡	-----	142
第4	通信施設の応急復旧対策	-----	143
第10節	広報計画	-----	145
第1	計画の方針	-----	145
第2	広報担当及び災害対策本部の各部との連絡	-----	145
第3	情報等広報事項の収集	-----	145
第4	住民に対する広報の方法	-----	145
第5	報道機関に対する情報提供の方法	-----	145
第6	広報の内容	-----	146
第11節	避難対策計画	-----	147
第1	計画の方針	-----	147
第2	避難準備情報、避難の勧告、指示及び警戒区域設定の実施責任者	-----	147
第3	避難準備情報、避難勧告及び指示の要領	-----	150
第4	避難の方法	-----	151
第5	避難所の開設及び運営	-----	151
第12節	消防・救助活動計画	-----	154

第 1	計画の方針	-----	154
第 2	消防防災体制の整備	-----	154
第 3	消防活動	-----	154
第 4	救助活動	-----	155
第 5	火災及び災害等の報告	-----	155
第 6	地域防災計画と消防計画との関係	-----	155
第13節	水防活動計画	-----	156
第 1	計画の方針	-----	156
第 2	水防体制	-----	156
第 3	出動準備	-----	156
第 4	水防活動	-----	156
第14節	災害警備活動計画	-----	157
第 1	計画の方針	-----	157
第 2	災害警備	-----	157
第 3	予想される社会的混乱、犯罪	-----	158
第 4	災害防御、災害救助活動に対する協力	-----	158
第15節	輸送計画	-----	159
第 1	計画の方針	-----	159
第 2	実施機関	-----	159
第 3	輸送路の確保	-----	159
第 4	輸 送	-----	159
第 5	緊急輸送	-----	160
第16節	給食、給水計画	-----	161
第 1	計画の方針	-----	161
第 2	給 食	-----	161
第 3	食糧の調達方法	-----	162
第 4	給 水	-----	163
第17節	生活必需品等の供給計画	-----	165
第 1	計画の方針	-----	165
第 2	実施機関	-----	165
第 3	生活必需品の給与及び貸与の対象者	-----	165
第 4	生活必需品の範囲	-----	165
第 5	生活必需品の調達方法	-----	165
第 6	生活必需品の給与又は貸与の方法	-----	166
第18節	医療救護計画	-----	167

第 1	計画の方針	-----	167
第 2	実施体制	-----	167
第 3	応急救護所	-----	167
第 4	災害医療機関の役割	-----	168
第 5	災害・救急医療情報システムの活用	-----	168
第 6	搬送	-----	169
第 7	市の活動	-----	170
第19節	公共施設等の応急復旧計画	-----	172
第 1	計画の方針	-----	172
第 2	道路及び橋梁施設	-----	172
第 3	水道施設	-----	172
第 4	下水道施設	-----	173
第 5	電気施設	-----	173
第 6	鉄道施設	-----	174
第 7	社会福祉施設	-----	175
第 8	病院等	-----	175
第20節	危険物施設等応急対策計画	-----	176
第 1	計画の方針	-----	176
第 2	危険物	-----	176
第 3	火薬類	-----	177
第 4	高圧ガス	-----	177
第 5	L P ガス	-----	178
第 6	毒物・劇物	-----	179
第21節	防疫・保健衛生計画	-----	181
第 1	計画の方針	-----	181
第 2	防疫活動	-----	181
第 3	食品衛生監視	-----	182
第22節	廃棄物処理計画	-----	183
第 1	計画の方針	-----	183
第 2	災害発生時における災害応急対策	-----	183
第 3	生活ごみ等の処理	-----	183
第 4	し尿等の処理	-----	183
第 5	がれきの処理	-----	184
第 6	死亡獣畜の処理	-----	184
第 7	災害復旧・復興対策	-----	185

第23節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	-----	186
第1	計画の方針	-----	186
第2	遺体の捜索	-----	186
第3	遺体の処理	-----	186
第4	遺体の埋葬	-----	187
第5	費用	-----	187
第24節	障害物除去計画	-----	188
第1	計画の方針	-----	188
第2	実施責任者	-----	188
第3	除去の方法	-----	188
第4	障害物の保管場所	-----	189
第5	障害物の保管及び処分	-----	189
第25節	文教対策計画	-----	190
第1	計画の方針	-----	190
第2	実施責任者	-----	190
第3	応急措置	-----	190
第4	文化財の保全対策	-----	192
第26節	住宅応急対策計画	-----	193
第1	計画の方針	-----	193
第2	応急仮設住宅の建設	-----	193
第3	住宅の応急対策	-----	194
第27節	災害救助法の適用計画	-----	195
第1	計画の方針	-----	195
第2	適用基準	-----	195
第3	被害の認定基準	-----	195
第4	災害救助法の適用手続	-----	196
第5	災害救助法による救助の種類と救助の委任	-----	196
第6	救助の実施状況の記録及び報告	-----	197

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧事業計画	-----	198
第1	計画の方針	-----	198
第2	実施体制	-----	198
第3	災害復旧事業計画	-----	198

第4	復旧事業の促進	-----	199
第2節	財政負担に関する計画	-----	200
第1	計画の方針	-----	200
第2	対策	-----	200
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	-----	202
第1	計画の方針	-----	202
第2	実施体制	-----	202
第3	復興事業の促進	-----	202
第4節	農林業経営安定計画	-----	203
第1	日本政策金融公庫資金	-----	203
第2	天災融資法による災害経営資金	-----	203
第5節	被災者の生活確保計画	-----	206
第1	計画の方針	-----	206
第2	対策	-----	206
第3	被災者に対する就業斡旋等	-----	208
第4	租税の徴収猶予及び減免等	-----	208
第5	簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等	-----	209
第6	公営住宅の建設及び住宅金融公庫資金の斡旋	-----	209
第7	生活必需品・災害復旧用資機材の確保	-----	209
第8	災害弔慰金等の支給	-----	210
第9	被災者生活再建支援金の支給	-----	210
第6節	救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画	-----	212
第7節	激甚災害の指定に関する計画	-----	213
第1	計画の方針	-----	213
第2	対策	-----	213

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規程に基づく、仙北市地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、火山災害対策編）のうち、一般災害対策に係る総合的な計画であって、市及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、仙北市の地域における防災対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、市、防災関係機関、事業者、並びに住民は、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより充実させるためにも、その実践を積極的に促進するための市民運動を展開するものとする。

第 2 節 計画の性格及び構成

第 1 計画の性格

この計画は、風水害等一般災害に関し、防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互の緊密な調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規程に基づく「市町村地域防災計画」として作成したものであり、仙北市の地域に係る災害対策の根幹となるものである。従って、この計画は本市の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格を持つものであり、本市の災害活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

また、秋田県地域防災計画との関係は整合性を有するものであり、その運用に当たっては両計画が有機的に補完しあい、防災対策が効果的に運用されるよう留意されなければならない。

なお、他の法令に基づいて作成する「仙北市消防計画」・「仙北市水防計画」などと十分調整を図るものとする。

第 2 計画の構成

本計画は、以下の 4 章から構成する。

- (1) 第 1 章 総則（防災対策の役割に関する事項）
- (2) 第 2 章 災害予防計画（災害予防に関する事項）
- (3) 第 3 章 災害応急対策計画（災害応急に関する事項）
- (4) 第 4 章 災害復旧計画（災害復旧に関する事項）

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎月検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。したがって、各機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものはその都度）までに、計画修正案を仙北市防災会議（事務局・市民生活部環境防災課）へ提出するものとする。

第3節 仙北市防災会議

第1 防災会議の目的

災害対策基本法第16条及び仙北市防災会議条例(平成17年9月20日条例第150号)に基づいて設置された機関であり、仙北市の地域に係る防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第2 防災会議の組織

1 構成

会 長	委 員
市 長	(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 仙北市教育委員会教育長の職にある者 (6) 大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署長の職にある者 (7) 仙北市消防団長の職にある者 (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる 専門委員は、関係地方行政機関、県、市、関係公共機関、関係地方公共機関の職員、学識経験者のうちから市長が任命する者 幹事は委員の属する機関のうちから市長が任命し、委員及び専門委員を補佐する (9) その他特に必要と認め、市長が任命する者

2 所掌事務

(1) 仙北市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(災害対策法42条1項)

(2) 市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(災害対策法21条)

- (3) 地域防災計画に毎年検討を加え、必要あるときは修正すること。
(災対策法 4 2 条 1 項)
- (4) 地域防災計画の作成又は修正についてあらかじめ県知事に協議すること。
(災対策法 4 2 条 3 項)
- (5) 地域防災計画の作成又は修正について要旨を公表すること。
(災対策法 4 2 条 4 項)
- (6) 地域防災計画の実施の推進のため必要があると認めるとき、市長その他の執行機関及び市の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、会長が行う要請、勧告又は指示をすること。
(災対策法 4 5 条 1 項)
- (7) 地域防災計画の実施状況について、市長その他の執行機関及び市の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、会長が報告又は資料の提出を求めること。
(災対策法 4 5 条 2 項)

第 3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

資料 1 - 1 「仙北市防災会議条例」

資料 1 - 2 「仙北市防災会議運営要綱」

資料 1 - 3 「仙北市防災会議委員名簿」

第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 仙北市の責務（災害対策基本法（以下「法」という。）第5条）

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有する。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分発揮するよう努めなければならない。

2 県の責務（法第4条）

県は、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関の責務（法第3条）

指定地方行政機関は、住民の生命及び財産を災害から保護するため、市、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方公共機関の長は、市の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置を取るよう努めなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、市に対し協力する責務を有する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民等の責務（法第7条）

公共団体及び防災上重要な施設の管理者等は、法令又は防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

また、住民は地域の防災に寄与するように努めなければならない。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 仙北市

（1）仙北市防災会議及び仙北市災害対策本部に関すること。

- (2) 災害予防、災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報収集、伝達及び被害の調査、報告に関すること。
- (4) 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織の結成、育成、強化に関すること。
- (5) 県その他の防災機関との連絡、調整、協力に関すること。
- (6) 災害救助法が適用された災害に関して、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。
- (7) その他の地域防災の推進に関すること。

2 大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (4) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (5) 消防団との連絡調整に関すること。
- (6) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (7) 災害対策本部の消防業務の分担に関すること。
- (8) その他災害対策に関すること。

3 県の地方機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
仙北地域振興局 総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方災害対策部の庶務に関する事 2 県災害対策本部等との連絡調整に関する事 3 市町村との連絡調整に関する事 4 要望及び陳情に関する事 5 災害広報に関する事 6 庁舎、公舎等の被害調査及び応急対策に関する事 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関する事 8 管内地方機関との連絡調整に関する事 9 災害時緊急通行車両証明書の発行に関する事 10 その他の班に属さない事項に関する事
仙北地域振興局 県税部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税の徴収猶予及び減免に関する事
仙北地域振興局 農林部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
仙北地域振興局 建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
仙北地域振興局 福祉環境部 大仙保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び救護に関する事 2 防疫及び清掃に関する事 3 保健衛生関係の被害調査に関する事
南教育事務所 仙北出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係の被害調査に関する事 2 公立学校施設の災害対策、応急の教育、安全対策に関する事
仙北警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命の救助及び避難誘導並びに犯罪予防に関する事 2 行方不明者の捜索、遺体の検死（検分）に関する事 3 交通規制及び交通秩序の確保に関する事

4 指定地方行政機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北農政局大仙 地域センター	1 災害時における主要食糧品の受給対策に関すること
秋田森林管理署	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野内の林野火災の防止に関すること 3 国有林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧資材の供給備蓄に関すること
大曲労働基準 監督署	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること
国土交通省 湯沢河川国道事務所 秋田河川国道事務所 (角館国道維持出張所)	1 国の直轄土木施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること 3 一級河川の災害防止及び災害復旧対策に関すること 4 一級河川の増水情報、水防警報、警戒情報の伝達に関すること
秋田地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあたっては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を随時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 6 県や市町村、その他防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 株式会社秋田支店 ----- 株式会社エヌ・ティ ・ティ・ドコモ東北 支社（秋田支店）	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に 関すること 2 災害時における非常電話の運用に関すること 3 気象警報・予報の伝達に関すること
東日本旅客鉄道 株式会社	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における救護物資及び人員の緊急輸送に関すること
日本放送協会 （秋田放送局）	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防御、災害時の施設復旧に関すること
日本赤十字社 （秋田県支部）	1 災害時における医療、助産その他救助活動対策に関する こと 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金の募集、配分に関すること
東北電力株式会社 （大曲営業所）	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力確保に関すること
郵便事業株式会社 郵便局株式会社	1 災害時における郵便業務の確保に関すること 2 災害時における、為替、貯金、簡易保険等の非常取扱い に関すること 3 災害時における応急融資措置に関すること

6 指定地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
土地改良区 (秋田県仙北平野) (田沢疏水) (神代) (黒倉堰) (角館町碓) (西木)	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
羽後交通株式会社 (市内営業所)	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること
社団法人秋田県医師会 (大曲仙北医師会)	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
秋田内陸縦貫 鉄道株式会社	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における救護物資及び人員の緊急輸送に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1 気象予報、災害情報情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防御、災害時の施設復旧に関すること
秋田県エルピーガ ス協会 田沢湖・ 角館支部	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び災害復旧に関すること

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
農業協同組合・森林組合・その他の農林関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 県・市が行う農林関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林業者に対する融資の斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 被災救助等に必要な協力、奉仕員の動員に関すること 3 義援金品の募集及び配布に関すること
商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県・市が行う商工業関係者の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること 3 災害時における物資安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資器材の調達斡旋に関すること
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
青年団体・婦人団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員に対する防災知識の普及に関すること 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関すること
病院等	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 4 医療器具及び医療品の調達に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
公民館・集会所等	1 避難用施設の整備と避難訓練に関すること 2 避難者の受入れ体制に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
会社・工場・事業所等	1 自衛防護に関すること 2 災害の応急及び復旧資材の調達に関すること 3 市災害対策本部に対する消防隊及び技術員等の協力派遣に関すること
危険物取扱所	1 ガス及び石油類等危険物の防火管理に関すること 2 災害時における燃料等の供給に関すること 3 市災害対策本部に対する技術員等の協力派遣に関すること 4 自衛防護に関すること

資料1 - 8 「防災関係公共的団体等一覧表」

資料1 - 9 「防災上重要施設一覧表」

第5節 仙北市の概況と一般災害

第1 仙北市の自然概況

1 位置と地形

本市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域である。

市のほぼ中央に、水深が日本一の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は仙北地域の水源となっている。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下の厳しい寒さであるが、地域の南北は標高差があるため、気温、降水量ともに大きな差がある。

面積は、田沢湖地域672.06km²、角館地域156.63km²、西木地域264.95km²で、合計が1,093.64km²で秋田県全体の9.4%を占めている。

市街地を挟んで玉川と桧木内川が流れ、大仙市を通り雄物川に合流し日本海へと流れている。その流域は本市の穀倉地帯となっているが、その豊富な流量と地形的な落差を利用した水力発電所が多く、東北有数の電源地帯として産業の発展に貢献している。

2 地 勢

仙北市北部、東部地域は標高1,000mから1,600m級の山岳によって占められており、豊富な木材を産出している。また、山麓のいたるところに温泉が湧出し、大深、玉川、乳頭温泉郷、田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷、夏瀬などの温泉郷を形成している。また、その素晴らしい山岳美は、本邦随一の水深をほこる田沢湖とともに、十和田八幡平国立公園や田沢湖抱返り県立自然公園に指定されている。

一方、大深岳に源を発する大深沢をはじめ各小河川は玉川に注ぎ、その玉川は五十曲では玉川温泉の強酸性（毒水）を含む渋黒川と合流し、小和瀬川、先達川、生保内川、部名垂沢などの中小河川と次々に合流して田沢地区、生保内地区の中央部を貫流し南部の神代へと流れ、東北の耶馬溪として有名な抱返り溪谷を形づくり遠く雄物川へと続いているが、この玉川は流域の平野を潤すとともに、玉川ダム、鎧畑ダム、夏瀬ダム、神代ダムなどその豊富な流量と地形的な落差を利用した水力発電所が多く、東北有数の電源地帯として産業の発展に貢献している。

横手盆地の北端に位置する南部地域の角館には、岩手県境沿いに奥羽山脈が1,000m級の高山を連ねている。また、南西部には、出羽山地があり、大仙市との境をなしている。

市街地を挟んで玉川と桧木内川が流れ、この二つの河川は南端で合流し、雄物川に流入している。これら河川流域は穀倉地帯となっている。

西部地域にあたる西木は、北は北秋田市、西は秋田市に接している。

南部の平坦地と北部の山間地に大きく分けられ、南部は仙北穀倉地帯の一帯をなし、北部はその周囲を大仏岳等一般に急峻な山岳地帯で、総面積の88.5%が山林原野で占められている。

3 地 質

生保内川上流域の山々は、秋田駒ヶ岳以北のものより古い地質で形成されており、急峻な山地地形を呈している。第四期の火山地域とは対照的である。朝日岳頂上付近には、周氷河現象である植被構造土が広い範囲に存在する。形成された地質年代の違いで、秋田駒ヶ岳以北の地域と国見峠以南の山々では隣接していながら植物相や動物相にも相違が見られる。

田沢湖で露出している一番古い岩体は、生保内川上流部と鎧畑ダム付近に分布する花崗閃緑岩で、その生成年代は約一億年前の中生代白亜紀中期と考えられている。生保内川花崗閃緑岩の捕獲岩であるホルンフェルス（マグマの熱との接触変成作用によってできた変成岩）は古生界と見なされている。これらの岩体は、新第三世紀中新世の地層に覆われたり、断層によって分布が寸断されている。

なお、熊ノ台西方で枕状溶岩が認められていることから生保内層は海成であり、基盤花崗岩に直接重なっていることは、生保内層が堆積を開始するまで花崗岩の上には碎屑物が堆積できない環境であったと推測される。

奥羽脊梁山脈のほとんどの地域は、800万年前のころには陸化し、海域も日本海と太平洋に分けられた。脊梁山脈とその周囲には、たくさんのカルデラが形成され、酸性の火山岩を噴出した。カルデラの形成は、700～500万年前に最も多く、その後減少していく。このころのカルデラ形成に関連した湖成層と考えられている田沢湖の北部に広がる宮田層では、流紋岩質凝灰岩に挟まれた泥岩から、植物化石や昆虫化石などを産出する。

田沢湖は大部分が山地であり、第四紀の火山（200万年前～現在）という、最も新しい地質時代の火山や火山噴出物からできている。

シンボルとしての田沢湖も、火山噴出による陥没（カルデラ）湖であり、このようなボルカニック・ハイランドを、玉川とその支流の先達川が侵食して、河道に沿って細長い河谷底平野を造っている。

南部地域の角館は、横手盆地の北端に位置し、市街地を挟んで東側地域においては脊梁山脈の地質特性が、西側地域においては出羽山地の地質特性が認められる。

西側地域に分布する地層は、下位により新第三系の萩形層、桂沢層、塩手沢層、砂子層、鵜養層、明光沢岳石英安山部層、諏訪山石英安山部層、杉沢凝灰岩部層、女川層、山谷層であり、杉沢凝灰岩部層までの各層を粗粒玄武岩が岩脈状に貫いている。また、中央部には大威徳山を構成する輝石安山岩の貫入が認められる。横手盆地東縁部には扇状地及び段丘がよく発達し、盆地を沖積層が広く覆っている。

西部の西木は特に桧木内地区の山は断層が多いので有名である。

一番高い山は大仏岳の1,166mで、秋田駒ヶ岳、田沢湖の荷葉岳と同じ年代の百万年前と言われており、花崗岩質の山である。次は大石岳の1,059mで秋田県で古い地層で太平山の方まで続いて、先第三紀盤岩の五千万年前の花崗岩類である。小波内沢を境にしている宮田と相内沢の間の檜森もそれに属している。

この年代の岩石で緑色凝灰岩は浦子内と高崎森の南側にあり、硬い岩石で光沢のある見事な石である。相内沢の一部にある流紋岩も花崗岩に対応する火山岩で黒雲母の斑晶がある。また、淡色流状組織が見えるものがあり、珍しい貴重な石に属している。御座の石、旭山神社付近、岩屋洞、桧木内川、瀧尻川等に現れている含礫浮石凝灰岩は松葉層とも言われている。上桧木内の堀内から浦子内方面にある酸性白土はやわらかで切りやすく、焼くと硬質に変わるので製炭の窯石として重宝がられ、七輪などにも使われる。

田沢湖

市のほぼ中央ににある湖で面積は25.79km²、周囲の湖岸線は20.14km、東西5.8km、南北5.8km、湖面は(発電用、酸性水中和用として玉川の河川を流入しているため)変動があり、最深部は423.4mで水深は日本一である。

田沢湖は、玉川導水路と先達川導水路によって水を導入している。周囲に小さい沢は数多くあるが湖水に対する影響はほとんどない。

湖水の透明度は、1931年は33mとなっているが次第に濁度を増す傾向にあり、生活雑排水の排除のため下水道の充実に力を注いでいる。

外輪山を形成しているのは200m～300mの山地であるが、院内岳、八森山、大森山、笹森山、高鉢山等の山峰が見られる。

この周辺の地質は、東北裏日本に分布している新第三系とその基盤岩類、これらを覆う新第三紀末期から第四紀にかけて噴出した火山岩類からなっている。

田沢湖の外輪山の地質は次のとおり

外輪山名	標高(m)	地質
院内岳	751	玄武岩
柴倉峠	455	石英安山岩、凝灰岩
八森山	508	硬質凝灰岩、砂岩
大森山	508	凝灰岩、砂岩
笹森山	401	変質安山岩
高鉢山	751	玄武岩、凝灰岩
霞森山	373	変質安山岩

となっており、非常に複雑な構成である。

湖の南側の外輪山は、柴倉峠に代表されるもので異質火山礫凝灰岩が玉川層に重なって

る。

玉川層は変質安山岩の溶岩、火山角礫岩、疑灰角疑岩、火山礫疑灰岩などからなっている。東側は、八森山から大森山まで、塊状の礫質疑灰岩が分布している。

これは、風化面は乳白色で、新鮮なものは灰青色で、石英粒が多く含まれる。また、ネバタ岩疑灰岩の礫や硬質泥岩が部分的に分布している。

北東側は、低い丘陵性の山地が連なり、石英粒の多い硬質疑灰岩があり、この上部はネバタ質疑灰岩が複雑に入りこんでいる。

北岸には、高鉢山があり、上部に玄武岩が見られ、下部は疑灰岩で構成される。この玄武岩は、大森山から南方の山伏峠に至る山地、そして院内岳などにも分布している。

西側は、標高 500m以上の山地が湖岸に急斜面で迫っており、断層崖と推定されている。

この場所は火山礫疑灰岩、火山角礫岩や変質安山岩の溶岩などからなり、これらに含まれる角礫や火山礫は、変質輝石安山岩などの混合型が多い。

また、変質石英岩や閃緑岩の貫入が見られる。

4 気 象

仙北市東部の田沢湖地区の年平均気温は9.5、最高気温の極値は35.8、最低気温の極値は-17.6であり、年降水量の平均値は2087.8mm、平均風速は1.8m/sである。

南部の角館地区の年平均気温は10.5、最高気温の極値は37.8、最低気温の極値は-16.7であり、年降水量の平均値は2100.5mm、平均風速は1.0m/sである。

また、最深積雪の極値は169cmとなっている。

北部は、降水量が多く、桧木内の年降水量の平均値は2305.7mmである。

5 河 川

1級河川

地区名	河 川 名	流路延長 (m)
田沢湖	玉 川	1 2 9 , 2 1 7
"	院 内 川	9 , 7 9 0
"	才 津 川	1 1 , 6 4 0
"	刺 市 川	4 , 8 0 0
"	生 保 内 川	7 , 4 1 8
"	北 桧 木 内 川	3 , 8 0 0
"	小 先 達 川	3 , 9 0 0

地区名	河川名	流路延長 (m)
田沢湖	先達川	7 , 5 0 0
"	第 1 馬形沢川	1 , 3 0 0
"	第 2 馬形沢川	2 0 0
"	小黒沢川	9 0 0
"	大黒沢川	8 0 0
"	岩井沢	1 , 5 0 0
"	船小屋沢	5 0 0
"	杉谷地沢	2 0 0
"	赤倉沢	5 0 0
"	石黒沢	3 0 0
"	水上沢	1 0 0
"	湯沢	3 0 0
"	小沢の沢	1 , 9 0 0
"	小袋沢	2 0 0
"	湯淵川	4 , 1 0 0
"	下明通沢	1 5 0
"	明通沢	1 , 3 0 0
"	岩の目沢	1 , 2 0 0
"	小和瀬川	7 , 5 0 0
"	湯の又沢	7 , 5 0 0
"	下刺沢	9 0 0
"	上刺沢	3 8 0
"	石黒沢	2 4 0
"	中の又沢	4 , 5 0 0
"	道行沢	2 0 0
"	大倉沢	2 0 0
"	様ノ沢	3 0 0

地区名	河川名	流路延長 (m)
田沢湖	上金倉沢	4 5 0
"	石仮戸沢	1 , 5 0 0
"	湯の沢	1 , 5 0 0
"	上湯の沢	5 0 0
"	湯田又川	1 , 5 0 0
"	渋黒川	6 , 4 0 0
"	湯川	5 1 0
"	長内沢川	2 , 0 0 0
角館	桧木内川	4 0 , 6 8 2
"	入見内川	1 3 , 7 0 0
"	山谷川	6 , 6 5 0
"	斉藤川	5 , 1 4 0
"	川下田川	3 , 1 0 0
"	杉沢川	2 , 0 0 0
西木	初内沢川	7 5 0
"	比内沢川	1 , 5 0 0
"	浦子内沢川	2 , 7 0 0
"	堀内沢川	1 , 2 0 0
"	相内沢川	2 , 8 0 0
"	土熊沢川	1 , 8 0 0
"	相内沢川	1 , 6 5 0
"	新瀬沢川	1 , 0 0 0
"	瀧尻川	8 , 3 0 0
"	小白川川	8 , 4 0 0
	計	3 3 0 , 9 6 7

6 社会的条件

(1) 人口

本市の平成23年3月31日現在の人口は、30,174人、世帯数10,813戸で、年々減少の一途をたどっており、65才以上の高齢者人口は9,890人で、総人口の32.77%を占め、高齢化が急激に進んでいる。

(2) 産業構造

産業別就業人口の構成比は、平成20年度の産業別市町村内経済調査では、第一次産業4.7%、第二次産業49.8%、第三次産業45.5%となっており、昭和40年代に比較して、第一次産業が大きく減少し、第二次産業が増加している。

(3) 土地利用の状況

本市においては、秩序ある開発と土地の効果的活用を図るために、三つの土地利用に大別している。

第一は、都市計画の区域の設定である。行政区域面積1,093.64Km²のうち7.933Km²を都市計画区域に指定し都市計画街路事業、公園事業及び公共下水道事業など都市化の進展に合わせた各種の都市基盤整備事業を推進している。

第二の農業振興地域については、農業振興地域整備計画に基づき農業生産の基盤となる優良農地の保全に努めているが、農業をめぐる社会情勢の変化、都市計画区域との関連など、今後の土地利用の動向を踏まえた「新農業地域整備計画」を策定し農業の健全な発展に努めている。

第三は、自然公園・環境保護地域の設定で、本市には、十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園など景観に優れた広大な自然公園があり、これらの景観保全、資源保護に努めるとともに、秩序ある利用を図っている。

土地利用の現状において大きな特徴は、山林、原野が市土全体の約88.5%を占めていることである。

地域別にみると、田沢湖地域における土地利用の状況は、地域総面積672.06Km²のうち山林、原野が575.08Km²(85.6%)、農用地25.46Km²(3.8%)、宅地等5.15Km²(0.8%)、水面・河川・水路が45.48Km²(6.7%)、道路5.97Km²(0.9%)、その他1.492Km²(2.2%)であり、角館地域は、地域総面積156.63Km²のうち山林、原野が124.52Km²(79.5%)、農用地17.84Km²(10.8%)、宅地等2.98Km²(1.9%)、その他11.29Km²(7.2%)であり、西木地域は、地域総面積264.95Km²のうち山林、原野が232.73Km²(87.8%)、耕地13.40Km²(5.1%)、宅地等1.55Km²(0.6%)、その他17.27Km²(6.5%)となっている。

(4) 道路・橋梁の状況(平成23年4月1日現在)

(国道・県道・市道)

区 分	路 線	管理区分	道路延長 (m)	橋 梁 数	備 考
国道	4 6 号	国	41,351	44	
国道	1 0 5 号・ 3 4 1 号	県	124,953	95	
県道	主要地方道・ 一般県道	〃	124,360	69	
市道	市道	市	890,487	562	横断地下道 4 5 箇所

第 2 既往の一般災害

災害は自然災害と人為的災害に分けられるが、本市の過去における自然災害を見ると、その規模、被害額において、集中豪雨、台風、雪害等が大きい。人為的災害としては火災があげられるが、消防組織の強化と市民の防火意識の高揚で被害を最小限にとどめている。

1 自然災害

(1) 水 害

- ア 昭和 3 5 年 8 月 2 日から 3 日にかけて、オホーツク海低気圧から南西に伸びる前線が南下したため、北秋田地方は大雨となったが、その後、雨は田沢湖周辺に集中し、田沢湖田子ノ木で 3 日の 2 時から 2 1 時まで 4 0 5 mm の雨量を記録した。このため、田沢湖生保内地区で 3 日 1 7 時から 1 8 時にかけて生保内川が氾濫し、死者 1 4 名、負傷者 1 4 名、行方不明者 1 名の被害を出し、住家では、全壊流失 2 2 棟、半壊 6 棟の被害があり、田畑では埋没耕地 1 4 0 ha いう大きな被害となった。
- イ 昭和 4 0 年 7 月 2 8 日朝から、田沢湖の秋田駒ヶ岳～乳頭山などに集中豪雨があり、県道西山生保内線で道路一箇所が決壊、橋一箇所が破損し、また、国道 4 6 号線では仙岩峠付近で土砂崩れが発生し通行止めとなった。
- ウ 昭和 4 5 年 8 月 1 日、日本海中部にある低気圧のため、朝に田沢湖周辺に集中豪雨があり、このため、仙岩峠六枚沢付近で 1 0 m にわたる土砂崩れがあり、国道 4 6 号線が二箇所で行き止まりとなった。
- エ 昭和 4 7 年 3 月 2 0 日、日本海から低気圧が接近したため大雨となり旧田沢湖町で降り始めから 9 0 mm に達し、また気温も上昇したため融雪洪水となった。このため、住家の床下浸水 2 9 棟、非住家 1 9 棟のほか、農業用施設等 1 3 箇所、治山施設等 2 箇所などに、

合わせて19億409万円の被害がでた。

オ 昭和47年7月5日、日本海の低気圧から東西にのびる前線が活発化したため、県中央部から北部にかけて強い降雨となり、6日の明け方には小雨となった。しかし、7日になって前線が再び活発となり、早朝から降り始めた豪雨は9日の正午まで続いた。総雨量は桧木内430mm、八幡平376mmなど、県内各地で300mmを越えたため各河川が氾濫した。このため玉川、桧木内川が氾濫し、旧田沢湖町で、建物全壊1戸、床上浸水339戸、床下浸水279戸、道路等の決壊、田畑の流失及び冠水138haなどの被害がでた。

また、旧角館町では、全壊1戸、床上浸水279戸、床下浸水279戸、堤防決壊、田畑の流失及び冠水35haなど4億3千万円の被害がでた。

旧西木村では7月8日から9日の降水量が440mmに及び、特に上・下桧木内に大きな被害をもたらした。田畑の埋没、流失46ha、河川施設の損壊（頭首工・水路）、橋梁10箇所、河川決壊58箇所、道路決壊29箇所など4億円余りの被害額となった。

カ 昭和49年8月4日深夜から5日未明にかけての豪雨により桧木内川が氾濫、上桧木内宮田地区が家屋の浸水、田畑の埋没、冠水など大きな被害を受けた。

キ 昭和62年8月16日から降り始めた雨が翌17日未明より豪雨となり断続的に降り続けたため中小河川が増水、西木各地区で道路の決壊、橋梁の流失、田畑の冠水、家屋の浸水など全域に被害をもたらした。

ク 平成2年7月18日から19日にかけての大雨により河川が増水し、一部決壊により特に桧木内・門屋地区流域の水田が冠水、家屋床下浸水などの被害を受けた。

また、25日夜からの大雨により再び河川が増水、上桧木内地区流域の堤防が決壊し、水田埋没、冠水、家屋床下浸水などの被害を受けた。

ケ 平成19年9月17日の豪雨により河川が氾濫し、特に西木の上桧木内、桧木内地区、田沢湖神代地区を中心に家屋の床上浸水（6戸）、床下浸水（76戸）、水田の冠水等の被害を受け、被害額は72,349千円に及んだ。

コ 平成22年7月30日の集中豪雨。角館地区の1時間最大雨量59mm。角館山根・西長野・八割塩手沢地区の122世帯に避難勧告し、27人が避難した。角館・神代地区で床上浸水（13戸）、床下浸水（67戸）の被害を受けた。

（2）雪 害

ア 昭和36年1月26日朝から厳しい吹雪のため、列車及びバス路線は混乱し、また、秋田～生保内間の15万ボルト送電線が故障した。

イ 昭和46年12月18日、田沢湖生保内の国道46号線の仙岩峠から50m本市よりの地点で幅20m、長さ10mの雪崩が発生し、一時通行が不能となった。

ウ 昭和48年12月上旬から近年にない大雪となり、1月～2月とも冬型の気圧配置が卓越して降雪の日が多く、特に1月下旬から2月半ばにかけては明治以来の豪雪となった。

このため、交通機関は運休状態となり、交通機能は完全にマヒし市民の生活に多大な影響を及ぼした。

エ 昭和54年1月6日の午前10時10分ころ、田沢湖スキ - 場の第3リフト終点から男岳に向かってスキ - ツア - 中の2名が、男岳頂上手前100m位の地点で厚さ20cm～30cm、幅20m、長さ30mの表層雪崩に遭い、うち1名は自力で脱出、1名は全身打撲と左肘関節骨折で重傷を負った。

オ 平成17年12月23日から市内各観測点の積雪量が150cmを越えるような降雪があり、12月24日に豪雪警戒部を設置し、その後も豪雪が続き、平成18年1月6日に豪雪対策本部を設置して災害予防に努めたが、2月10日に乳頭温泉郷鶴の湯温泉で表層雪崩が発生し、入浴客等に被害が及び、1名の尊い生命が奪われる結果となった。

(3) 風 害

ア 昭和30年桜木内松葉地区で巻風を伴う大風があり、家屋2棟が屋根を飛ばされるなどの被害を受けた。

イ 昭和41年9月27日午前7時、台風26号は県南部で勢力を弱め、温帯低気圧となって三陸沖に抜けたが、この台風により、20m前後の強風が吹き、住家の全壊2棟、半壊1棟、一部破損5棟、非住家15棟の被害がでた。

ウ 昭和53年4月7日16時20分頃、住宅の改築工事中、二階の屋根にシートをかけ直していた男性が、強風に吹き飛ばされ、約3m下の地面に転落し腰部と頭部を打撲し、全治約3週間の負傷をした。

エ 昭和56年8月26日、台風15号の通過により、住家、非住家合わせて95戸余りに被害がでた。武家屋敷の青柳家も玄関脇にある大木が途中から折れる被害を受けた。

オ 平成3年9月28日日本県沖を通過した台風19号により、建物の損壊、産業施設、農産物に大きな被害をもたらした。

(4) 火 災

ア 昭和10年5月17日の15時40分に生保内村宿の郵便局の近くから出火し、役場、郵便局、駐在所等を含め住家100棟、102世帯、非住家101棟を全焼した。

イ 昭和22年4月の異常乾燥下、上桜木内宮田で種籾用お湯釜が火元となり、住家非住家が焼失(宮田の大火)

ウ 昭和26年5月4日異常乾燥強風下、東田部落住家から出火した飛び火により漆原、古堀田部落の住家32戸、神社などあわせて54棟が焼失した。(漆原の大火)

エ 昭和29年5月29日、角館駅通り29戸全焼。

オ 昭和30年7月15日に生保内字水尻より出火し、駅前の住宅23世帯が全焼した。

カ 昭和31年10月9日の1時30分に生保内字男坂より出火し、駅前の住宅22世帯が全焼した。

キ 昭和34年9月15日、角館保育園より出火、13戸全焼。

第6節 仙北市の防災対策の推進計画

第1 計画の方針

災害は、広範な分野にわたる複合、複雑な現象であり、発生時の対応も大事であるが「市全体の防災を意識したもの」にしていかななくてはならない。また、これらは市及び関係公共機関のみの努力では対応出来ない面が多々あり、地域住民が日頃からの防災意識をもつことが必要であり、市民、行政一体となって、防災対策に取り組むことが肝要である。

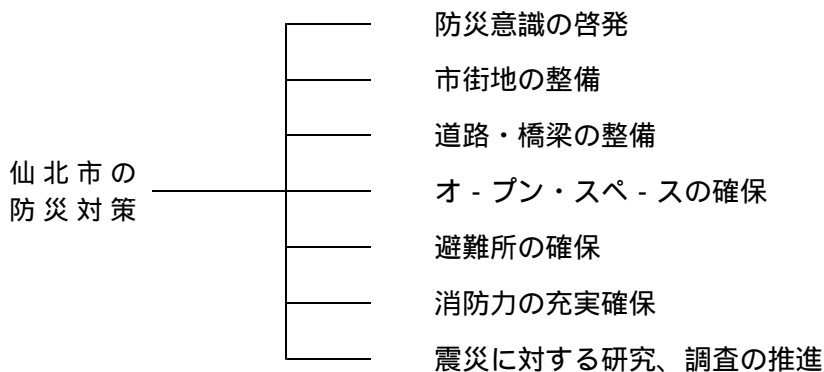
第2 指 針

1 「災害に強いまち、仙北市」をつくるための目標を

- (1) 人命の安全
- (2) 財産の安全
- (3) 文化財等の保全

とし、本市のすべての施策、事業はこの防災街づくりの目標を第一義としなければならない。

また、これらの目標を達成するためには、ハード、ソフトの両面から効果的な展開を図っていくものとする。



防災意識の啓発

市民の防災意識向上のための啓発に力を入れるとともに、自主防災組織の組織率の向上を目指す。

市街地の整備

災害に強いまちづくりを目指し、宅地開発及び都市施設の整備においては防災精神を第一義において事業を推進する。

道路・橋梁の整備

道路・橋梁は市民の避難機関の活動等の動脈として欠かすことのできない重要な施設であ

る。これらの整備においても防災を念頭に置いて整備を図る。

オ - プン・スペ - スの確保

公園等のオ - プン・スペ - スはスポ - ツ・レクリエ - ション等の機能とともに、災害時に強い街づくりの一環として、これらオ - プン・スペ - スの確保と整備に努める。

避難所の確保

避難場所、避難道路の整備は、二次災害により多数の人命を失うことを防ぐため重要な施設である。これらの整備並びに指定を行い、市民への周知を図る。

消防力の充実確保

市民の生命と財産を守るため、災害の予防と災害発生時における消防力の強化に努める。

震災に対する研究、調査の推進

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、今後見直される秋田県の地域防災計画と整合性を取りながら、仙北市における被害の軽減を図るための調査研究を行う。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

(政策推進課・企画振興課・教育委員会)

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、「自らの安全は、自らが守る」という意識を持ち、市民一人ひとりが日頃から災害に対する備えと心がけが重要である。

また、いつでもどこでも起こりうる大規模災害から人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、その実践を促進する「市民運動」を展開するものとする。このため、市及び防災関係機関は、平時から市民に災害に対する知識や災害発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

さらに、仙北市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、職員に対し防災教育を実施する。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズム等の基礎知識にとどまるものが多い。

しかし、最も重要な知識は、避難生活及び生活支援に関することである。

1 災害時要援護者

災害時要援護者には高齢者をはじめ様々な方がおり、状態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2 避難者へのプライバシー

避難者のプライバシー保護に関する施策を策定し、これを市民への知識として普及させるための啓発活動が必要である。

3 女性の視点から捉えた支援

男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、女性の特質に考慮した支援マニュアルを策定し、これを市民への知識として普及させるための啓発活動が必要である。

第3 職員に対する防災教育

1 現 況

市の職員は、災害の発生時に計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるので、今後一層の資質向上に努めるものとする。

2 対 策

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 視察、現地調査等の実施
- ウ 防災活動の手引等印刷物の配布
- エ 防災訓練の実施

(2) 教育の内容

- ア 仙北市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - (ア) 非常参集の方法
 - (イ) 被害調査の方法
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 災害の特徴
- エ 災害時の一般知識
- オ 過去の主な被害事例
- カ 防災機材の取扱方法
- キ その他必要事項

第4 一般住民に対する防災知識の普及

1 現 況

日本海中部地震を契機として設定した「県民防災の日」(5月26日)、「防災の日」(9月1日)及び「防災とボランティアの日」(1月17日)等における防災広報、防災訓練、防災研修会その他の広報手段により、防災意識の高揚と知識の啓発普及に努める。

2 対 策

(1) 普及の方法

- ア 新聞、広報等による普及
- イ テレビ、ラジオ、防災無線等による普及
- ウ 写真、ビデオ、スライド等による普及
- エ 講演会等による普及
- オ 立て看板等による普及
- カ チラシ、パンフレットによる普及
- キ 図画、作文等の募集による普及

(2) 普及すべき内容

- ア 災害に関する知識（災害への備え、応急手当等）
- イ 地域固有の防災問題への認識（危険箇所の実態把握）
- ウ 仙北市地域防災計画の概要
- エ 自主防災組織と活動状況（役割分担、活動内容）
- オ 災害時の心得
 - (ア) 災害情報等の聴取方法
 - (イ) 連絡方法の確保
 - (ウ) 避難の方法、場所、時期等の徹底
 - (エ) 非常食糧、身の回り品の準備及び貴重品の始末
 - (オ) 災害時の態様に応じて取るべき手段方法等
- カ 大地震から身を守るためのポイント
 - (ア) まず我が身の安全を図れ
 - (イ) すばやく火の始末～あわてず、さわがず冷静に
 - (ウ) 非常脱出口を確保する
 - (エ) 火が出たらまず消火
 - (オ) 外へ出るときはあわてずに
 - (カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりに近寄らない
 - (キ) 山崩れ、がけ崩れに注意する
 - (ク) 避難は徒歩で、荷物は最小限とする
 - (ケ) みんなが協力し合って応急処置
 - (コ) 正しい情報をつかみ、余震をおそれるな

第5 学校等を通じた防災知識の普及

1 現 況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実践しており、特に予防措置、避難方法等については、児童、生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

2 対 策

(1) 防災計画の策定

校長等施設の管理者は、年度初めに地震時における児童・生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

(2) 防災指導の充実

ア 防災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施する。特に、避難訓練、消火訓練、緊急地震速報対処訓練、野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等、事前指導の徹底に努める。

イ 学校の行事として、防災訓練の実施及び防火施設等の見学会を行い、災害時における防火活動、避難等について習得するよう努める。

ウ 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質向上を図る。特に出火防止、初期消火、避難訓練等災害時における行動力、指導力を向上させる。また、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。

エ 職員に対し、防災教育を実施しその資質向上を図る。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、教職員の共通理解と児童・生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果を収めるよう努める。

イ 防災訓練は、学校の種別、規模等実状に応じて毎学期1回もしくは毎年2回以上実施する。

ウ 防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図る。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設、設備、器具、用具等について、定期的に点検を実施し、常に使用できるよう整備を図る。

(5) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日及び夜間は無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 現 況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して資質の向上に努める。

2 対 策

(1) 査察等を通じたの現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導する。

(2) 講習会、研修会等の実施

- ア 防火管理者に対しては、講習会、研修会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。
- イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、主として事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制とする。

(3) 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

資料1 - 9「防災上重要設一覧表」

第7 企業における防災教育

企業における防災意識の高揚と企業の防災力の向上を図るものとし、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練又は研修などへの積極的な参加を呼びかけ、防災のアドバイスを行うものとする。

第8 防災に関する意識調査

1 現 況

住民等の災害に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要であるが、本市では、これまで実施されていない。

2 対 策

市及び防災関係機関は、必要に応じて、市民等の地震に関する意識調査等の実施に努める。

第2節 自主防災組織等の育成計画

(環境防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

災害時における防災活動は、単に国、地方公共団体のみならず地域住民の協力がなければ万全を期し得ない。住民の隣人互助の精神に基づく地域の実状に応じた自主防災組織を育成するとともに、事業所等の自衛消防組織等の充実を図る。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現 況

本市における、自主防災組織の組織率は地域間に格差があるものの全市的には低い状況であり、町内会や集落単位の研修会等により啓発を図り、突発的に発生する各種災害に備え、自主防災組織の積極的な整備が必要である。

2 対 策

市では、既存の組織に加え、次により自主防災組織等市民の自発的な防災組織の結成と、その育成強化に努めるものとする。

(1) 組織づくり

ア 町内会、集落等の自治組織に、防災に関する活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図りながら、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ 児童、生徒等の活動を助長させ、将来の自主防災活動の素地を育成する。

(2) 活動の活性化

ア 計画的にリ - ダ - 研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。

イ 自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努めるものとする。

ウ 活動の積極的推進を図り、褒章制度の導入を図る。

エ 防災教育用資器材の整備を図る。

オ 自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとし活性化を図る。

(ア) 平常時

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 火気使用設備及び器具等の点検
- c 防災資器材等の備蓄及び管理
- d 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- e 市内の安全点検の実施
- f 避難路、方法、避難場所の確認
- g 地域の災害時要援護者の把握

(1) 災害発生時

- a 初期消火の実施
- b 被害状況等の収集、報告、命令指示等の伝達
- c 救出、救護の実施及び協力
- d 避難誘導の実施
- e 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

第3 事業所の自衛消防組織等

1 現 況

事業所は、不特定多数の者を収容したり、多量の火気、危険物等を使用したりする 경우가少なく、災害が発生した場合、被害を増大させる危険性が潜在している。

なお、防火管理者及び危険物取扱者等の防災責任者がいる事業所は、それぞれ自衛消防組織等が組織され、また、ガス取扱事業所では、LPガス保安協会及び高圧ガス地域防災協議会などの指導のもとに、自主保安体制の充実に努めている。

2 対 策

(1) 自衛消防組織等の設置が義務づけられている事業所はもとより、設置義務のない事業所においても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害拡大防止のための自衛消防組織等の編成と、次の活動を行うことを指導する。

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達方法の確保
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力

- (2) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主防災体制の充実強化を図る。
- (3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対して、実状に即した防災計画について指導助言する。
- (4) 防火管理者、危険物取扱者等の防災上責任を有するものに対しては、講習会等の実施により資質の向上を図る。
- (5) 各事業所に対しては、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。

資料 6 - 1 「自主防災組織一覧表」

資料 6 - 2 「自主防災組織推進要領」

資料 6 - 3 「 町内会自主防災会規約（作成例）」

第3節 防災訓練計画

(総務課・環境防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

訓練は、災害の発生に備え、防災関係機関、民間団体、ボランティア団体及び地域住民相互の緊密な連携のもと、救助、救護避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに防災関係機関はもちろんのこと地域コミュニティ等と協力し、市民の防災意識の高揚を図る。

実施にあたっては、高齢者や傷病者などの災害時要援護者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営、さらに女性や災害時要援護者の視点から捉えた避難所での支援訓練を実践的に実施し、これら訓練を検証し課題を整理の上、避難対策等に反映する。

さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各訓練においては、女性の参画を促進するよう努める。

第2 現 況

仙北市地域防災計画に基づく各種訓練を実施し、その訓練で得た教訓を防災対策に反映する。

第3 訓練の区分

1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等を図上で行う。

また、実員を使って訓練を行うことが出来ない場合、又は指揮能力を養成する訓練等を行う場合に実施する。

2 実働訓練

実際の災害を想定して総合的、個別的に実施する。

(1) 総合訓練

市内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加のもと、総合的な防災訓練を実施する。

(2) 個別訓練

総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、小地域毎に個別的な訓練を実施する。

第4 訓練の種別

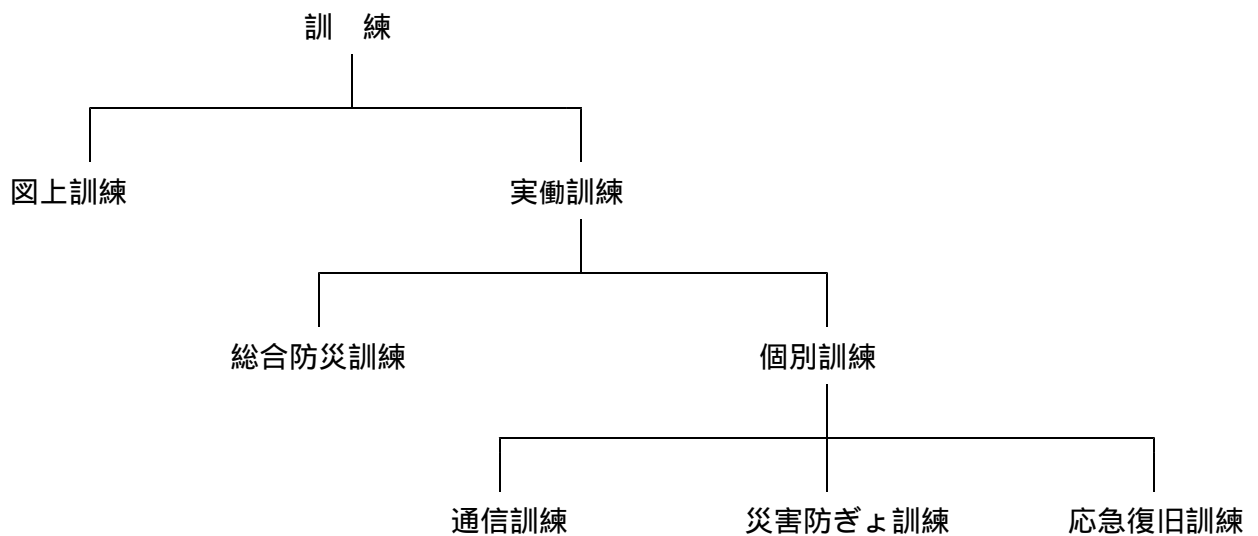
市及び防災関係機関は、次のような訓練の実施に努める。

1 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設を高度に活用し、総合的な通信訓練を実施する。

- 2 災害防ぎょ訓練
 - (1) 情報の収集、情報の伝達訓練
 - (2) 消防訓練
 - (3) 水防訓練
 - (4) 避難訓練
 - (5) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練
 - (6) 必要な資材の応急調達訓練
- 3 応急復旧訓練
 - (1) 道路等、交通の確保
 - (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
 - (3) 決壊堤防の応急処置
 - (4) 水道、ガス、電力、通信施設の応急復旧
 - (5) 危険物等の災害防止と応急復旧

第5 訓練の系統図



第6 防災訓練計画

区 分		実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
個 別 訓 練	消防訓練	角館消防署 各消防分署 消防団	火災予防 運動期間	適 宜	図上又は実践訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	消 防 団	入 梅 前	生保内川 松木内川 雄物川河川敷	図上又は実践訓練、必要に応じて国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	角館消防署・ 各消防分署・ 消防団・町内 会・集落	県民防災 意識高揚 強調週間	地域全体	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練、必要に応じ他の訓練等と並行して実施する。
	動員訓練	角館消防署 各消防分署 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	仙北市 角館消防署 消防分署	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるように訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設の 管理者	防災週間	各 施 設	被災のおそれのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所などの建物等からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	炊き出し 給水訓練	仙 北 市	防災週間	適 宣	関係機関の協力を得て炊き出し給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	医療救護 応急手当 訓練	仙 北 市	適 宣	適 宣	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。
総合防災訓練		仙 北 市	適 宣	適 宣	関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応出来るよう総合的に訓練する。
		消 防 協 会	適 宣	持ち回り	支部が主催する総合防災訓練に積極的に参加し防災活動能力を向上させる。
		秋 田 県	防災週間	県内13市 持ち回り	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し防災活動能力を向上させる。

第7 訓練実施要項

訓練の実施にあたっては、その都度具体的な実施要項を作成し訓練の効率的実施と成果の向上を図ることとする。

また、訓練実施要項の作成にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意する必要がある。

第8 市の総合防災訓練の実施方針

1 現 況

近年は、5月26日（県民防災の日）と「県民防災意識高揚強調週間」（5月20日～26日）並びに9月1日（防災の日）と防災週間（8月30日～9月5日）及び1月26日（文化財防火デー）を目標に各防災機関の協力を得ながら、現地において実働訓練を中心に実施している。

2 計画の目的

風水害等一般災害が発生したことを想定し、県、市、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効ある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、住民の防災意識高揚等を図る。

3 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について、実施要綱を定め実施する。

（1）実施時期及び場所

原則として、県民防災の日（5月26日）又は防災の日（9月1日）に、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

（2）参加機関

- ア 指定地方行政機関等
- イ 仙北市
- ウ 自主防災組織
- エ 住 民

（3）主な訓練項目

- ア 気象警報伝達訓練
- イ 通信訓練・広報訓練
- ウ 交通規制訓練
- エ 避難誘導指示情報伝達訓練
- オ 災害対策本部設置訓練
- カ 救出・救護、救護所設置訓練
- キ 炊き出し訓練

ク 消火訓練

ケ 応急復旧訓練

(4) その他

総合防災訓練を行わない場合は、ミニ防災訓練を前記に準じて実施する。

4 安全管理

(1) 訓練実施要項の作成にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意すること。

(2) 町内会、集落、自主防災組織等が行う訓練にあたっては、事前に訓練の計画書を届け出させ、必要に応じて安全について指導する。また「防火防災訓練災害補償制度」が適用できるよう指導する。

第4節 災害情報の収集、伝達計画

(各機関)

第1 計画の方針

風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧、復興を実施するための備えを平常時より怠りなく行うものとする。

第2 情報収集体制

1 職員の動員

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関はその所掌する事務、又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたるものとする。

2 体制の整備

- (1) 携帯電話会社のエリアメールや仙北市の安心安全メールを活用して、警報等を住民に伝達する。
- (2) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の整備を図るものとする。
- (4) 各機関及び機関相互間における情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (5) 衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

第5節 通信施設の災害予防計画

(環境防災課・各機関)

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。このため、計画的に保有する通信施設の改善と保守点検、運用管理に万全を期さなければならない。

また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておくことが必要である。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、NTT等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保するとともに、防災行政無線の保守点検の充実を図る。

なお、民間無線(アマチュア無線、タクシ-無線等)の活用については、情報提供が得られるよう事前に協力協定を結んでおく必要がある。

第2 通信施設の整備

1 情報連絡施設

(1) 現 況

防災行政無線は、仙北市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るものである。

田沢湖地域には、田沢湖庁舎に固定系の親局を設備し、角館消防署・田沢湖消防分署に遠隔制御器を設置している。さらに移動系の基地局を田沢湖庁舎に設備し、遠隔制御器を田沢湖庁舎・田沢湖分署に配置するとともに、公用車に車載型、可搬型及び携帯型を配備し、緊急事態発生に即対応できるよう態勢が整っている。

西木地域には、西木庁舎に基地局1基を設置し、地域内に中継局2基、子局24基、移動局6基(車載型3,携帯型3)遠隔制御局1基、戸別受信機1,578基をもって通信局を構成し、各種災害に迅速に対処できるよう態勢が整備されている。

(2) 対 策

イ 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。

ロ 定期的に回線テストを行い、障害の早期発見に努める。

ハ 携帯移動局については、定期的に充電及び非常電源装置を設置し、常にその能力維持に配慮する。

ニ 移動局の増設整備を推進する。

2 秋田県総合防災情報システム

(1) 現 況

県では、衛星通信を県内における防災情報の基幹通信として、県庁第二庁舎に統制局を設

置し、地域振興局、県の出先機関、市町村、消防本部及び他の防災機関との間に災害時における情報通信の収集伝達手段一元化を図るとともに、統制局、端末局のバックアップ機能及び現地からの映像情報の発信可能な衛星中継車を整備し、迅速・的確な応急対策を支援する態勢をとっている。

(2) 対策

イ 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、特に降雪期前後には巡回点検を行い、機能の維持に努める。

ロ 総合防災情報システムについては、毎日回線テストを行い、障害の早期発見に努める。

ハ 衛星中継車、可搬型地球局については、定期的に起動・操作を行い、常に使用可能な状態に維持する。

第3 東日本電信電話(株)秋田支店施設

1 現況

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や2ルート化などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、臨時回線や公衆電話設置のためのポータブル衛星通信車を配備する。

2 対策

(1) 建物及び局内外設備

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐震、耐火等の構造としている。

(2) 災害時に備えての通信確保

ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成あるいは2ルート構成とする。

イ 被災した電気通信施設等の迅速かつ確実に復旧を図るための災害対策用機器、及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

エ 災害時において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

(3) 災害時の広域応援等

ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模も視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。

イ 災害が発生し、又は災害の発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について定める。

(4) 訓練の実施

ア 社内訓練のほか、地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

第4 NTTドコモ東北支社秋田支店施設

1 現 況

(1) 電気通信設備の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム等のファイル等について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、電送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 対 策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配置

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両を配置する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第5 関係機関の通信施設

1 警察無線

(1) 現 況

無線設備については、仙北警察署、仙北警察署田沢湖交番、仙北警察署角館駅前交番並びに各駐在所及びパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できるような体制が整備されている。

(2) 対 策

災害時における緊急通信のため、関係機関相互の協力が得られるよう体制の整備に努める。

2 アマチュア無線、タクシー無線等の通信施設

(1) 現 況

民間無線については、災害情報の協力が得られるようアマチュア無線家と協力協定を結んでいる。

(2) 対 策

災害情報の協力を得られるよう、アマチュア無線においては現状どおり協力協定を継続し、タクシーについては、災害情報の提供について協力態勢の推進を図る。

3 災害時優先電話の指定推進

災害時は電話が繋がりにくいなどの通信障害が考えられるので、防災機関等についての災害時優先電話をNTTの協力を得ながら共に推進する。

資料3 - 1 「秋田県総合防災情報システム」

資料3 - 2 「仙北市防災無線」

資料3 - 3 「消防無線局設置状況」

資料3 - 4 「タクシー業務無線」

資料3 - 5 「インターネットプロバイダー」

資料3 - 6 「アマチュア無線局一覧表」

第6節 水害予防計画

(東北地方整備局湯沢河川国道事務所・環境防災課・農山村活性課・建設課)

第1 計画の方針

融雪、大雨、集中豪雨等により、河川、ダム等の施設が決壊し、又は破損した場合は大水害となる恐れがあるので、施設の管理者及び市は、管理計画及び水防訓練計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

また、洪水予報の伝達方法・避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成、配布し、ホームページへの掲載等により円滑・迅速な避難の確保に努める。

第2 河川、砂防施設

1 現 況

現在まで土石流による大きな災害は発生していないが、本市の河川は、水源を山地に発しているため、河川上流部は急傾斜地形を構成し、急流で豪雨時や融雪期に多量の土砂を生産流送し、土石流による災害が十分予想される。本市の河川は、1級河川が流路延長330.967km(田沢湖229.595km・角館71.272km、西木30.100km)、その他支流である中小河川が多く存在するため、順次整備進行中であるが、未整備の箇所では、まだ融雪期や集中豪雨期において災害を受ける危険があり、早急に整備する必要がある。

2 対 策

(1) 治山治水、砂防事業については、早期完成が図られるよう関係機関に要望していく。

特に玉川の未改修については早期完成が図られるよう要望していく。

(2) 堤防等の河川施設については、災害による決壊防止を図るため、パトロールを実施し、安全管理に務める。

(3) 水防倉庫を整備し、水防資器材の備蓄に努める。

(4) 市街地においては、生活排水路の整備を促進し、雨水等による浸水危険の排除を図る。

(5) 浸水想定区域毎に洪水予報の伝達方法・避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、洪水ハザードマップを通じて住民に対する周知を図る。

第3 ダム施設

1 現 況

既存のダムについては、各ダムの操作規則に基づき施設の維持管理及び防護に努める。なお、ダムの現況は次のとおりである。

(1) 玉川ダム(国)

(2) 鎧畑ダム (県)

(3) 神代ダム

(4) 夏瀬ダム

2 対 策

(1) 既設ダムでは、それぞれの操作規則に基づき、洪水の発生又は発生のおそれのある場合は洪水警戒体制をとり、被害防止のためのダム操作を実施する。

(2) ダム操作によって下流の水位が著しく変化するおそれのある場合は、あらかじめ関係機関に通知するとともに、一般住民に対してサイレンやスピーカー放送をもって警報する。

(3) ダム管理施設を常に良好な状態に保持する。特に動力については予備発電施設を、通信については N T T 回線及び無線通信設備を活用する。

第 4 ため池施設

1 現 況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、またこれらのため池が決壊した場合は大きな被害をもたらす恐れがある。

2 対 策

(1) 老朽化したため池については、県営又は団体営によるため池等整備事業を実施して、補強改修に努める。

(2) 農業用ため池施設の管理者は、同施設の安全管理に努め、決壊の防止に努める。

資料 2 - 2 「気象観測施設一覧表」

資料 1 1 - 1 「水害危険区域一覧表」

資料 1 1 - 9 「水防用資器材備蓄数量一覧表」

資料 1 1 - 1 0 「水防警戒員配置表」

第7節 火災予防計画

(環境防災課・農山村活性課・角館消防署)

第1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の高層化、危険物の多様化・需要拡大のほか、春秋の入山者の増加により、火災発生危険が増大している。これに対処するため、市及び広域消防は、消防計画を立て消防体制を整備し、消防力の向上、防火思想の普及及び予防査察等により、火災の未然防止を図る。

第2 一般火災

1 現 況

市及び広域消防等が一体となって、消防力の充実強化や住民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めているところである。

2 対 策

(1) 消防体制の強化

ア 広域消防職員の増強援助を進めるとともに、消防団員の充足に努め人的強化を図る。

イ 消防団員に対しては、県等が実施する火災予防等に関する教育訓練に参加させるとともに、市でも随時訓練を実施し、知識の普及及び技術の向上を図る。

ウ 消防施設、機械器具等の整備、配置については、消防施設整備事業等により年次計画により整備更新を行い、充足率の向上を図る。

(2) 火災警報の発令

市長は、知事から消防法に定める火災に関する気象情報を受けた場合の外、気象情報が火災予防上危険である場合、次の火災警報発令基準により有効適切に発令する。

区 分	基 準	周知の方法	対 策
注意報	(1) 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下の見込みのとき (2) 実効湿度70%以下、平均風速8m/sec以上の見込みのとき (3) 平均風速10m/sec以上の見込みのとき (4) 降雪又は降雨の場合は発令しない	1 防災無線 2 広報車巡回	住民への周知 防火広報

区 分	基 準	周知の方法	対 策
警 報	(1) 最小湿度40%以下、実効湿度60%以下で 最大風速7m/secを超える見込みのとき (2) 強風・暴風注意報発令下、平均風速20 m/sec(12月から翌年2月までの間は20 m/sec以上)の風が1時間以上継続し更 に持続する見込みの場合 (3) 乾燥注意報発令時であって (a) 実効湿度60%以下であって、最小湿 度40%を下がり、最大風速7m/secを超 える見込みのとき (b) 平均風速10m/sec以上の風が1時間以上 継続し更に持続する見込みのとき (4) 降雪又は降雨の場合は発令しない	1 防災無線 2 サイレン 3 消防車巡回	1 地域内パトロール 2 消防団待機

(3) 予防査察

火災の発生防止と被害の軽減のため、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

ア 特殊防火対象物

工場、学校、病院、宿泊所、各種センター、危険物関係施設については、防火管理者の協力を得て予防査察、消火設備、避難設備等を随時査察する。

イ 一般家庭

春季、秋季の火災予防運動時に角館消防署、仙北市消防団が各家庭の巡回訪問査察を行い、火気を取り扱う器具を中心に査察指導する。

(4) 防火思想、知識の普及徹底

地域住民及び防火管理者並びに工場等の従業員に対し、随時防火講習会、防火座談会、初期消火訓練等を実施する。

第3 林野火災

1 現 況

市の面積の約8割を占める林野を火災から守るため、市及び関係機関が協力して消火資器材の整備と、火災の未然防止に努めているところである。

2 対 策

林野火災は、気象条件要因と人為的失火により発生することから、次の対策を推進する。

(1) 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及

徹底を図る。

- ア 山火事予防運動（４月１日～５月３１日）の実施
- イ ポスタ -、表示板等の設置
- ウ 学校教育を通じての啓発宣伝

（２）林野火災予防施設の整備

林野火災の発生を未然に防止するため、火気取扱所を整備するとともに、火災の早期発見及び火気取扱いを監視するための施設を整備する。

- ア 喫煙、焚火のできる休憩所の設置
- イ 火気取扱い監視所の設置
- ウ 消防車両が通行可能な林道の整備
- エ 防火線として活用できる歩道の整備

（３）火入れに対する許可

- ア 火入れをする場合は、森林法による許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。
- イ ゴミ焼却、野火、焚火等火災と紛らわしい行為をする場合の届出を励行させる。
- ウ 火災警報発令中又は、気象条件急変の場合は火入れを中止させる。
- エ 火入れに関する現場責任者を置き、跡地の完全消火を図る。

（４）消防設備の整備

林野火災の拡大を防止し、早期消火を行うため次の消火設備を整備する。

- ア 防火線（帯）の布設及び補修
- イ B 2 級小型動力ポンプ、消火機器の配置・整備等

（５）空中消火体制の整備

林野火災現場の地形、延焼規模その他諸般の状況から空中消火が適当であると判断されるときは、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」に基づき、派遣要請をするものとする。

資料 9 - 3 「臨時ヘリポート」

資料 1 1 - 8 「火災危険区域一覧表」

資料 1 3 - 1 「消防用機械器具現有量一覧表」

第 8 節 危険物施設等災害予防計画

(各機関)

第 1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため防災関係機関及び関係事業所は、安全規則を遵守し、適正な施設の管理、防災資器材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して危険物施設等の安全を確保する。

第 2 危険物

1 現 況

産業構造及び生活様式の変化に伴い、石油製品を中心とする第 4 類の危険物施設は年々増加している。これら引火性又は発火性の物品については、消防法により危険物として指定され、指定数量以上の取扱いは、位置、構造、設備等一定基準に適合し、完成検査済証の交付を受けた施設で行うほか、運搬容器の構造、材質、また運搬に際しての基準遵守等保安上の規制が行われている。

市内の危険物の貯蔵所等の状況は、貯蔵所（田沢湖 9 1、角館 4 8、西木 1 6）と取扱所（田沢湖 3 5、角館 2 9、西木 1 7）である。

2 対 策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、危険物の貯蔵、取扱量を適切に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持する。

イ 広域消防は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

(2) 資器材の整備

ア 広域消防は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力を向上させる。

イ 施設の管理者は、消火施設及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資器材の整備を促進する。

(3) 教育訓練の実施

ア 広域消防は、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 従業員に対する訓練を実施して、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに、相互応援の体制を整備する。

第3 火薬類

1 現 況

火薬類については、火薬類取締法により、製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱い全般について規制が行われている。

市内には、火薬類を貯蔵する目的で設置された火薬庫が2棟（1群）存在するが、この施設の保安距離は十分に確保されており、また、盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

2 対 策

（1）施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、火薬類の貯蔵、取扱量を適正にするとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持し盗難防止に努める。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立ち入り検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

（2）資器材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資器材を整備する。

（3）教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理、保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

（4）自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第4 高圧ガス

1 現 況

高圧ガス保安法の許可対象となる高圧ガス製造所及び貯蔵所（L Pガスは除く）は市内に存在しないが、今後設置されることも考えられる。

2 対 策

（1）施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、高圧ガスの貯蔵、取扱量を適正にし、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立ち入り検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

（2）資器材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資器材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別等の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第5 LPガス

1 現 況

LPガスは「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下：液化石油ガス法）で規制されているが、市内におけるLPガスの販売は業者の適正な保安体制のもとで販売されている。

2 対 策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、高圧ガスの貯蔵、取扱量を適正にし、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立ち入り検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資器材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資器材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別等の保安講習会等を実施して、施設の管理、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第6 毒物・劇物

1 現 況

市内にある毒物、劇物の取扱施設は、届出を要する業務上の事務所及び届出を要しないが、毒物、劇物を常時取り扱っている施設等は、適正な保安体制のもとで管理されている。

2 対 策

(1) 施設及び設備の維持管理

施設の管理者は、定期的に施設及び設備の点検を実施し、常に最良の状態に保持する。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

第7 放射性物質

1 現 況

病院等において放射能を放出する物質が使用されている。

2 対 策

- (1) 監督機関は事業者又は輸送事業者並びに現場責任者（以下「事業者等」という）に対し適切に監督、指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えるものとする。
- (2) 事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射能災害の予防に関する規定等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は、放射能による災害を未然に防止するため各種資器材の整備を図る。
- (4) 火災、その他の災害が起こったことにより放射能障害のおそれがある場合、又は障害が発生した場合は直ちに応急の措置を講ずる。

資料14-1「危険物取扱所等」

資料16-3「燃料販売業者一覧」

第9節 建造物等災害予防計画

(建設課・都市整備課)

第1 計画の方針

公共建造物の倒壊、焼失等は、事後の防災活動を阻害し、また、一般建造物にあっては住民生活に重大な影響を及ぼす。

特に不特定多数の人が利用する大型店などの特殊建築物の防災面について、これらの災害防止のため、耐火不燃性の促進、災害危険区域の指定などにより、建造物の防災化を図る。

第2 公共建造物等

1 現 況

公共建造物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護復旧対策等、防災活動の拠点となるものであり、災害発生時に即時対応できるように努めている。

2 対 策

- (1) 市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、各施設管理者が施設の点検整備に努める。
- (2) 市の所管以外については、施設の管理者が点検整備に努める。

第3 一般の建造物

1 現 況

建築関係法令の徹底により安全の確保に努めている。また、既存不適格建造物の防災性能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っている。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建造物に対しては、年2回の「建築物防災指導週間」を中心に防災査察を実施して、防災改修の促進に努めている。

2 対 策

- (1) 建築関係法令の普及徹底を図る。特に市街地における耐火、不燃化を指向し、災害を予防する。
- (2) 特殊建築物については、定期報告制度及び維持保安計画の作成を徹底し、維持保全に努める。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。
- (4) 積雪期における建築物の倒壊防止及び、屋根からの落雪による事故防止のため、降雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。

資料1 - 9 「防災上重要施設一覧表」

第10節 土砂災害予防計画

(東北地方整備局湯沢河川国道事務所・秋田森林管理署・環境防災課・農山村活性化課・建設課)

第1 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握して、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域からの住宅の移転等、総合的な対策を実施して土砂災害の防止を図る。

第2 地すべり、急傾斜地崩壊対策

1 現 況

本市においては、今までに地すべり、急傾斜地崩壊による大きな災害は発生していない。また、地すべり防止区域に指定された箇所はないが、急傾斜地崩壊危険区域はランク が42箇所(田沢湖16、角館16、西木10)ランク が83箇所(田沢湖30、角館21、西木32)指定されている。

2 対 策

危険区域指定箇所及び未指定区域で危険と思われる箇所は継続的な調査を実施して、危険箇所の把握に努め、施行中の箇所については早期完成に努める。

第3 土石流

1 現 況

本市の土石流危険渓流はランク が128箇所(田沢湖63、角館23、西木42)ランク が160箇所(田沢湖51、角館28、西木81)で、現在まで土石流による大きな災害は、昭和35年8月3日の集中豪雨により、田沢湖生保内地区で大規模な土石流が発生し、死者14名、行方不明者1名、流失家屋22棟、半壊家屋6棟、流失・埋没耕地14haという大惨事が発生している。

2 対 策

(1) 土石流対策

ア 脆弱な地盤の崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を次のとおり推進する。

(ア) 土石流危険渓流については、砂防工事の促進を要望する。

(イ) 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに、表示板等を設置して周知徹底を図る。

(ウ) 土石流危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

(I) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、災害及び降雨時の対策等について地域住民に周知徹底を図る。

イ 農地、農業用施設等に係る土石流対策は、次により推進する。

(ア) 圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。また、土砂が流入するおそれがあるときは、水口付近に沈砂区間を設ける等で圃場全体への流入防止を図る。

(イ) 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合、濁水を取水しないよう水管理の徹底を図る。

(2) 警戒、避難基準

警戒、避難基準は原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土石流、大雨による被害、道路の状況、秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考にしながら、次の場合は住民が自発的に警戒避難するように指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合。

イ 溪流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざり始めた場合。

ウ 被害及び降雨が続いているのに水位が急激に減少し始めた場合。(上流で土砂崩壊があり、流れがせき止められたおそれがある)

エ 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず、低下しない場合。

オ 溪流付近の斜面崩壊が発生した場合、及びその徴候があった場合。

(3) 予報、警報及び避難命令

ア 予報、警報及び避難命令は、迅速かつ的確に地域住民に伝達して周知するほか、市民自ら異常気象時には的確に判断できるよう指導する。

イ 市民に対し警報を伝達するとともに、避難指導にあたる。その際、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

(4) 避難の方法

避難の方法は、土石流危険溪流に直角の方向に避難する等、安全な方法を住民に周知徹底するよう指導する。

(5) 避難の場所

ア 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受ける恐れのない場所であること。

イ 保全対象人家からできる限り近距離にあること。

第4 山 地

1 現 況

本市は、今まで山地崩壊による被害は少ないが、山地そのものが脆弱な地質のため、特に豪雨

等による山地崩壊が十分に予測される。

なお、山腹崩壊、地すべり、土砂崩壊流出等の山地災害危険箇所の保安林機能の向上のため、治山対策事業の推進を図っている。

2 対 策

- (1) 災害発生に起因する産地災害に応じた予防対策を推進する。
- (2) 重点保全区域及び土砂崩壊流出防止等、治山事業を国・県に要望する。
- (3) 適時該当地域の見回りを行う等、潜在的崩壊危険区域の発見に努める。

第5 雪 崩

1 現 況

本市は、特別豪雪地帯に指定されており、雪崩による道路の途絶等の被害が出ている。特に豪雪等によって、大きな雪崩が発生する恐れがある。

2 対 策

- (1) 雪崩危険箇所の周辺住民の警戒体制を確立する。
- (2) 雪崩危険箇所については、各所管毎に雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

第6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同し作成・発表する情報である。

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 発表対象者は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である市町村長を対象とする。
- (2) 情報は市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (3) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。
- (4) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して作成・発表するものである。
また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
- (5) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そ

のため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設交通部の持つきめこまやかな雨量情報を活用する。

(7) 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努める事としている。

(8) 今後、新たなデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

(2) 土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。

(4) 市長村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する。

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内すべての市町村を発表単位とする。

土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

<p>発表基準</p>	<p>発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達したときとする。この際、秋田県建設交通部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設交通部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>
<p>解除基準</p>	<p>解除基準は、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所等の点検結果等を鑑み、秋田県建設交通部と秋田地方気象台が協議のうえ警戒を解除できるものとする。</p>

第7 土砂災害警戒情報に対する警戒避難体制等の整備

1 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害危険箇所図等を記載したハザードマップを作成し、市民に提供するとともに、関係資料の配布や危険箇所に表示板等を設置して市民への周知徹底を図る。

2 情報伝達体制

土砂災害警戒情報や警戒避難基準等の情報をインターネットを通じ市民に広く提供するとともに、予兆現象等の情報を市民と関係機関が相互に通報することで情報の共有化を図る。

3 警戒・避難基準

市は過去の降雨状況、秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果等を参考にしながら設定するものとし、次の予兆現象が確認された場合は市民が自発的に計画避難するよう指導する。

(1) 地すべり

- ア 地面にひび割れができる
- イ 沢や井戸の水が濁る

ウ 斜面から水が噴出する

(2) がけ崩れ

ア がけからのわき水が濁る

イ がけに亀裂が入る

ウ 小石が転がり落ちてくる

(3) 土石流

ア 地鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえてくる

イ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる

ウ 川の水が濁ったり、流木が混ざり始める

4 予報、警報及び避難準備情報、避難勧告、避難指示

(1) 予報、警報及び避難準備情報、避難勧告、避難指示は、関係機関が迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるように指導する。

(2) 関係機関は市民に対し、広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導にあたる。この際、特に高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。

5 避難の方法

避難の方法については、溪流を渡らない、がけ付近は避けるなど安全な方法を市民に周知する。

6 避難の場所

(1) 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。

(2) 避難人家からできる限り近距離にあること。

第8 土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制

1 現 況

土砂災害は毎年全国各地で発生しているが、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害が発生するおそれのある危険箇所も年々増加している。土砂災害から人命や財産を守るため、防止施設のハード対策に併せ、住宅の立地抑制等のソフト対策を推進する必要がある。

2 対 策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成13年4月1日施行)に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。指定区域では、それぞれ次の対策を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域

- ア 市は、地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。
- イ 市は、区域ごとの災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知する。
- ウ 県は、市における警戒避難体制の整備に対し、適切な指導を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域

- ア 県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。
- イ 県は、住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。
- ウ 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

(3) 災害時要援護者関連施設における防災体制の確立

土砂災害危険箇所周辺にある災害時要援護者管理施設の管理者に対し、市は県と協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制を確立する等防災体制の整備に努める。

また、災害時要援護者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、自主防災組織、近隣居住者等の協力も得て、早めの避難誘導が行われるよう指導する。

第9 災害危険区域からの住宅移転

1 現 況

災害危険区域については、各種事業を通じて安全の確保を図っているが、防護の対処に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させている。

(1) 対 策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

(2) 移転助成のための制度は、次のとおりである

- ア 防災のための集団移転促進事業
- イ がけ地近接危険住宅移転事業
- ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業

資料 1 1 - 2 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」

資料 1 1 - 3 「地すべり災害危険箇所一覧表」

資料 1 1 - 4 「砂防指定地域一覧表」

資料 1 1 - 5 「土石流危険渓流一覧表」

資料 1 1 - 6 「山腹崩壊危険地」

資料 1 1 - 7 「崩壊土砂流出危険地」

資料 1 2 - 1 「災害危険住宅の移転助成制度」

資料 1 2 - 2 「災害危険住宅の定義」

第 1 1 節 公共施設災害予防計画

(各機関)

第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要である。

施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、災害から施設を防護する。

第 2 道路及び橋梁施設

1 現 況

本市の道路網は、国道 4 6 号、同 1 0 5 号、同 3 4 1 号を主要幹線として、これらに県道及び市道が有機的に結びつき形成されているが、高速交通時代に入り、交通量が増加し、年々過密化してきており、幅員の狭いところ、屈曲なところを重点的に改修を行っている。

橋梁は概ね永久橋であるが、交通量の増大等により架け替えを要するものも出ている。

2 対 策

(1) 道路の点検整備

ア 豪雨等に対する道路の安全性、信頼性の向上を図るため、危険箇所の継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

イ 異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制の整備等を実施して安全を確保する。

ウ 各施設の総点検を行い、必要により改修事業を実施して災害に強い道路造りを推進する。

(2) 橋梁の点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に保全を図る。

イ 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路計画等を調査し整備の促進を図る。

(3) 情報連絡体制の整備

道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路関係者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

第 3 水道施設

1 現 況

水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的

高いのに対し、管路は災害に対して脆弱である。

2 対 策

(1) 施設の防災性の強化

ア 災害に対する安全性を向上させるため、水道施設の建設に際しては安全度の高い位置を選定するものとし、設計にあたっては災害に対し十分安全な構造とする。

(2) 応急給水体制と資器材の整備

ア 市は水道施設が被害を受けた場合に備え、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するために、応急給水の実施体制を整備する。

イ 市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道施設

1 現 況

下水道施設は、生活環境の改善ばかりではなく、水質保全や生活環境を良好に保つために重要な施設である。公共下水道は、田沢湖地区が昭和61年6月に、角館地区が平成6年4月に、特定環境保全公共下水道の春山地区は、平成4年4月にそれぞれ供用開始し、田沢湖地区は、田沢湖浄化センターで、角館地区は、大曲処理センターで汚水処理しており、平成22年度末で整備面積が476.8ha、管渠延長が104.2kmとなっている。

また、農業集落排水事業は、西木地区の西明寺クリーンセンターが平成4年4月の供用開始以来、西明寺南部クリーンセンター、西明寺西部クリーンセンター、戸沢クリーンセンター、桧木内クリーンセンターの5施設が稼働し、整備面積が、244.6ha管渠延長が70.5kmとなっている。角館地区は、前郷地区農業集落排水施設が平成13年4月に供用開始、整備面積39.4ha管渠延長が4.7kmとなっている。田沢湖地区は、平成22年4月に田沢クリーンセンターが供用開始し、整備面積40.2ha管渠延長9.3kmとなっている。

林業集落排水事業は、相内潟地区が平成11年3月に中里地区が平成15年3月に供用開始し、整備面積14.3ha管渠延長3.5kmとなっている。また、簡易排水事業は、潟尻処理場が平成13年3月に供用開始している。

2 対 策

(1) 管渠の補強整備

ア 地質が軟弱又は不均等な地区に敷設下水管渠を重点的に補強する。

イ 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、マンホールと管渠の接合部に伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(2) 中継ポンプ、浄化センター

中継ポンプ、浄化センターと下水管渠の連結箇所は破損し易いため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

(3) 今後の計画にあたっては、「下水道施設計画・設計指針」・「下水道の地震対策マニュアル」等に基づき、バランスのとれた構造設計とする。

第5 電気施設

1 現 況

本市で消費される電力は、市内の各発電所及び県内各発電所からの供給によるものである。

関係機関では、電気施設を台風、洪水、雪害等の災害から予防するため、施設の改善、気象情報に基づく防災体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対 策

(1) 設備の強化と保全

ア 送配電設備

(ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安全箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。

(イ) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。

(ウ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

(エ) 各種避雷装置の増強により耐雷対策を強化する。

イ 発変電施設

(ア) 構築物、付属設備及び防護設備を整備する。

(イ) 耐雷遮蔽、避雷器の適正更新及び耐雪対策を強化する。

(ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

ウ 通信設備

(ア) 主要通信システムのループ化に努める

(イ) 移動無線応援体制を強化する。

(ウ) 無停電電源及び予備電源を強化する。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれのある場合は、その直前に実施）する。

(3) 災害復旧体制の確立

ア 情報連絡体制を確保する。

イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。

第6 鉄道施設

1 現 況

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 対 策

(1) 橋梁の維持補修に努める。

(2) 河川改修に伴う橋梁の改良に努める。

(3) 法面、土留めの維持補修を行う。

(4) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車運転事故防止の推進に努める。

(5) 建物等の維持補修に努める。

(6) 線路周辺の環境変化に応ずる災害防止を強化する。

(7) 台風及び強風等における線路警戒体制を確立する。

(8) その他防災上必要な設備の改良に努める。

3 防災訓練及び器材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資器材を整備する。

第7 社会公共施設等

1 福祉施設

(1) 現 況

市内には、要介護の高齢者が入所している老人福祉施設4箇所と保育園9箇所があり、それぞれ介護や保育を受けている。

(2) 対 策

ア 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐための有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図ることができるよう普段から訓練を実施する。

イ 施設の管理者は、自衛防災組織を編成するとともに、消防機関等の関係機関と十分な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導

訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。

また、建物周囲の観察を常に行い、土砂崩れ、地すべり等の自然災害の危険性排除にも努める。

エ 地域住民及び自主防災組織との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に、応援が得られるように普段から地域住民の参加協力を得た災害訓練を実施する。

2 病院等

(1) 現 況

市内には、市立田沢湖病院、市立角館総合病院、神代診療所、田沢診療所、西明寺診療所、桧木内診療所、田沢湖歯科診療所があり、患者の収容及び治療並びに地域住民の健康管理に努めている。

(2) 対 策

ア 自主点検の実施

火災予防については、管理者が定期的に自主点検を実施する。また、自然災害が発生した際、建物に被害が及ばないように普段から周囲の地理的観察に努める。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力で避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。特に、休日、夜間についての避難救助体制についての確立を図るとともに、消防署等への早期通報体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災・地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の任務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

第12節 風害予防計画

(各機関)

第1 計画の方針

防風施設等の整備を促進するとともに、常に気象情報を的確に把握して、建物の補強等について指示し、風害の予防を図る。また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防、前線通過による大雨や竜巻等の局地的な激しい突風の被害防止に努める。

第2 台風等

1 現 況

本市における台風被害は、年1回ないし2回程度であるが、収穫期に集中しており被害が甚大である。特に稲作の倒伏等の被害が大きい。

2 対 策

(1) 台風時のフェーン現象に対し、火災予防対策を実施する。

ア 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。

イ 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。

ウ 消防資器材及び消防水利の点検を実施する。

エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。

(2) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

(3) 学校等の管理者は校舎、建物を点検し老朽部分を補修するとともに、児童生徒の登校中止又は集団下校の安全措置を実施する。

(4) 家屋等の管理は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。

ア はずれ易い戸や窓、弱い壁は筋かいや支柱等で補強する。

イ 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち補強する。

ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝おろしをする。

エ 必要により避難の準備をする。

(5) 台風の来襲するおそれがある場合は、登山や釣り等を見合わせるとともに、常日頃からラジオを携帯するよう指導する。

第13節 雪害予防計画

(各機関)

第1 計画の方針

雪害による人的事故や地域経済の停滞を防止し、住民生活の安定、事故防止を図るため、主要道路等の交通の確保、雪崩防止、建物の倒壊防止など緊急時における医療等の確保を図る。このため、市は県及び防災関係機関と連携した除雪体制の強化や雪捨て場の確保、スキー場の安全対策等総合的な雪対策を推進し雪害被害の軽減に努める。

第2 冬期交通の確保

1 現 況

市では、毎年除排雪計画を策定し、バス路線や通学路を主体とした幹線道路の優先確保と末端道路においても適切に除排雪を行い、併せて流雪溝も活用して冬期交通を確保し、産業の振興や住民生活の安定を図っている。

2 対 策

(1) 道路の除排雪

ア 実施区分

(ア) 一般国道

直轄指定区間は、国土交通省秋田河川国道事務所角館国道維持出張所、県管理区間は県が行う。

(イ) 県 道

県が行う。

(ウ) 市 道

仙北市が行う。

イ 除雪実施体制

(ア) 平常除雪時

バス路線は朝の通勤・通学時間まで、その他路線はバス路線と平行、又はバス路線終了後に交通確保のために除雪する。

(イ) 異常降雪時

警戒積雪深を越え、交通がマヒし、住民生活に影響を及ぼすおそれのある場合には、仙北市雪害対策本部を設置し、関係機関と密接な連絡のもとに、緊急体制をもって随時交通を確保するために除雪を行う。

(2) 市街地の除排雪

国土交通省秋田河川国道事務所角館国道維持出張所、仙北地域振興局建設部、市及び関係機関、団体は、屋根の雪降ろし時期、雪捨て場所の指定、搬送方法について相互に調整し、除排雪作業の円滑化を図る。

(3) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、仙北警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取締りを実施する。

(4) バス運行の確保

バス業者は、国、県、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

(5) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪対策の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対応する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社・秋田内陸縦貫鉄道(株)の「雪害対策計画」による。

資料10 - 1 「仙北市雪害対策要綱」

第3 雪崩防止対策

1 現 況

県内は全域が豪雪地帯に指定されており、本市も屈指の積雪地帯であり、特別豪雪地帯に指定されている。豪雪時は気温の変動に注意するとともに、雪崩防止施設の整備の促進を図っている。

2 対 策

(1) 雪崩防止施設の整備促進

雪崩危険箇所には、階段工、鉄柵工、スノ - シェッド等を施工し、恒久対策として雪崩防止林造成のための造林を行うよう努める。

(2) 雪崩危険箇所の査察

関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、雪崩の早期発見に努め、事故防止を図る。

(3) 標識等の設置

各関係機関は、雪崩発生箇所を一般に周知させるために、標識を整備し危険区域への立ち入り、通行を制限し、防護柵を設けて被害の防止に努める。

資料10 - 3 「雪崩危険箇所一覧表」

第4 保健衛生及び医療対策

1 現 況

豪雪地域で、緊急に医療を要する患者が発生した場合は、関係機関が協力して対処している。

2 対 策

- (1) 仙北市及び日赤等で編成した救護班を派遣する。
- (2) 医師会、救急医療機関等との連絡を強化する。
- (3) 急患について、特に緊急の場合は警察、消防、県（消防防災ヘリコプター）又は県を通じて自衛隊に緊急輸送を要請する。

第5 民生対策

1 現 況

豪雪地帯においては、積雪のため住民の生活は制約を受けており、常に事故防止の施策を推進している。

2 対 策

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の損壊を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

ア 雪崩及び落雪の危険区域に対する立入り、通行規制をし、保護柵を設けるとともに必要により警戒員を配置する。

イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適時に実施する。（屋根の積雪量70cm以上になれば危険）また、冬囲いによる事故を防止するため、常に非常口を確保する。

ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。

エ 暴風雨等悪天候時における危険作業、特に水上作業は極めて危険が伴うので避ける。

オ 悪天候時の高齢者、年少者の単独歩行、過度の飲酒歩行を避ける。

カ 道路の除雪等において、排水溝をせき止めないよう、常時雪を排除する。

キ 高齢者世帯等の雪下ろし、除雪については、地域関係者が協力して実施する。

ク 雪下ろし中の転落事故、屋根からの落雪による人身事故の未然防止のPRに努める。

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実状を把握し、次の措置を講ずる。

ア 急病人、出産、食糧の緊急補給等に対する処置と、通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。

イ 急病人等に対する応急処置、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。

ウ 市においては、緊急交通を確保するための手段を講ずる。

(3) 火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。また、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と標示を行う。

(4) 水防対策

融雪洪水に備え、水防資器材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

(5) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災思想の普及計画に基づいて行う。特に、豪雪に対する市民の意識高揚を図るため、県、市の広報、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、その徹底に努める。

第6 農林業対策

1 現 況

豪雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物や春作業の遅延による被害が出ている。

2 対 策

(1) 農作物対策

- ア 消雪の促進
- イ 樹木及び柵被害の防止
- ウ 野兔、野鼠被害の防止
- エ 病虫害の防除

(2) 農業用施設対策

- ア 施設の補修、補強の実施
- イ 施設の屋根及び軒下等の排雪
- ウ 消雪パイプ及び流雪溝の整備推進

(3) 畜産関係対策

- ア 畜舎の保全管理
- イ 越冬飼料の確保
- ウ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- エ 草地の維持管理
- オ 家畜疾病等の防止

(4) 林業関係対策

- ア 健全な森林の育成と雪崩防止施設の設置
- イ 特用樹の整枝剪定の徹底

ウ きのご等生産施設の補強と除排雪の徹底

エ 冬山作業の安全確保の広報、指導の実施

(5) 水産関係対策

ア 平常時の魚体の健康管理の強化

イ 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備

ウ 積雪時における湧水、地下水の確保

第7 文教対策

1 現 況

教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設の構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

(1) 情報の収集と関係機関との連絡調整

(2) 学校、公民館等の施設管理者に対する除雪の指示及び実施

2 対 策

事 項 名	実 施 内 容	実 施 機 関
1 連 絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う。	市教委 学校 関係団体
2 火災予防	(1) 煙突接触部、残り火の始末に留意する。 (2) 火の不始末を防止する。 (3) 責任者による巡回を励行する。 (4) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。	県教委 市教委 学校
3 危険防止	(1) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 (2) 避難道路を除雪する。 (3) 落雪箇所標示、警戒(体育館、屋根等)を行う。 (4) 悪天候時における児童、生徒に対する休校措置を実施する。 (5) 集団登下校には必要に応じ引率者をつける。 (6) 危険場所の標示と遊びを禁止する。	市教委 学校 関係団体

事 項 名	実 施 内 容	実施機関
4 通学道路 の確保	(1) 国、県道については関係機関に依頼し除雪を図る。 (2) 市道については市に連絡し除雪を図る。 (3) その他については、地域住民の協力を得る。	市教委 学校 関係機関 地域住民
5 学校施設 等の保護	(1) 屋根の雪降ろしを励行する。 特に、木造校舎、老朽校舎に留意する。 (2) 施設等の修理に努める。 (3) 水源、消火器の整備点検に努める。 (4) 防火、防災思想の徹底を図る。	市教委 学校
6 社会教育 施設等の 保護	(1) 防災施設の除雪を励行する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) 避難口の標示、除雪に努める。 (4) 防火、防災思想の徹底を図る。	市教委 市 関係団体
7 社会体育 施設等の 保護	(1) プールの水の処置と除雪に努める。 ア プールは満水とする。 イ プール側壁にむしろをかけてプール内の 氷結を防ぐ。 ウ 適宜プールの氷割に努める。 (2) 防災施設の除雪を励行する。	市教委 市 関係団体
8 文化財の 保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 監視体制を強化する。 (3) 文化財周辺の除雪を励行する。 (4) 文化財保護組織の活動を強化する。 (5) 文化財の修理、補強に努める。	市教委 市 関係団体

第14節 農業災害予防計画

(農山村活性課)

第1 計画の方針

圃場整備等の農業用施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が悪化しているものがある。

2 対策

洪水等による被害を最小限に防止するため、河川改修、農業用排水路の整備、老朽ため池の補修工事を促進する。

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるので、農業気象速報等に配慮するとともに技術の向上に努めている。

2 対策

(1) 農業気象情報の周知徹底

- ア 定期的に農業気象速報(作況ニュース等を含む)を作成配布し、農家への徹底を図る。
- イ 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、関係機関の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

(2) 農業技術指導等

- ア 気象条件に対応した農業技術の向上に努める。
- イ 関係機関との連絡体制を確立し、相互の技術の向上に努める。

第15節 流出油等災害予防計画

(環境防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

本市は主に陸上施設等から河川に油等が流出した場合に発生する災害が考えられるが、もし発生した場合は広域的かつ防除対策が困難であり、水質汚濁、火災等の二次災害発生の要因となるので、各防災関係機関、関係事業所は、災害予防に必要な施設、設備、防災資器材の整備に努めるとともに、相互に協力し、総力を結集して災害の防止に努める。

第2 設備、資器材の整備等

1 現 況

災害を未然に防止するため、関係事業所は、定期的に当該施設を点検し、漏油防止に努めている。

2 対 策

(1) 災害の未然防止

ア 施設を定期的に点検し、漏油防止に努める。

イ 事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い、防災思想の高揚を図る。

(2) 防災資器材の整備

ア 流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資器材を整備、備蓄する。

イ 回収した油塊、油吸着材等を焼却する施設を整備する。

ウ ガス検知器等の防災機器の整備を促進する。

エ 資器材を定期的に点検し、老朽化した物については計画的に更新する。その場合、質的な面でも向上を図っていくものとする。

(3) 被害の拡大防止

防災関係機関は、事業所等に対し防除資器材の整備に関して基準の遵守を指導徹底する。

(4) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

(5) 訓練の実施

事業所単位、又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関の実施する演習・訓練に積極的に参加する。

第16節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

第1 計画の方針

文化財は、郷土を正しく理解するための貴重な市民の財産である。これらの文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

第2 建造物、彫刻等の文化財や民俗資料

1 現 況

本市の文化財は、建造物、木像、工芸品、自然植物等がある。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に建造物の防火対策が最も重要な課題として、防災設備の整備の促進を図っている。また、文化財防火デ - には、周辺住民の参加による防災訓練及び防災機器の点検を実施している。

2 対 策

(1) 文化財管理者に対する指導の徹底

- ア 火気使用場所を指定する。また、建物の周囲では、焚火やタバコを制限する。
- イ 定期的に防火診断を受ける。また、防火管理者は自主的に点検を実施し火災の発生防止と早期発見に努める。
- ウ 消火、警報施設等の整備に努める。
- エ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識技能を有する者をあて、また、搬出場所等を定めておく。

(2) 火災の予防と改善

- ア 防火管理者、火元責任者による自主検査を平成21年に文化庁が作成したチェックリストに基づいて実施する。

(3) 火災警戒の徹底

- ア 不審者等の侵入を防ぐ。
- イ 定期巡視を実施する。

(4) 防火施設の整備

- ア 消火設備(消火器及び簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓、スプリンクラ - 、動力ポンプ設備)
- イ 警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する設備)
- ウ その他の設備(避雷設備、消防用水、消防進入道路、防火扉、防火帯、防火壁、防火

戸)

(5) 文化財の搬出

- ア 各指定文化財ごとに文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、搬出にあたっての保全に努める。
- イ 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具をあらかじめ準備しておく。
- ウ 各指定文化財の搬出には、災害の種別、規模等を想定してそれぞれ対策を立てる。

第3 史跡、名勝、天然記念物等

1 現 況

史跡、名勝、天然記念物は、鉱物、植物など多種多様であり、それぞれ性質に応じた防災対策が必要である。

2 対 策

史跡等は、その性質に応じて災害被害の様相も異なるので、これらの管理者はその性質により防災計画を定めるものとする。

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界標、周囲柵等を整備する。
- (2) 警報、防火、消火、避雷、盗難防止等の設備を整備する。
- (3) 管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。
- (4) 定期的なパトロールにより防災総合診断を実施し、危険個所の早期発見と改善に努める。

第4 管理及び事後処理

文化財は、その管理者(所有者)が第一時的保存、管理にあたるものであるが、管理者(又は所有者)は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあっては、市教育委員会へ、県指定の文化財にあっては、県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。

資料19-3「仙北市の国、県、市指定文化財一覧表」

第17節 特殊災害及びその他の災害予防計画

(各機関)

第1 計画の方針

都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故の態様も大規模特殊化してきている。こうした状況の中で特殊災害及び突発重大な事故を防止するため、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

第2 トンネル災害

1 現 況

市内には国道46号の仙岩トンネルのような長大トンネルがあり、国道341号にも長短のトンネルが存在し、交通量の増大に伴い災害の危険性が増大している。

特に長大トンネルでは、構造上の特殊性から大規模な災害に発展する危険性があるため、長大トンネルに係る防災活動は迅速かつ確な救助・救護・消火等が必要である。

なお長大トンネルとは延長2km以上のトンネルとする。

2 対 策

- (1) 危険物、高圧ガス等の運送のためのタンクローリー等の輸送量が増加しているため、これらの運行、管理者及び運転者の安全運転の励行を図る。
- (2) 有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送業者に対する予防査察の徹底を図る。
- (3) 長大トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。
- (4) 各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防署などへ早期通報体制の確立を図る。
- (5) 隣接県にまたがるトンネルにおいては、当該隣接県と緊密な連携を図り、迅速的確な救助活動にあたるため体制の整備を図る。

第18節 避難計画

(環境防災課)

第1 計画の方針

土石流、がけ崩れ、大規模火災などが発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、市民を安全に避難させるために、平常時から安全な避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在地を市民に周知徹底させるとともに、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら避難、指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

第2 避難場所・避難路等

1 現 況

避難場所、避難路等については、地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

2 対 策

市は、避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定しておくものとする。

避難場所、避難路及びこれらの施設の耐震不燃化等については、具体的に定めるとともに、各整備事業制度を活用し、効率的な事業実施に努めるものとする。

(1) 避難場所の選定

ア 避難場所は、避難者を収容し、避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとする。

イ 避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者1人あたりに必要な面積で除して算定するものとし、その面積は、2㎡以上を目標とする。

ウ 避難場所は、公園、緑地、広場その他の公共空地为原則とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮するものとする。

エ 避難場所における安全な滞在を確保するため、防災上有効な植栽、池等を整備するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧等の備蓄施設等を設けるものとする。

(2) 避難路の選定

ア 避難路は、避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

イ 避難路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとする。

ウ 避難の沿道には、必要に応じ消防水利施設その他避難者の安全を確保するために必要な

施設を配備するものとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮するものとする。

(3) 避難場所の選定

避難所は、避難が長期にわたることも想定して、学校施設、公民館等多様な施設を選定するものとし、避難所の運営に必要な設備や資器材の整備を図るものとする。

(4) 避難施設周辺の耐震不燃化

避難場所周辺及び避難沿道の建築物については、安全確保のため耐震不燃化を指導するものとする。

(5) 避難場所等の周知徹底

- ア 避難場所、避難路に標識を設置する。
- イ 市広報誌及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知させる。
- ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

(6) 避難伝達体制の確立

- ア 避難伝達責任者を指名するとともに、町内会等の組織を活用して伝達システムを整備する。
- イ 伝達の手段、伝達のための資器材を整備する。
- ウ 避難誘導、避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の災害時要援護者に配慮するものとする。

資料5 - 3 「避難場所一覧表」

第19節 医療計画

(保健課・市立病院)

第1 計画の方針

災害発生時における救急医療活動が的確に実施できるようにするため、平常時から大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、県仙北地域振興局福祉環境部等と協力し、救護班の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備・確立する。

また、災害の規模が広域にわたり、医師、医薬品、資材等が不足する事態に対処するため、県が進めている秋田県災害・救急医療情報システム及び災害派遣医療チーム(DMAT)の活用を図る。

第2 初期医療体制の整備

初期医療については、医師会、日本赤十字社秋田県支部の協力を得て救護班の出動体制が整備されているが、平時から次の対策を推進する。

- (1) 救護所設置予定施設をあらかじめ定め、住民に周知を図る。
- (2) 災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。
- (3) 大曲仙北医師会等の医療機関の協力により、救護班の編成計画を定める。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

第3 後方医療体制の整備

災害時における後方医療は、既存の病院及び診療所に依存することになる。

- (1) 平常時から、災害発生時に重症者を収容する医療施設の実施把握に努める。
- (2) 「災害・救急医療情報システム」の中で、災害拠点病院(仙北組合総合病院・市立角館総合病院・市立田沢湖病院)と医療情報の共有を図る。
- (3) 各施設・関係機関との連絡体制の確立に努める。

第4 広域的救護活動

大規模災害の発生による、医師等の不足又は医薬品、医療資器材の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要であり、現在医療面では「市立角館総合病院・市立田沢湖病院」が、救助面においては角館消防署及び各分署が稼働することになる。

- (1) 災害時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を常時一定量備蓄し、供給確保を図る。
- (2) 秋田県赤十字血液センターのほか、常時輸血用血液製剤を保有する医療機関の在庫血

液量などの情報を平常時から把握しておく。

- (3) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう広域医療体制の整備に努める。
- (4) 医師会等の協力体制構築に努める。

第20節 災害時要援護者の安全確保に関する計画

(福祉事務所・各福祉施設)

高齢者、障がい者、外国人及び子供・乳幼児等の災害への対応能力が弱い者(以下「災害時要援護者」という。)の安全性を確保するため、市は関係機関、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の協力のもとに、平常時における地域の災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導など援助体制の確立に努めるものとする。また、市及び福祉施設の管理者等の関係機関は、災害時の情報の収集伝達及び避難誘導等の援助対策を実施するものとする。

更に、市は県と協力し「災害時要援護者避難支援計画」を作成し、これに具体的な避難誘導、避難所の開設・運営、保健福祉サービス等について定め、訓練等を実施する必要がある。

1 災害時要援護者の実態把握

市は関係機関及び地域住民、自主防災組織及び民生委員等と協力し、地区単位における災害時要援護者の居住者名簿の作成を検討する必要がある。

また、作成した名簿は個人情報として扱い、漏洩対策の徹底を図るものとする。

2 災害時要援護者避難支援計画

市は災害時要援護者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設等と協力し「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に努める。

(1) 基本的な考え方

イ 避難支援は自助・地域の共助を基本とする。

ロ 支援対策と対応した避難準備情報を通知する。

ハ 災害時要援護者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平常時から収集し具体的な支援内容を策定しておく必要がある。

ニ 支援プラン作成は、地域性を配慮すること。

3 被災直後の救出・救助

同時多発的かつ広範囲にわたる災害発生時における被災者の救出、救助については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織である「自主防災組織」等の育成強化に努め、平常時における地域の災害時要援護者の実態把握と災害時における支援体制の整備を推進するものとする。

4 避難に関する配慮

災害発生時の避難生活においては、災害時要援護者の特性に応じた安全的確な対応が必要なことから、市、福祉施設の管理者及び関係機関は次の対策を行うものとする。

(1) 避難誘導

災害時要援護者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、町内会及び自主防災組織等が平常時から近隣の災

害時要援護者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる態勢の確立に努めるものとする。

(2) 災害情報の伝達

避難生活にある災害時要援護者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努めるものとする。

(3) 避難生活

災害時要援護者や女性の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需品の配分については、災害時要援護者や女性の特性に配慮した対応に努めるものとする。

この場合、秋田県災害医療救護計画、秋田県地域防災計画にある生活必需品等の確保に関する計画及び給食・給水計画等との関係に配慮し、平常時からホームヘルパー、民生委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の態勢づくりに努めるものとする。

(4) 福祉施設等における態勢の整備

害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努めるものとする。

市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。また、食糧、飲料水、入所者の特性に応じた生活必需品及び常備薬等の確保に留意するものとする。

5 土砂災害区域内の災害時要援護者関連施設の安全対策

土砂災害区域内の災害時要援護者関連施設としては幼稚園、保育所、診療所などがある。災害発生時における被災者の救出、救助については、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから「自主防災組織」等の育成に努める。また、平常時から安全な避難場所、避難路を選定し、地域住民等に周知し、避難指示等の伝達体制の確立を図る。

6 外国人、旅行者等の安全確保対策

国際交流の積極的な推進に伴い、市内に居住又は来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び市外からの旅行者の災害時の被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 防災教育・広報

避難場所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、国際交流関係機関と協力して地震に関する知識、市内の災害環境及び避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努めるものとする。

(2) 地域における救援体制

国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域の自主防災組織の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる態勢の整備に努めるものとする。

資料 2 3 - 1 「災害時要援護者施設一覧表」

第2 1節 ボランティア活動との調整計画

(社会福祉協議会・関係機関)

大規模災害発生時には、地域住民等の自主的な防災組織が災害応急活動に従事することとなるが、避難生活の支援や被災者個人の生活の維持及び再建のためには、各種ボランティアの組織的活動に依拠することが大きい場合がある。

このため、県及び市は関係機関と連携して、平常時からボランティアの災害時における効果的な活動ができる環境の整備に努めるとともに、災害時には県内外のボランティアを受け入れられる体制の整備に努めるものとする。

1 ボランティアの登録

市は、社会福祉協議会で実施しているボランティアの登録制度と連携協力して、動員可能な人員の確保に努めるものとする。

2 教育及び相互の連携

市は、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、ボランティア相互間の連絡等を図るものとする。

また、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の周知を図るとともに、ボランティアの災害に関する知識、消火や救急活動のための基本技能の習得など必要な研修・講習を実施し、ボランティアの実践力の向上に努めるほか、講師の派遣等についても積極的な協力を行うものとする。

3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容はおおむね次の事項が想定される。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出しその他の災害救助活動の支援
- イ 清掃及び防疫の補助及び支援
- ウ 災害支援物資、資材の集配作業
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- オ 献血、募金活動
- カ 避難収容所における災害時要援護者等に対する介護、看護の補助
- キ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ク 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- ケ その他被災者の生活支援に関する活動

(2) 専門ボランティア

- ア 災害救援(初期消火、救助、応急手当及びその他支援)

- イ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- ウ 福祉（手話通訳、介護等）
- エ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- オ 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- カ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- キ 通訳
- ク 特殊車両の操作（大型重機）
- ケ ボランティアコーディネート
- コ その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

第2 2 節 企業防災促進計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響が大きく、このため各企業は災害にも事業が継続でき、かつ、主要業務の操業レベルを早期に災害前に近づけられるよう、事前の備えの重要性を認識することが必要であり、企業の防災対策の推進を図る。

第2 基本的な考え方

1 災害時に企業が考慮すべき重要事項

- (1) 災害発生直後は、役員及び従業員の安否確認を速やかに行うことが重要であり、平時から定期的な訓練が必要である。
- (2) 製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺倒壊防止、薬液の漏洩防止等周辺地域の安全確保から、二次災害防止のための取り組みが必要である。
- (3) 災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

第3 事業継続計画の策定

経営者は、企業の事業を継続するために、主要業務を目標期間までに復旧するための事業継続計画の策定が必要である。

策定に際しては、以下の項目が特に重要である。

- 1 指揮命令系統の明確化
- 2 本社等重要拠点の機能の確保
- 3 対外的な情報発信及び情報共有
- 4 情報システムのバックアップ
- 5 製品・サービスの提供

第4 教育・訓練の実施

事業継続を実施するためには、経営者はもちろんのこと全社員が事業継続の重要性を認識し、平時から意志決定訓練、避難訓練、消火訓練等を実施するなど、検証の積み重ねが必要である。

第23節 広域応援体制の整備等

(関係機関)

大規模災害発生時において、被災地方公共団体及び被災公共機関等が単独では十分な対応が困難となった場合に備え、関係機関は円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定等を締結するなど、広域的な応援体制の確立に努めるものとする。

1 北海道東北8道県相互応援協定、全国都道府県広域応援協定

県は、大規模災害における相互支援体制の充実に資するため、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成19年11月8日締結)及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成19年7月12日締結)に基づく役割を果たすとともに、本県の地域が被災したときは、協定による各都道府県の支援も得ながら応急活動を行う。

2 市町村の相互応援体制の確立

市は、災害対策基本法に規定する災害時における他の市町村の応援を要求することができることになっていることから、秋田県内12市と「災害時における相互援助に関する協定」を平成18年4月26日に締結している。

3 県内消防機関相互応援協定

大曲仙北広域消防は、全県の消防機関が加入する「秋田県広域消防相互応援協定」(平成6年12月1日締結)に基づき広域的な支援が円滑に行えるよう、消防力の基準に従い消防防災施設の整備に努めるものとする。

4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

電気、電話、ガス、水道等のいわゆるライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実に努めるものとする。

資料9-2 「秋田県広域消防相互応援協定書」

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

(関係機関)

第1 計画の方針

災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、市民の生命、身体の安全確保を第一として、市の有する全機能を有効、適切に発揮して災害の発生を防ぎ、災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

発災前後からの各段階における活動の内容は次のとおりとする。

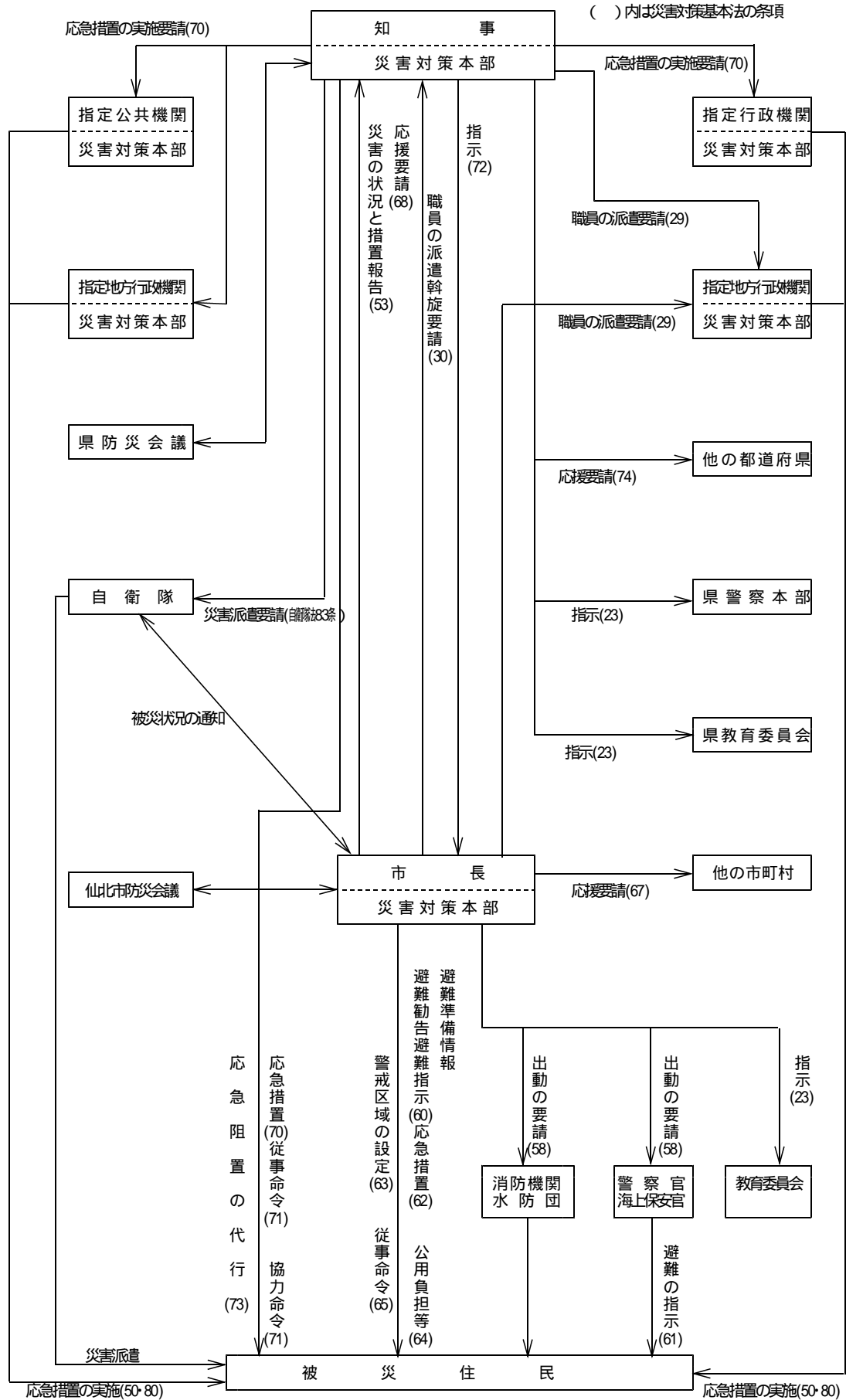
発災前後からの時間経過	活 動 の 内 容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、 災害連絡室設置、災害警戒部への移行・地域災害対策室の設置
自然災害等による被害発生	災害対策本部等会議の開催 災害警戒部・地域災害対策室設置、災害対策部への移行 ----- 災害対策部・地域災害対策室設置、災害対策本部への移行 ----- 災害対策本部設置、関係機関へ防災会議への出動を要請 ----- 災害救助法
災害や異常気象が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	本部組織の見直し再編
〃 1週間以内	
〃 1ヶ月以内	激甚法、災害指定を受けた復旧事業の実施

第2 防災活動体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策の各分野にわたる防災活動を円滑に行うため、市及び防災関係機関との有機的連携を図り、地域住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

防災活動のための体制図は次ページのとおりとする。

防災活動体制図



第3 仙北市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

市長は、市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。また、応急対策が終了したときに廃止する。

災害対策本部設置基準表

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
仙北市災害対策本部	仙北市役所田沢湖庁舎応接室	1 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 3 市内で震度6弱以上を観測する地震があった場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施	本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 総務部長 各部長等 角館消防署長 消防団長
仙北市災害対策部	仙北市役所角館庁舎市長室	1 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、副市長の指示があった場合 2 市内で震度5弱又は5強を観測する地震があった場合 3 市役所各庁舎付近の積雪が100cmを越え、今後増加すると見込まれる場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施	部長 副市長 副本部長 総務部長 部員 市民生活部長 福祉保健部長 観光商工部長 農林部長 建設部長 教育部長 企業局長 医療局長 角館消防署長 消防団長
仙北市災害警戒部	仙北市役所角館庁舎市長室	1 暴風雨、大雨、大雪その他の警報が発令された場合などで、防災対策上、市民生活部長が必要と認めた場合 2 市内で震度4を観測する地震があった場合	1 警報等の受理伝達 2 災害情報の収集、資料の作成 3 関係機関との連絡調整	部長 市民生活部長 部員 福祉保健部長 観光商工部長 農林部長 建設部長 教育部長 企業局長 医療局長 角館消防署長 消防団長

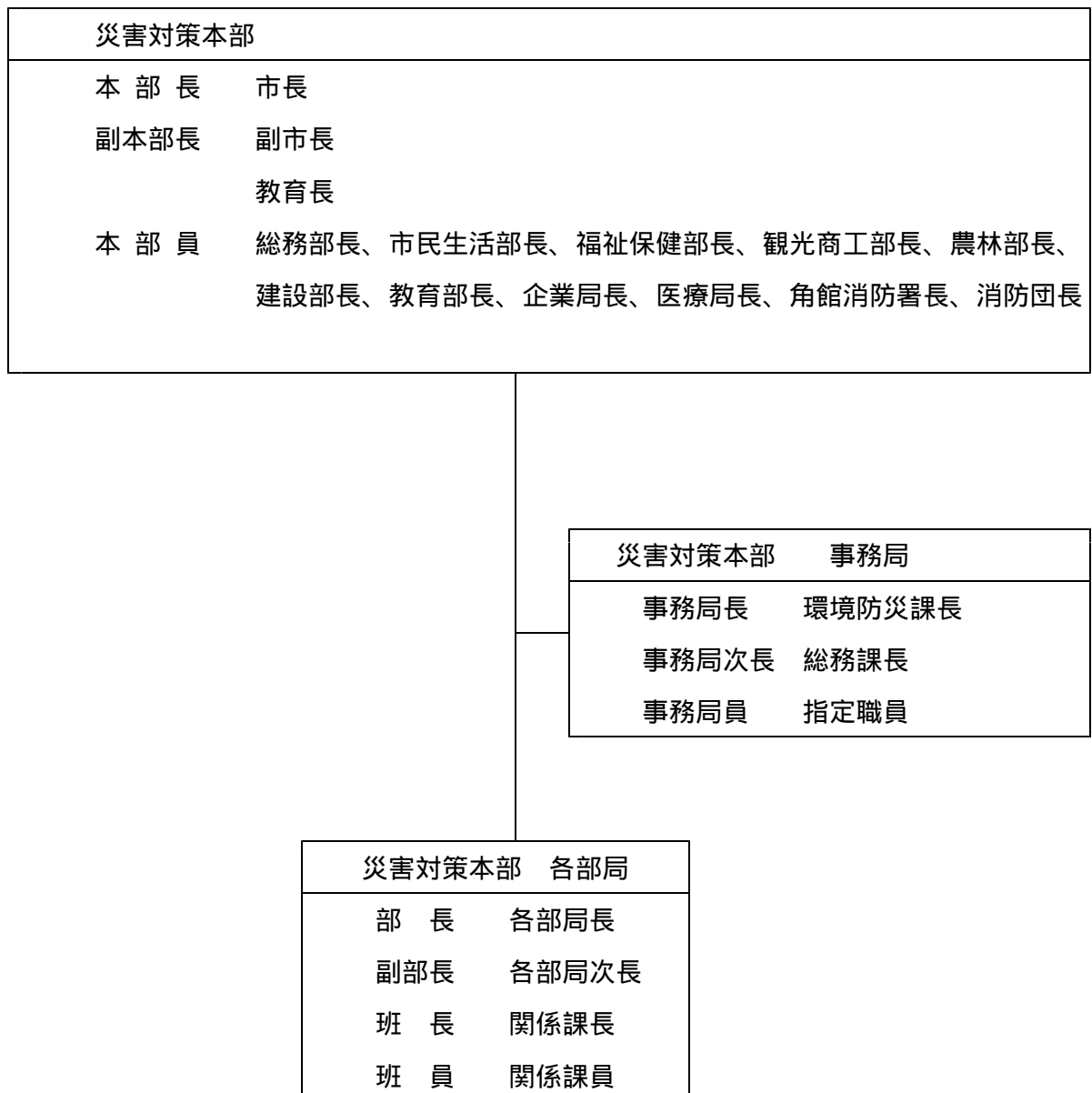
名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
仙 北 市 地 域 災 害 対 策 室	仙北市役 所各地域 センター 等	1 災害対策部、災害警戒部 が設置された場合であっ て、各地域の災害対策を 実施する部門として設置 する	1 管内の災害情報の 収集、資料の作成 2 関係機関との連絡 調整	室長 地域センター所長 出張所長 室員 地域センター所員 出張所員
仙 北 市 災 害 連 絡 室	仙北市役 所角館庁 舎環境 防災課	1 暴風雨、大雨、大雪その 他の警報が発令された場 合などで、防災対策上警 戒等が必要と認められる 場合 2 異常気象、異変その他の 場合で、防災対策上、環 境防災課長が必要と認め た場合	1 警報等の受理伝達 2 災害情報の収集、 資料の作成 3 関係機関との連絡 調整	室長 環境防災課長 室員 環境防災課員 指定職員

2 災害対策本部の編成及び事務分掌

(1) 業務内容

- ・ 災害に関する情報の収集伝達及び被害の調査報告に関すること。
- ・ 指示事項の伝達に関すること。
- ・ 防災会議との連絡調整に関すること。
- ・ 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 災害予防、市街応急対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 災害対策本部の構成



(3) 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うために本部会議を招集する。また、災害対策本部会議の会議次第は、おおよそ次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 会 議	
1	開 会
2	報告事項
(1)	気象情報及び災害情報
(2)	配備体制
(3)	各対策部の処置事項
3	協議事項
(1)	応急対策への指示
(2)	各対策部間の調整事項についての指示
(3)	他市町村に対する応援要請の要否
(4)	自衛隊に対する災害派遣に必要な事項の決定
(5)	災害救助法適用申請の要否
(6)	被害状況視察隊編成の決定
(7)	被害者に対する見舞金品給付の決定
(8)	次回本部会議開催予定日時の決定
4	閉 会

(4) 留意事項

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに知事に報告するとともに関係指定地方行政機関の長、県の関係地方機関の長、仙北警察署長、隣接市町村長に通報する。

また、市民に対してその旨を広報する。

資料 1 - 4 「仙北市災害対策本部条例」

資料 1 - 5 「仙北市災害対策本部規程」

資料 1 - 6 「仙北市災害対策本部活動要領」

(5) 仙北市災害対策本部組織図

部の名称	班の名称	班 長	構 成
総務部 (総務部長)	総務班	総務課長補佐	総務課
	政策推進班	政策推進課長	政策推進課
	企画振興班	企画振興課長	企画振興課・総合情報センター
	財政班	財政課長	財政課・入札契約室
	税務班	税務課長	税務課
	管財班	管財課長	管財課
市民生活部 (市民生活部長)	市民班	市民課長	市民課
	環境班	環境防災課長補佐	環境防災課
	廃棄物班	環境保全センター所長	環境保全センター
	地域班	田沢湖地域センター所長	田沢湖地域センター・田沢出張所・神代出張所
角館地域センター所長		角館地域センター	
西木地域センター所長		西木地域センター・上桧木内出張所・桧木内出張所	
福祉保健部 (福祉保健部長)	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
	子育て推進班	子育て推進課長	子育て推進課
	長寿支援班	長寿支援課長	長寿支援課・包括支援センター
	保健班	保健課長	保健課・健康増進センター・健康管理センター
観光商工部 (観光商工部長)	観光班	観光課長	観光課・仙北市TIC
	商工班	商工課長	商工課・緊急雇用対策室
農林部 (農林部長)	農林班	農山村活性課長	農山村活性課
	総合産業班	総合産業研究所長	総合産業研究所・農山村体験デザイン室
建設部 (建設部長)	建設班	建設課長	建設課
	都市整備班	都市整備課長	都市整備課
	下水道班	下水道課長	下水道課
出納部 (会計管理者)	会計班	会計課長	会計課・検査室
教育部 (教育部長)	学校教育班	教育総務課長	教育総務課・教育指導課
	社会教育班	生涯学習課長	生涯学習課・スポーツ振興課・文化財課
企業部 (企業局長)	業務班	業務課長	業務課
	工務班	工務課長	工務課
医療部 (医療局長)	医療管理班	医療管理課長	医療管理課
	角館診療班	角館病院院長	角館病院診療部・看護部
	角館医事班	角館病院事務長	角館病院事務部
	田沢湖診療班	田沢湖病院院長	田沢湖病院
	田沢湖医事班	田沢湖病院事務長	田沢湖病院総務管理課
警防部 (消防団長) (角館消防署長)	警防班	消防団副団長 角館消防署副署長	消防団 角館消防署・田沢湖分署・西木分署
協力班	議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・角館 榊細工伝承館・公民館・図書館・市民会館・学習資料館・平福記念美術館・小学 校・中学校・給食センター		

災害対策本部
 本部長：市長
 副本部長：副市長
 副本部長：教育長

仙北市災害対策本部事務分掌

部	班	業 務 内 容
本部長		災害対策本部の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長		本部長を補佐する。
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関する事。 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 3 災害見舞い者等の応接に関する事。 4 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 職員の被害調査に関する事。 7 部内の調整に関する事。 8 災害対策本部の事務局業務に関する事。
	政策推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアに関する事。
	企画振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 NTT東日本秋田支店、東北電力秋田支店大曲営業所管内の被害調査に関する事。 2 県への陳情に関する事。 3 住基情報システムの被害調査及び復旧に関する事。 4 通信線の確保に関する事。 5 備蓄物資の払い出しに関する事。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の予算措置に関する事。 2 災害対策用物品の調達購入に関する事。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の徴収猶予及び減免に関する事。 2 被災建築物の調査に関する事。
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管財課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害対策用車両の確保と配車に関する事。 3 田沢湖庁舎内電源の確保に関する事。 4 財産区の被害調査に関する事。
市民生活部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 避難者名簿の作成に関する事。
	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫業務に関する事。 2 環境防災課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害対策本部の事務局業務に関する事。

部	班	業 務 内 容
(市民生活部)	廃 棄 物 班	1 廃棄物に関すること。
	地 域 班	1 庁内の電源の確保に関すること。(田沢湖庁舎除く。) 2 り災証明の交付に関すること。 3 救援物資の受付・保管及び分配に関すること。 4 所管の公有財産の被害調査に関すること。 5 管内の災害情報に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 社会福祉課所管に係る要援護世帯の安否に関すること。 3 り災者援護に関すること。 4 身元不明の遺体に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	子育て支援班	1 保育園児の安否に関すること。 2 子育て支援課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	長寿支援班	1 高齢者要援護世帯及び介護施設利用者の安否に関すること。 2 子育て支援課所管以外の福祉事務所所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	保 健 班	1 感染症の予防に関すること。 2 避難所における被災者の支援に関すること。
観光商工部	観 光 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 観光商工部所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光名所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	商 工 班	1 商業施設、工業施設等の被害調査に関すること。 2 災害対策のための労働力の確保及びり災者に対する就業の斡旋に関すること。
農 林 部	農 林 班	1 農地、農道、農業用施設、農作物及び畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農林部所管の市有財産被害調査及び応急対策に関すること。 3 林産物、森林被害及び森林土木の応急対策に関すること。 4 被災農家への技術指導に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	総合産業班	1 主食の調達斡旋に関すること。 2 学習体験旅行者の安否確認、連絡調整に関すること。

部	班	業 務 内 容
建設部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 道路交通の確保・制限に関すること。 3 土木施設災害復旧事業に関すること。 4 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 公園施設等の応急対策に関すること。 3 被災建築物の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅及び住宅応急修理に関すること。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道等の応急対策に関すること。 2 建設部所管の市有財産の被害調査に関すること。
出納部	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の経理に関すること。 2 見舞金の受付・保管及び分配に関すること。
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の避難所に関すること。 2 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること。 3 教育総務課所管の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の避難所に関すること。 2 文化財に係る被害調査及び応急対策に関すること。 3 生涯学習課及びスポーツ振興課所管の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
企業部	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業局所管の公有財産の被害調査に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	工務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水確保及び給水に関すること。 2 企業局所管の水道施設及び温泉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
医療部	医療管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的医療機関並びに医師会との連絡に関すること。 2 医療物資等の調達に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	角館診療班 田沢湖診療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の医療救護に関すること。 2 医療関係者の動員に関すること。 3 医療器具並びに医薬品の調達に関すること。 4 検疫に関すること。

部	班	業 務 内 容
(医療部)	角館医事班 田沢湖医事班	1 市立病院の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医療救護所の設置に関すること。
警 防 部	警 防 班	1 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 2 避難誘導に関すること。 3 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 4 遺体の収容に関すること。 5 警防資器材の調達及び輸送に関すること。 6 警報指示及び指令等の住民への伝達に関すること。 7 消防職員、団員の指揮運用及び動員に関すること。
協 力 班		1 避難所開設、運営に係る協力。 2 災害対策本部からの要請による協力。

第2節 動員計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集するため動員の基準、動員のための伝達系統を定め、その活動を迅速かつ的確に行える体制を整える。

第2 職員の動員

市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、別に定める動員実施要領と併せ、次により被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 動員基準

(1) 第1動員

項目	内容
動員基準	災害警戒部を設置したとき
動員の内容	1 地域災害対策室の設置 2 情報収集活動・災害応急活動が円滑に実施できる体制とする 3 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする
動員要員	第1動員指名職員
召集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策部設置への移行準備 3 その他市長からの特命事項

(2) 第2動員

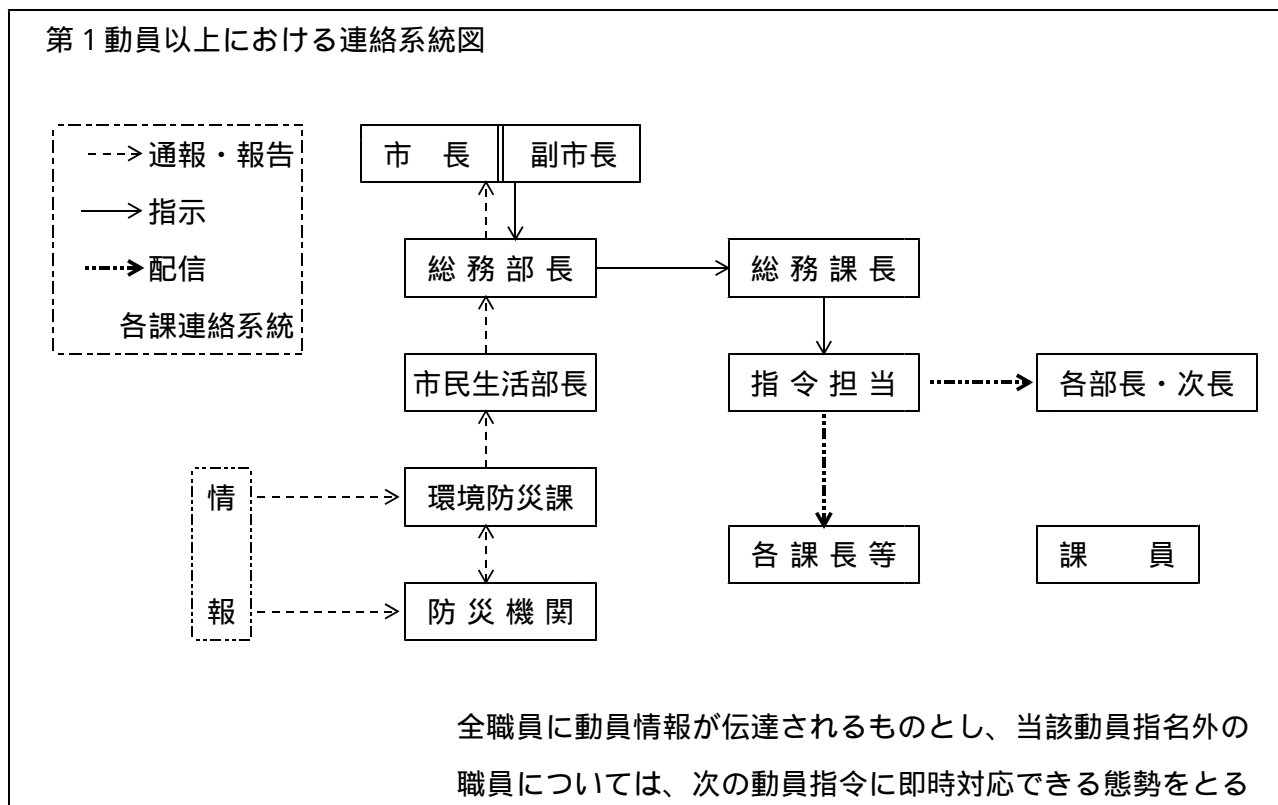
項目	内容
動員基準	1 災害対策部を設置したとき 2 災害警戒部の動員を強化すべきと市長が認めたとき
動員の内容	1 地域災害対策室の強化 2 災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。 3 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする
動員要員	第2動員指名職員
召集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 広報活動 4 災害対策本部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項

(3) 第3動員

項目	内容
動員基準	災害対策本部を設置したとき
動員の内容	1 災害対策本部の設置 2 突発的災害に対する応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする
動員要員	全職員
召集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎所属庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動 4 避難対策 5 広報活動 6 その他市長からの特命事項

2 動員伝達系統

- (1) 第1動員以上における職員招集の伝達は、メール配信によるものとし、市長の指示により指令担当が課長等以上の職員に伝達し、課長等はあらかじめ定めている課内連絡系統により課員に伝達するものとする。



- (2) 動員招集メールが使用できないなどの不測の事態が生じた場合は次のとおりとする。

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送又は庁内一斉連絡により職員に対し、配備の伝達をする。

<放送文(例)>

市長の緊急命令を伝達します。

のため、 地域に被害が発生した模様である。 時
分 災害対策本部 を設置し、応急対策を実施することとした。 庁
舎第 動員の職員は、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期され
たい。

(イ) 使送による伝達

庁内放送又は庁内一斉連絡ができない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をする。

各部局長は各課長に、又、各課長は各課員に伝達する。

イ 勤務時間外における動員の伝達

(ア) 環境防災課職員は、震度4以上の地震が発生したら最寄りの庁舎へ集合するものとする。

(イ) 予め指定された管理職員等は、震度4の地震が発生し停電などの被害が生じた時及び震度5弱以上の地震が発生したら、最寄の庁舎に集合するものとする。

(ウ) 地震以外の災害発生の場合、災害対策本部等の本部長（部長又は室長）の指示により、最寄りの庁舎に集合するものとする。

(I) 通信その他の方法による伝達ができない場合

職員は、災害対策本部等設置基準の災害を覚知した時点で自主的に最寄りの庁舎又は登庁可能な庁舎へ集合するものとする。

3 動員活動系統

(1) 各庁舎等における動員は次の系統により活動する。

ア 第1動員

(ア) 司令班 (イ) 情報収集班 (ウ) 情報即報班 (I) 被害調査班

イ 第2動員

(オ) 後方支援班 (カ) 応急対策班

ウ 第3動員

災害対策本部組織系統による。

(2) 局地的災害における動員

局地的災害が発生した場合で、他の庁舎等の要員に余裕がある場合は、市長の指示により、他の庁舎等の動員要員を災害発生管轄庁舎等に動員し、災害対応に全力を尽くす。

4 動員の報告

職員は、登庁後直ちに各庁舎等の司令班又は災害対策本部各班長若しくは地域班長に所属名及び氏名を報告し、報告を受けた者は所定の様式に記載し、総務部長に報告する。

また、総務部長は市長に報告する。

なお、災害対策本部に準じた災害応急対策をとる部署においても同様とする。

< 報告様式 >

動員報告書					
			年	月	日
			時	分報告	
庁舎又は部署名			報告者氏名		
【動員名簿】					
登庁時間	所属名	氏 名	登庁時間	所属名	氏 名
合計					名

第3 応急公用負担

1 要件

市長は、市内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物、その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令等で定めるところによる。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規程による。

資料15 - 1 「市長等の応急公用負担」

第3節 相互応援協力計画

(総務部)

第1 計画の方針

災害応援対策活動の万全を期するために、関係機関が相互に応援協力をするのが大切である。このため、ここではこれらの所要の手続きなどについて定め、相互応援協力体制の確立を図る。

第2 応援要請等

1 応援要請

市長は、災害が発生した場合において、応援措置を実施するために必要があると認められたときは、災害対策基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、他の市町村長及び知事に対して応援を要請する。

2 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫している等、文書によるいとまのない場合はとりあえず電話などで要請する。

3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他応援上必要な事項

4 応援の要領

- (1) 応援隊は一隊となって本市の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、本市が負担する。

第3 職員の派遣

1 派遣の要請及びあっせん

- (1) 市長は、災害応急対策又は応急復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(内閣総理大臣が指定する者に限る。以下「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。この際、知事にあっせんを求めることができる。
- (2) 市長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めるものとする。

(3) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定地方公共機関、又は指定行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 派遣のあつせんの内容

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

第4 消防機関等の相互応援

消防機関の相互応援は「秋田県広域消防相互応援協定書」のとおりである。

第5 応急措置の代行

災害の発生により仙北市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について知事が次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる。
- 2 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

資料9 - 2 「秋田県広域消防相互応援協定書」

第4節 消防防災ヘリコプターの活用計画

(環境防災課)

第1 計画の方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を充たす場合に運航する。

区 分	内 容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれのある場合等、差し迫った必要性があること。
非 代 替 性	既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を充たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要性がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められ

る場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上から収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資器材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品

- ・復旧資器材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合
- オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

市長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認められる場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」(様式1)によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市長に回答することになっている。

2 受入体制の整備

市長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項

3 報告等

市長は、災害等が収束した場合、「災害状況報告書」(様式2)により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連 絡 先

連 絡 先		電 話 等	所 在 地
執務 時間	秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊)	TEL 018 - 886 - 8103 FAX 018 - 886 - 8105	秋田市雄和町椿川字山籠 40 - 1
執務時 間外	総務部総合防災課	TEL 018 - 860 - 4563	秋田市山王三丁目1 - 1

県消防防災ヘリコプターの運航体制

(1) 出動日数 365日(土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制)

(2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、災害等が発生し緊急運航をする場合は、日の出から日没まで
臨時離着陸場(資料編に掲載)

資料9 - 3 「臨時ヘリポート」

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時 分 現在	F A X
1 要請機関名	5	発信者
2 災害種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 災害応急 (5) その他	
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()	
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村	
	番地	番地
	平成 年 月 日	午前・午後 時 分頃
5 気象条件 (現場)	視程 m 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 (警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県内波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)	
8 傷病者等	氏 名	年 齡 歳 性 別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及 び 目 標 (病院名)	搬送先 所在地 及 び 目 標 (病院名)
11 要請日時	平成 年 月 日 (曜日)	時 分
12 他の航空機の活動要請	(有・無) 機関名	機数 機

以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
その他の特記事項	

航空隊担当者

様式 2

災 害 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

災 害 種 別		(1) 火 災 (2) 救 助 (3) 救 急 (4) 偵 察 (5) その他			
要 請 者					
発 生 場 所					
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 : (月 日 :)	発 生 時 気 象	天 候 気 温 風 速 その他 ()	m/s
	収 束	月 日 :			
災 害 の 概 要		(到 着 時 の 状 況)			
		(収 束 時 の 状 況 ・ ・ ・ 死 傷 者 数 、 焼 損 程 度 等)			
活 動 の 概 要 (数 日 に 亘 る 場 合 日 毎 の 内 容)					
そ の 他 特 異 事 項 等					
報 告 者 氏 名			連 絡 先		

第5節 自衛隊の災害派遣要請計画

(環境防災課)

第1 計画の方針

天災地変その他の災害に際し、自衛隊による活動が必要であると認める場合の災害派遣に必要な事項について定める。なお、自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条及び防衛省災害業務計画によるものとする。

第2 派遣の対象

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、予防のため要請し、事情やむを得ないと認められたとき。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。

ア 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置を取る必要があると認められるとき。

ウ 内水事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

第3 派遣の要請手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事等に災害派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX、無線等により要請するものとし、事後速やかに文書を送達する。

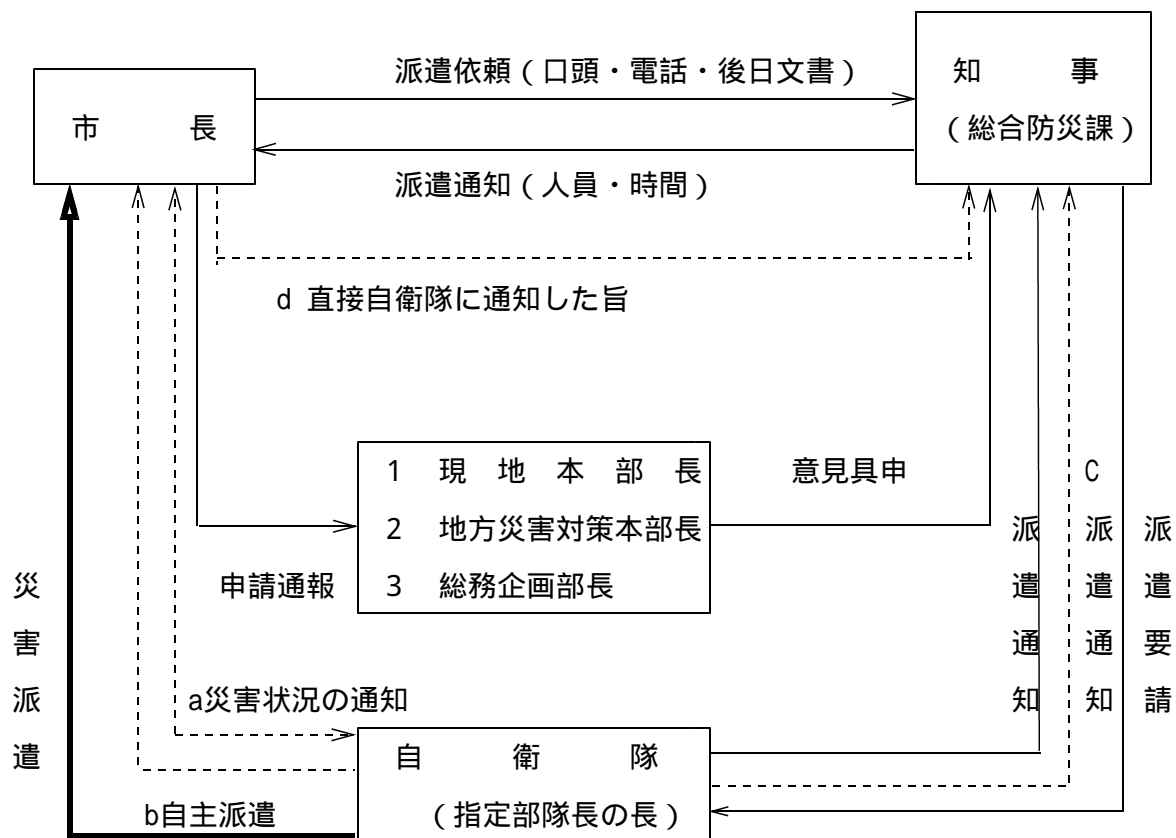
市長は、通信の途絶等により、知事に派遣要請依頼ができない場合は、当該自衛隊に直接派遣目的及び災害の状況を通知する。なお、この通知を行った場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

市長は事態が緊急避難、人命救助など急迫した状況で、知事等に要請・依頼のいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

連絡先

区分	連絡先	電話等	所在地
県	総務部	018-860-4563	秋田市山王三丁目1-1
	総合防災課	衛星電話 100-525	
自衛隊	陸上自衛隊	018-845-0125	秋田市寺内將軍野1
	第21普通科連隊	衛星電話 197-59	
	航空自衛隊 秋田救難隊	018-886-3320 衛星電話 198-59	秋田市雄和町椿川字山籠23-26

4 派遣要請系統図



注 ———— 通常の場合
 ----- 知事に要請依頼できない状況の場合

第4 派遣部隊の任務

自衛隊の任務は、次のとおりである。

- 1 被害情報の把握（被災地の偵察）
- 2 避難の援助
- 3 救急医療、救護・防疫
- 4 人員、物資の緊急輸送
- 5 給水・炊き出し
- 6 遭難者の搜索活動
- 7 通路・水路の応急啓開
- 8 水防活動
- 9 消防活動
- 10 危険物の除去・保安
- 11 救援物資の無償貸付・譲与
 - ・ 「防衛庁の管理に属する物品の無償譲与及び譲与等に関する総理府令」
 - ・ 昭和33年総理府令第1号に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与
- 12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての必要な措置

第5 災害派遣に伴う措置

1 災害派遣を受ける市の態勢

災害派遣要請に基づき自衛隊が出動する場合に市は、施設の利用等について最大の協力をするものとする。

2 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入の制限、禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

3 現地の受入体制

知事等災害派遣要請権者は、派遣部隊等が現地到着後、迅速、効率的な派遣業務の遂行を図るため、市長に次の措置をとるよう指示することができる。

- (1) 県及び派遣部隊指揮官との連絡責任者を定めること。

- (2) 派遣部隊等を誘導するための要員を要所に配置すること。
 - (3) 作業計画を立て、部隊到着後直ちに指揮官との連絡調整ができる体制を整えること。
 - (4) 作業に必要な資機材を整備すること。
 - (5) 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図又は略図を準備すること。
 - (6) 派遣部隊等の宿舎及び給水について便宜を図ること。
 - (7) 必要に応じて、ヘリポートを設定すること。
- 4 派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事等の撤収要請があった場合、又は自衛隊派遣の必要がなくなつたと認めた場合に協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分に定めのないものについては、その都度協議のうえ決定する。

(1) 市が負担するもの

- ア 災害復旧、救護、防疫、給水等に必要な材料及び消耗品
- イ 通信費
- ウ 宿泊施設等の借上料、光熱、水道、入浴料等の経費
- エ 空港施設の維持管理に要する経費

(2) 派遣部隊等が負担するもの

- ア 部隊等の装備、機材及び被服等の消耗品更新
- イ 災害地への往復輸送の経費
- ウ 輸送支援のための燃料等

資料 9 - 1 「自衛隊の災害派遣」

第6節 予報・警報等の発表及び伝達計画

(各機関)

第1 計画の方針

関係法令に基づく気象予警報、火災警報、水防警報等が迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を明確に定める。

第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準

1 気象注意報

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	風雪によって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・降雪を伴い、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
強風注意報	強風によって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 雨量基準 平坦地：3時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量40mm 土壌雨量指数基準：86
大雪注意報	大雪によって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平野部：12時間降雪の深さ20cm 山沿い：12時間降雪の深さ25cm
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生ずるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等による被害が予想される場合。

種 類	発 表 基 準
乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最小湿度 40 % 以下、実効湿度 65 % 以下の 2 条件が共に予想される場合。 ・ 実効湿度 70 % 以下，風速 10 m/s 以上の 2 条件が共に予想される場合。
なだれ注意報	<p>なだれによって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm 以上になると予想される場合。 ・ 積雪が 50 cm 以上あり、日平均気温が 5 以上の日が継続すると予想される場合。
着氷・着雪注意報	<p>着氷・着雪が著しく、通信線や送電線等に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪注意報の条件下で気温が -2 より高くなると予想される場合。
霜注意報	<p>早霜*、晩霜等によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早霜*、晩霜期に最低気温が概ね 2 以下になると予想される場合。 <p>(注) *印は農作物の成育を考慮し実施する。</p>
低温注意報	<p>(夏期) 低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5 以上低い日が数日続くと予想される場合。 <p>(冬期) 低温によって水道凍結など大きな障害のおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低気温が -7 * 以下になると予想される場合。 ・ 最低気温が -5 * 以下の日が数日続くと予想される場合。 <p>(注) *印は秋田地方気象台の値。</p>
融雪注意報	<p>融雪により被害があると予想され場合。</p>

種 類	発 表 基 準
地面現象注意報	大雨等による山崩れ、地すべり等により災害がおこる恐れがあると予想される場合に、他の注意報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水により災害がおこる恐れがあると予想される場合に、他の注意報に含めて発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 雨量基準 平坦地：3時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量40mm 流域雨量指数基準 玉川流域：20、桧木内川流域：15、入見内川流域：7、生保内川流域：6

2 気象警報

種 類	発 表 基 準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・平均風速が15m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 (浸水害) 雨量基準 平坦地：3時間雨量70mm 平坦地以外：1時間雨量70mm (土砂災害) 土壌雨量指数基準：102 大雨警報には、括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として特に警戒すべき事項が明記される。

種 類	発 表 基 準
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、次の条件に該当する場合。 平野部：12時間降雪の深さ40cm 山沿い：12時間降雪の深さ50cm
地面現象警報	大雨等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の警報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の警報に含めて発表される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 雨量基準 平坦地：3時間雨量70mm以上 平坦地以外：1時間雨量70mm 流域雨量指数基準 玉川流域：28、桧木内川流域：19、入見内川流域：12、生保内川流域：8

注(1) 発表基準欄に記載した数値は秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

注(2) 印の注意報、警報は標題には出さないで、その内容を他の気象注意報、警報の本文に含めて行う。

注(3) 注意報、警報により災害や重大な災害が起こるおそれのある地域を細分できるときは、地域を細分して市町村ごとに発表する。

注(4) 警報又は注意報の継続中に、新たな警報・注意報の発表又は変更が必要となったときは警報又は注意報の切り替えとして発表する。

注(5) 注意報又は警報は、災害の起こるおそれがなくなると認められるときに解除する。

3 水防活動用の予報及び警報

(1) 「水防活動用」の各注意報、警報は、秋田地方気象台から発表される大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報をもって代える。

4 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報は、次の基準により行うものとする。

(1) 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下となることが予想される場合。

(2) 実効湿度70%以下で、平均風速 8 m / s以上になると予想される場合。

(3) 平均風速が 10 m / s以上になると予想される場合。

ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

5 気象情報

台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

(1) 予告的な情報

ア 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。

イ 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。

(2) 警報や注意報を補完する気象情報

ア 警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。

イ 「記録的短時間大雨情報」大雨警報を発表している気象条件下で、その地域で数年に一度程度発生するような記録的な短時間の大雨を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表される。記録的短時間大雨情報の発表基準は、1時間雨量が100mm以上を観測した場合。

(3) 竜巻注意情報情報

雷注意報を発表中に、今まさに竜巻や発達した積乱雲に伴う激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに、竜巻や発達した積乱雲に伴う激しい突風に注意を呼びかける情報。簡潔な文章形式で、有効期間(発表から約1時間が目安)を明示。

第3 水防警報

水防法第10条の2の規定に基づき指定された河川については、国土交通大臣又は知事が水防警報を行う。発令基準等については秋田県水防計画及び仙北市水防計画による。

第4 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

なお、発令基準は第2章7節火災予防計画による。

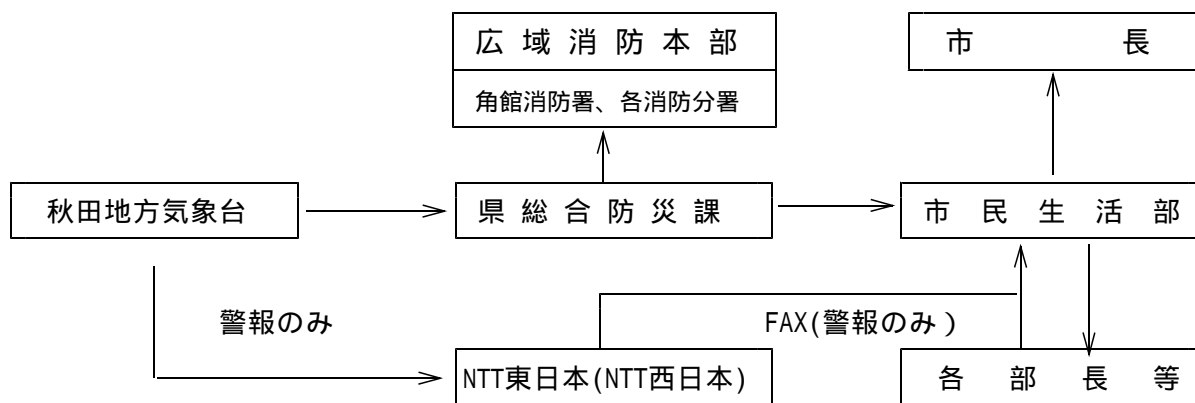
第5 気象予報等の伝達

1 気象並びに災害警報の伝達は、次によるほか必要に応じ臨時広報車、防災行政無線により周知を図るものとする。

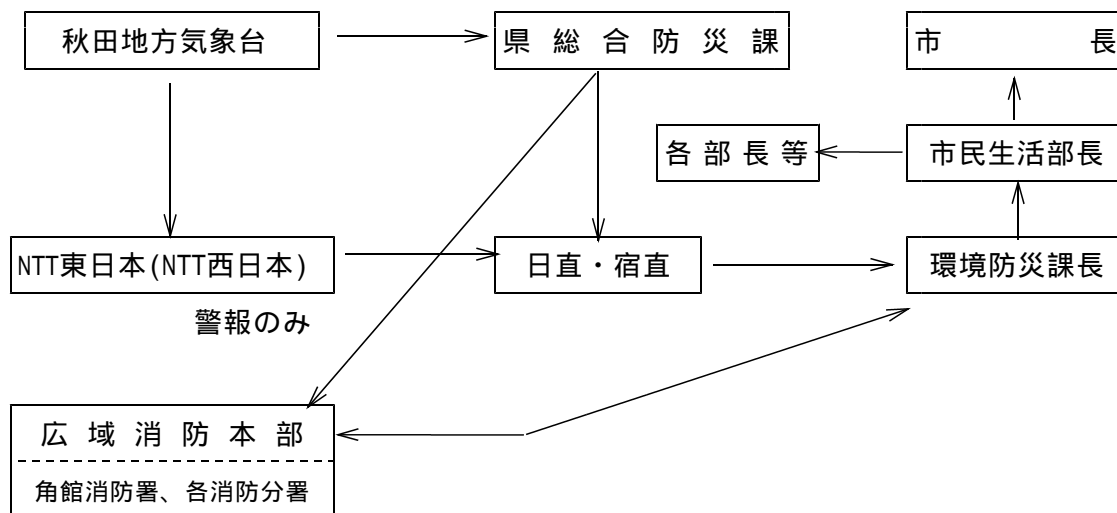
2 気象注意報、警報の取扱要領

- (1) 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく、火災気象通報（以下「気象通報」という。）は、環境防災課が受領する。
- (2) 環境防災課は気象通報を受領したときは、速やかに関係各課に連絡する。
- (3) 勤務時間外の気象通報は、角館消防署及び各分署で受領し伝達する。
- (4) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等の予警報が発表されたときは、これらに対する被害防止のための対策を農政課長が関係機関の協力を得て、一般に周知する。
- (5) 気象注意報、警報等の伝達系統図は次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外（夜間・休日等）の場合



資料 2 - 1 「気象予警報伝達先一覧表」

第 6 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てること

を目的として、秋田県建設交通部河川砂防課は、秋田地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を作成・発表する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合、秋田県から秋田県総合防災情報システムにより市町村をはじめ関係機関へ情報伝達する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、自治会・町内会等への電話連絡、広報車による広報等で住民に伝達し、必要であれば避難勧告を発令する。

第7節 災害情報の収集、伝達計画

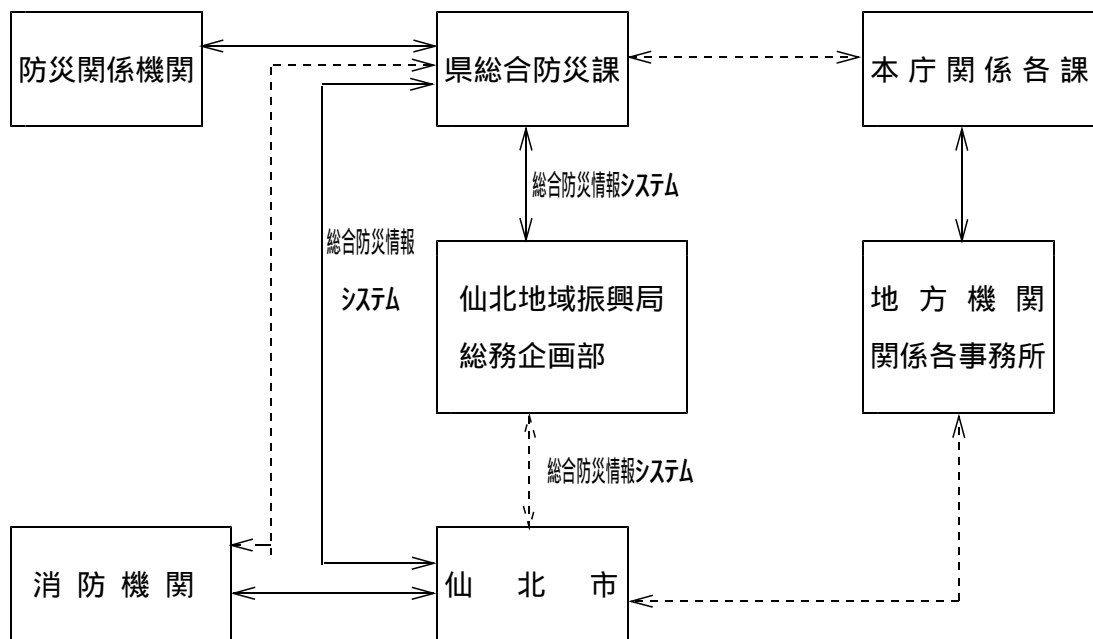
(各機関)

第1 計画の方針

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠なものであり、県及び市並びに関係機関が相互に緊密な連携を保持し、迅速かつ正確な情報収集・伝達を図る。

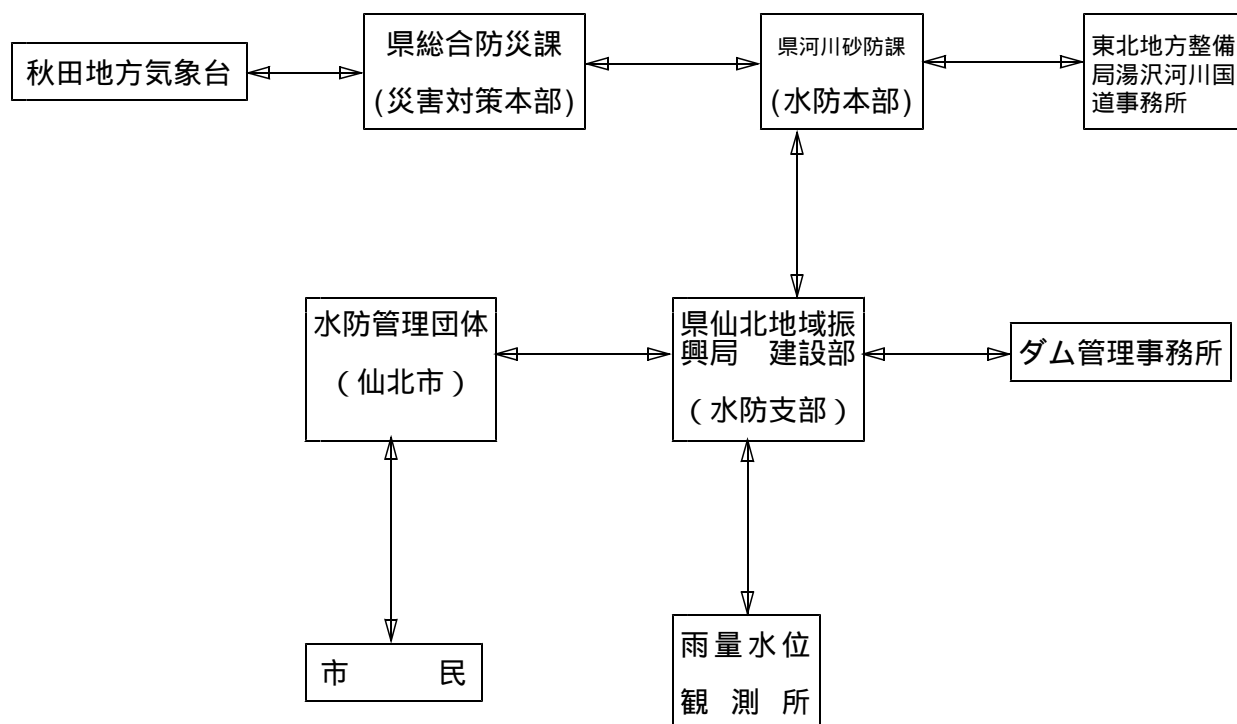
第2 情報収集体制及び伝達系統

- 1 災害が発生した場合は、県及び市並びに防災関係機関は、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたるものとする。
- 2 関係機関の協力を得て、災害発生直後において概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- 3 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとし、また、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。



(注) ----- は必要により報告

第3 水防活動時の伝達系統



第4 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県から浸水想定区域の指定に基づき、浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑、迅速な避難の確保を図るための事項を記載した洪水ハザードマップを作成・配布し住民説明会を実施する。

また、浸水想定区域内に災害時要援護者などが入居している社会福祉施設等があるときは、これら施設の名称及び所在地を掲載し、周辺住民への周知を図る。

第5 土砂災害警戒情報

秋田地方気象台と県から土砂災害警戒情報を受けたとき、市はこれを直ちに防災行政無線及び広報車等で住民等に広報し、避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図るものとする。

第6 異常現象発見時の措置

1 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。また、市長は通報を受けたら、速やかに関係機関へ通報する。

(注) 通報を要する異常現象等はおおむね次のとおりである。

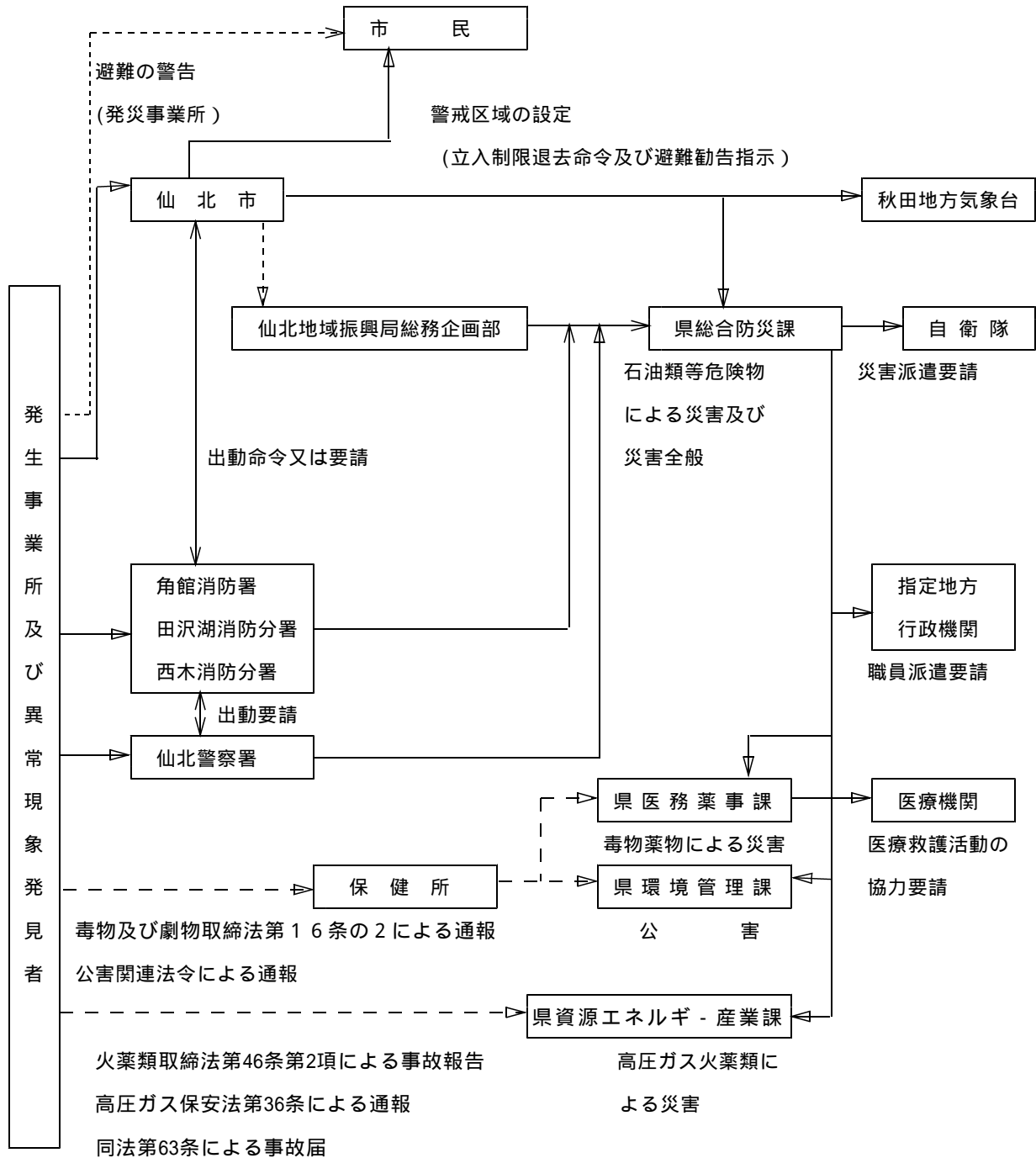
事 項	異 常 現 象 等
気 象	・ 著しく異常な気象現象（竜巻、強い降雹等）
地 象	・ 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等
（火山関係）	・ 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、顕著な地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等
	・ 噴気、噴煙の発生、又は顕著な異常変化
	・ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
（地震関係）	・ 群発地震、地すべり等

2 被害発生のおそれがある場合

雨量、水位等の観測者は、災害発生のおそれがある現象を観測又は察知したときは、市長に報告する。

第7 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。



第8 被害状況等の調査

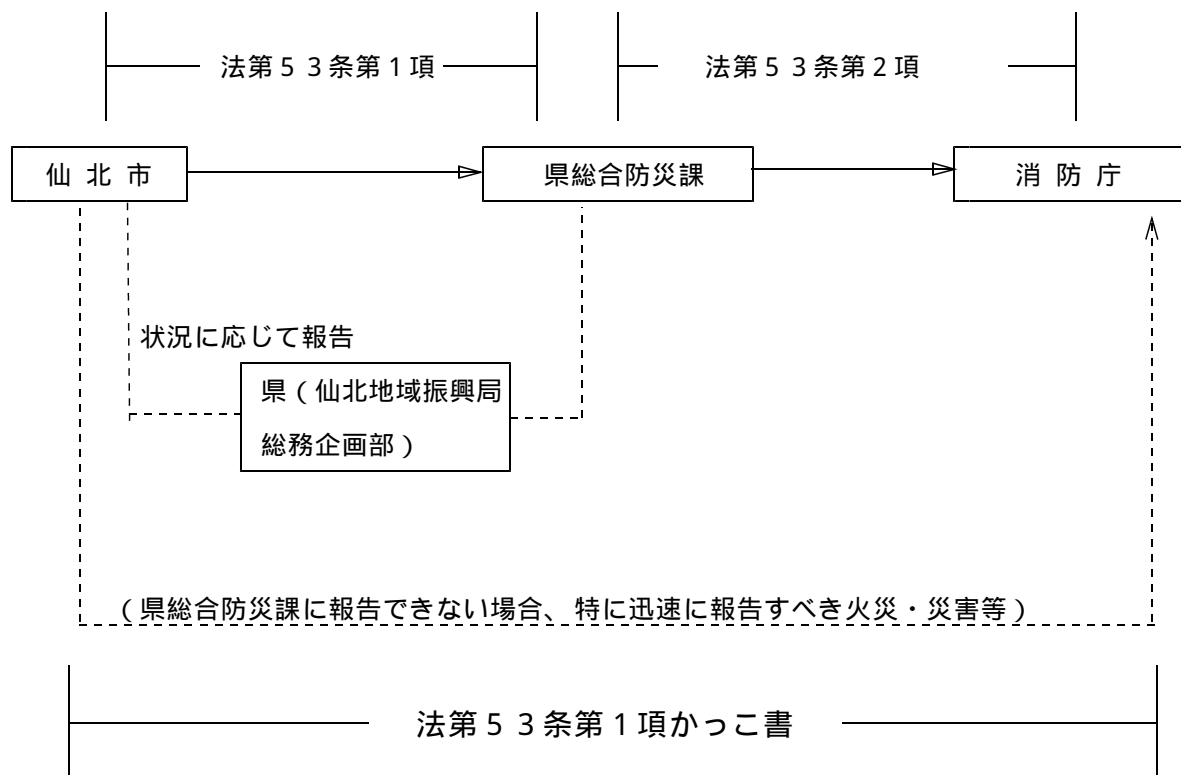
総務部庶務班は、調査員の報告をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、関係機関へ通報する。

第9 被害報告要領

災害（火災を除く）が発生したときは、市長は各班より本部への速報を整理し、次の区分により、所定の様式で県総合防災課へ通報する。

ただし、県総合防災課に報告できないとき又は、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防庁へ直接報告する。

< 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート >



《消防庁連絡先》

	勤務時間内 (防災情報室)	勤務時間外 (消防庁宿直室)
N T T 回線	03 - 5253 - 7526 (TEL)	03 - 5253 - 7777 (TEL)
	03 - 5253 - 7536 (FAX)	03 - 5253 - 7553 (FAX)
地域衛星通信ネットワーク	048 - 500 - 7526 (TEL)	048 - 500 - 7782 (TEL)
	048 - 500 - 7536 (FAX)	048 - 500 - 7789 (FAX)
消防防災無線	7526 (TEL)	7782 (TEL)
	7536 (FAX)	7789 (FAX)

1 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、第一報で死傷者の有無等を報告する場合）には1号様式を用いて報告する。

（1）災害の概況

ア 発生場所、発生日時

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（ウ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（エ）その他これらに類する災害の概況

（2）被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。

（3）応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた応急対策について記入する。

ア 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

イ 避難の勧告・指示の状況

ウ 避難所の設置状況

エ 他の地方公共団体への応急要請、応急活動の状況

オ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2 被害状況即報

（1）被害状況が判明次第その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

（2）次のものの第一報については、県に報告すると同時に直接消防庁にも原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。

ア 火災速報

・航空機火災 ・トンネル内車両火災 ・列車火災

イ 危険物等に係る事故

（ア）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という）を

貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆破事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの。

(イ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設から危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。

海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの。

大規模タンクから危険物等の漏えい等

(ウ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ウ 救急・救助事故速報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死傷者及び負傷者が30人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの。

(ア) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

(イ) バスの転落等による救急・救助事故

(ウ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

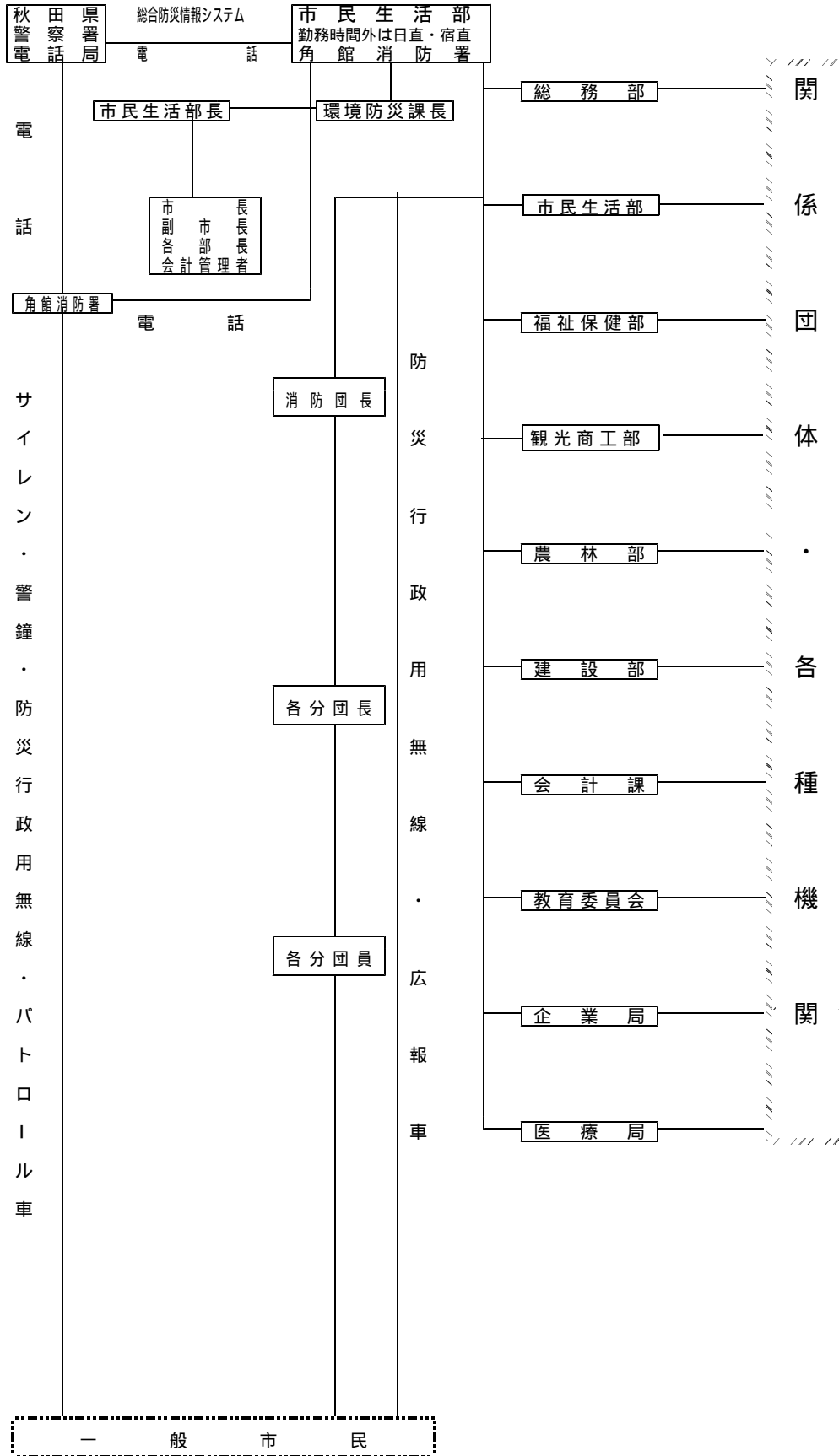
3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

4 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年の4月30日までに消防庁へ報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

災害通信連絡系統図



5 災害状況報告の様式

(1号様式)

(1) 災害概況即報

() 受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部		(都道府県)				(市町村)				
	の設置状況										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すること。)

(2) 被害状況即報・災害確定報告

(2号様式)

市町村				区 分			被 害	
災 害 名 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時 現在)			田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分				そ	被 害			
人 的 被 害	死 者		人		文 教 施 設	箇所		
	行方不明者		人	病 院	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	道 路	箇所			
		軽 傷	人	橋 り よ う	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟	の	河 川	箇所		
			世帯		砂 防	箇所		
			人		清 掃 施 設	箇所		
	半 壊		棟		崖 く ず れ	箇所		
			世帯		鉄 道 不 通	箇所		
			人		水 道	戸		
	一 部 破 損		棟		他	電 話	回線	
			世帯			電 気	戸	
			人			ガ ス	戸	
	床 上 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
			世帯			農 地 農 業 用 施 設	箇所	
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯	り 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生	建 物		件		
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件				
	そ の 他	棟	そ の 他	件				

区 分		被 害	1. 災害発生場所	
公立文教施設	千円			
農林水産施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計	千円			
そ の 他	農産被害	千円	2. 災害発生年月日	
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円	3. 災害の種類概況	
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
				4. 消防機関の活動状況
そ の 他	千円		5. 避難の勧告、指示の状況	
被害総額	千円		6. その他	
市町村災害対策本部	名 称			
	設 置	月		日 時
	解 散	月		日 時
消防職員出動延人数				人
消防団員出動延人数				人

即報にあつては被害額を省略することができる

3) 災害年報

市町村名

区分			発生年月日					計
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家災害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
他	学校		箇所					
	病院		箇所					
	道路		箇所					
	橋りょう		箇所					

市町村名

区 分	災 害 名		発生年月日				計
そ の 他	河 川	箇所					
	砂 防	箇所					
	水 道	箇所					
	清 掃 施 設	箇所					
	崖 く ず れ	箇所					
	鉄 道 不 通	箇所					
	水 道 被 害	戸					
	電 気 被 害	戸					
	ガ ス 被 害	戸					
	通 信 被 害	回線					
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
	公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	住 家 被 害	千円					
	非 住 家 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円						
市町村災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日		
	解 散		月 日	月 日	月 日		
消 防 職 員 出 動 延 人 数							
消 防 団 員 出 動 延 人 数							

被害の認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認した者、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を滅失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、焼失したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）が、その住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊又は全焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）が、その住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したものの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。		

分類	用語	被害程度の認定基準	
その 他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	鉄道の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通となった回線数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	電気	電力施設の被害によって、停電及び供給停止した戸数とする。	
ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数。		
ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。		
水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数を記入する。ただし、災害確定報告にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。			

分類	用語	被害程度の認定基準
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害	公立 文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林 水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設とする。
	公共 土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防設備、林地荒廃防止設備、道路とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
金額		災害中間報告及び災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第8節 孤立地区対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

市及び県は孤立予防対策として、橋梁、通信施設などの改良又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべり・雪崩などの災害危険箇所の改良を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設等を備蓄倉庫にあてるなど、孤立想定地区が抱えている過疎化及び高齢化に対する防災対策は重要である。

第2 交通路の確保

秋田県と秋田地方気象台が発表する「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」は、大雨に伴う洪水や土砂災害発生の危険性が切迫している場合である。また、大雪警報には雪崩の発生を想定し、国、県及び市の道路管理者等は警察や運輸機関と連携し、雪崩発生危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。また、土砂災害警戒情報等に対しても関係機関と連携を取りながら巡視強化を図る。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認又は発生の恐れを確認した場合は、県及び関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。

また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合、さらに通信手段が断たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を要請する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに併せて代替え通信機器の整備に努める。

県及び市は通信の途絶を想定し、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。

また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機の配備に努める。

県及び市は小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、消防防災ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

市及び県は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置する。

第6 緊急物資の備蓄

孤立集落又は地区内に次の緊急物資の備蓄に努める。

- 1 飲料水（ミネラルウォーター、お茶等）
- 2 給水用品（浄水器、給水用ポリ容器、ポリ袋）
- 3 食料品（米、保存食品、乳児用ミルク、その他）
- 4 生活雑貨（日用雑貨品、下着、防寒着）
- 5 冷暖房器具（ストーブ、温風ファン、携帯カイロ等、停電時使用できる暖房器具等）
- 6 燃料（暖房用、炊事用、発電用）
- 7 医薬品（風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏、包帯等）
- 8 その他（必要雑貨）

第7 し尿、ごみの処理

洪水又は積雪時において汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定しておくこと。

ごみは環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第9節 通信運用計画

(各機関)

第1 計画の方針

通信は、災害時における情報の収集、伝達及び応急対策に必要な命令、指示等の伝達のため極めて重要であり、災害時における非常通信の確保とともに、通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信手段及び通信施設の運用方法について定めておくものとする。

第2 通常時の通信連絡

県及び市、その他の防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対する連絡等については、秋田県総合防災情報システム及び仙北市防災行政無線施設、各防災関係機関の無線設備、電気通信事業通信設備、又はそれぞれ専用の通信設備をもって迅速に行う。

第3 非常時における通信連絡

1 通信連絡体制

- (1) 災害時における通信連絡は、各庁舎に設置されている秋田県総合防災情報システム並びに災害用電話を指定し、さらに市の防災行政無線施設を活用し、災害通信連絡にあたるものとする。
- (2) 各班には情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、通信連絡事務従事者をおく。
- (3) 通信連絡従事者は各班長が指名する。
- (4) 災害に関する通信の送受信者は、通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信責任者(班長)に報告するものとする。

2 電気通信事業通信施設の優先使用

非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業に基づき、N T T秋田支店の承認を受けた災害時優先電話。
- (2) 災害地の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話。

3 他の機関の通信設備の使用

災害応急処置の実施に際し、特に必要のあるときは災害対策基本法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用して、その通信を確保する。他の機関の通信施設を利用する場合は、次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

- (1) 利用又は使用しようとする通信施設
- (2) 利用又は使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者
- (5) 利用又は使用を希望する時間
- (6) その他の必要な事項

第4 通信施設の応急復旧対策

1 仙北市防災行政無線施設

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、災害実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、関係機関相互の無線通信の確保に努める。

2 警察無線施設

災害発生時における警察無線の途絶を防止し、その確保を図る。

3 東日本電信電話(株)秋田支店施設

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

4 NTTドコモ東北支社秋田支店施設

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

5 秋田県総合防災情報システム

(1) 災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互の情報通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ) 機器動作状況の監視強化
- (エ) 機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 職員による仮復旧の実施

- (イ) 衛星中継車等による通信回線の確保
- (ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

資料3 - 1 「秋田県総合防災情報システム」

資料3 - 2 「仙北市防災行政無線」

資料3 - 3 「消防無線局設置状況」

資料3 - 4 「タクシー業務無線」

資料3 - 5 「インターネットプロバイダー」

資料3 - 6 「アマチュア無線局一覧表」

第10節 広報計画

(総務部)

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況等、被害者ニ - ズを十分把握し、効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、県及び市が行うもののほか、報道機関等との密接な連携のもとに、災害の状況及び災害対策の実施状況等を的確に広報し、民政の安定と秩序の回復を図る。

なお、広報に当たっては高齢者、障がい者、外国人及び子供・乳幼児等のいわゆる災害時要援護者に配慮するほか、住民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第2 広報担当及び災害対策本部の各部との連絡

- 1 災害状況、被害状況に関する広報は、すべて総務部広報班において行う。
- 2 各部において広報を必要とする事項は、すべて総務部広報班に連絡するものとする。

第3 情報等広報事項の収集

- 1 総務部広報班は、災害対策本部の各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集するものとする。
- 2 総務部広報班は、必要に応じて災害現地に出向き、写真、ビデオ、その他の取材活動を実施するとともに、民間人が撮影した写真等についても極力活用するものとする。

第4 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策など、住民に通知すべき広報は広報内容に応じて、次の方法により行う。

- 1 仙北市防災行政無線により行う。
- 2 広報車により行う。
- 3 民生委員を通じて行う。
- 4 報道機関を通じて行う。
- 5 市職員を派遣して行う。(交通通信施設が途絶したとき)
- 6 その他インタ - ネット等の活用による広報。

第5 報道機関に対する情報提供の方法

- 1 報道機関に対する情報の提供は、すべて総務部広報班において行うものとする。

- 2 広報内容については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得ておくものとする。
- 3 災害発生後において知り得た市内の被害発生状況の概要を速やかに発表する。その後の被害状況についても、引き続き適切に提供する。

第6 広報の内容

- 1 災害発生直後の広報
 - (1) 災害対策本部の設置状況
 - (2) 交通、通信その他の公共施設の状況
 - (3) パニック防止の呼び掛け
 - (4) 避難準備情報、避難の勧告、指示
 - (5) 出火防止の呼び掛け
 - (6) 人命救助の呼び掛け
 - (7) 市内被害状況の概要（建物倒壊・火災発生等）
 - (8) 市の応急対策状況
 - (9) その他必要な事項
- 2 災害の状況が静穏化した段階の広報
 - (1) 被害情報及び応急対策実施状況
 - (2) 安心情報
 - (3) 生活関連情報
 - ア 電気・水道・ガス
 - イ 食糧・生活必需品の供給状況
 - (4) 通信施設の復旧状況
 - (5) 道路交通状況
 - (6) 交通機関の運行状況
 - (7) 医療機関の活動状況
 - (8) その他必要な事項
- 2 災害応急対策実施責任者はあらかじめ、その所掌する災害広報に関し、広報文を定めておくものとする。

第 1 1 節 避難対策計画

(各機関)

第 1 計画の方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、人命の安全を第一に危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難準備情報、避難勧告、指示を適時的確に実施し、人的被害の防止を図る。

なお、避難場所、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び子供等いわゆる災害時要援護者及び女性に配慮し、避難者や被災者等に対するプライバシー保護対策の徹底が重要である。

第 2 避難準備情報、避難の勧告、指示及び警戒区域設定の実施責任者

1 避難準備情報、避難の勧告及び指示の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市 長	災 害 全 般	・災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (市長)	洪水についての避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・地すべり等防止法第25条

2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市長	災害全般（災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき）	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般（同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般（同上の場合においても、市長等及び警察官がその場にいないとき）	・災害対策基本法第63条
消防吏員 又は消防団員	水害を除く災害全般（災害の現場において、活動確保する必要があるとき）	・消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水（水防上緊急の必要がある場合）	・水防法第21条

3 避難準備情報・避難勧告・指示の基準及び報告

(1) 基準

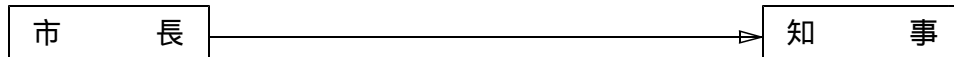
ア 避難準備情報、避難の勧告、指示

市民を避難させるにあたっては、そのときの情勢を検討し次の基準により行う。

種 別	基 準
避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、災害時要援護者に通知する。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 余震、地震後の降雨により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。 2 建物、擁壁等の崩壊、又は余震により人的被害が発生するおそれのあるとき 3 ダムの決壊、降雨により河川がはん濫注意水位を突破し、人的被害が発生するおそれのあるとき。 4 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が発生するおそれのあるとき。 5 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれのあるとき。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

イ 報 告

市長は、避難準備情報や避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨知事へ報告する。また、市長が警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難等の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



(2) 警 察 官

ア 警察官職務執行法による措置

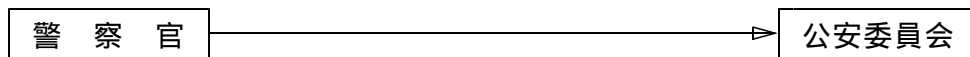
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

イ 災害対策基本法による指示

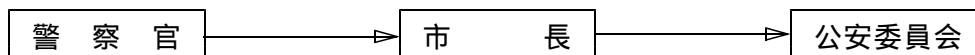
市長による避難指示ができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

ウ 報告・通知

(ア) 上記 により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



(イ) 上記 により避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



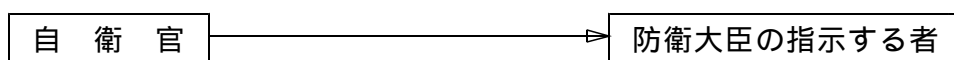
(3) 自 衛 官

ア 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記 (2) の 警察官職務執行法による措置による避難等の指示をする。

イ 報 告

上記 により自衛官がとった指示については、順序を経て長官の指示する者に報告する。



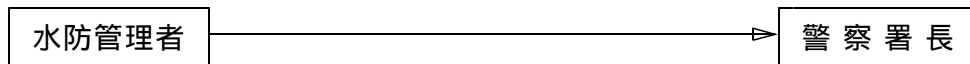
(4) 水防管理者

ア 指 示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは立退くことを指示する。

イ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



(5) 知事又はその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

ウ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



第 3 避難準備情報、避難勧告及び指示の要領

1 避難準備情報

避難準備情報が発表された場合、災害時要援護者の家族、介護者、医療機関、並びに自主防災組織等が連携・協力し、災害時要援護者を一時避難所及び福祉避難所等に収容する。

2 避難の勧告及び指示の内容

市長が避難の勧告及び指示を行う場合は、次の内容を明らかにするものとする。

(1) 避難の対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難の勧告又は指示の理由

(5) その他必要な事項

3 市民への周知等

避難の措置を実施したものは、速やかに地域の市民に対してその内容の周知を図るとともに、市長に通報するものとする。

4 報 告

避難の措置を実施した市長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

第4 避難の方法

- 1 市長は避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底を図るよう指導する。
- 2 避難経路の要点に誘導員を配置する。
- 3 避難は、できるだけ町内会等単位の集団で行い、特に高齢者、障がい者、外国人、子供、乳幼児等の災害時要援護者を優先して避難させる。
- 4 安全な避難が行われるために、所持品は最小限にとどめるように指導する。
- 5 避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、警察や消防機関等に連絡して協力を得る。

第5 避難所の開設及び運営

- 1 避難を指示した市長は、被災者を一時的に学校、公民館等の既存の建物又は野外に開設した仮施設等に収容し保護する。
- 2 市長は避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所を周知し、収容すべき者を誘導する。
- 3 災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、隣接の市町村に収容を委託し、あるいは建物等を借上げて開設する。
- 4 避難所には担当職員を置き、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受給配分、所内の秩序の維持にあたる。
- 5 市長は避難所を開設したときは、開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見通し等を知事に報告するとともに関係機関へ通報する。
- 6 災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。
- 7 避難に関する留意事項

(1) 避難準備情報、避難勧告、指示の周知徹底

実施責任者は、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示をしたときは、できるだけ避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、防災行政無線、広報車、

伝達員等により、市民に周知徹底する。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、災害時要援護者の優先、及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、市職員、消防職団員等をもってあたることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリ - ダ - がこの任務にあたる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法などにより実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量輸送とする。

(3) 避難所の開設

ア 開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

イ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 市は、避難勧告・指示が決定されたとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、直ちに各避難所を開設する。

エ 避難者の収容にあたっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間を考慮し収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の情報の把握に努める。

なお、学校が避難所に当てられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。

オ 市長は、次により避難所の適切な管理運営を行う。

(ア) 避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(イ) 避難所におけるプライバシー - の確保等良好な生活環境の確保に努める。

(ウ) 停電時等に避難所等で使用する発電機を15台以上確保する。

(4) 警戒区域の設定

市長等は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するため交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、

ロープ等で明示する。

オ 防災行政無線、広報車等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

資料5 - 3 「避難場所一覧表」

第 1 2 節 消防・救助活動計画

(環境防災課・角館消防署)

第 1 計画の方針

消防の責任は、消防組織法第 6 条で市町村と定められており、災害発生時において、火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。また、「仙北市消防計画」と当計画は相互に密接な関連性をとるものとする。

第 2 消防防災体制の整備

1 本計画に基づき、仙北市消防計画を立て、この計画によって、災害に迅速かつ的確に対処する消防体制を整備する。

(1) 消防計画の整備策定

- ア 災害対策体制の整備
- イ 対策本部又は指揮本部等の設置運用基準
- ウ 災害対策本部設置前の初動期における部隊運用
- エ 災害時における消防団員の動員基準
- オ 通信運用基準
- カ 関係部局との連絡調整方法

2 災害対策に万全を期するため、すべての消防防災機関は、関係法令に基づき通信連絡、救急救護、応援協定などの防災体制を整備する。

第 3 消防活動

1 管内で火災等の災害が発生したときは、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、市民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救出救助と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。活動にあたっては、市民・自主防災組織や防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講ずる。

2 災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、市の消防力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内 1 3 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や、あらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

3 林野火災対策

(1) 市長は、火災区域が拡大し、地上からの消火が困難な場合、又は住家へ延焼するおそれが

ある場合で、空中消火が必要と認めるときは、知事にヘリコプタ - の出動を求めることができる。

- (2) 市長は、ヘリコプタ - の出動が決定したときは、補給基地等の選定をすると同時に、県及び森林管理局の協力で、空中消火用資機材の輸送及び空中消火剤補給作業隊等を編成し、消火体制を整える。

第4 救助活動

- 1 災害により管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な救助活動にあたるものとする。
活動にあたっては、市民・自主防災組織と連携して、効果的な活動実施を図る。そのため、平素から市民・自主防災組織に対して救助活動の初期活動についての普及、啓発を推進する。
- 2 自力のみの救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。
また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や、あらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

第5 火災及び災害等の報告

消防組織法第22条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救事故等報告要領」によるが、緊急事態発生時における即報については、「火災、災害等即報要領」の定めによるものとする。

第6 地域防災計画と消防計画との関係

地域防災計画における消防活動計画と消防との関係は、消防組織法第4条第15号で、「防災計画に基づき」消防計画を作成することになっている。

このため、地域防災計画においては、消防計画の大綱を定めるのに対し、消防計画は消防機関独自の活動のための計画ということになり、相互に密接な関連性を保つことが必要である。

- 資料第5 「避難救出に関する資料」
- 資料第7 「救急医療に関する資料」
- 資料第9 「派遣、応援に関する資料」
- 資料13-1 「消防用機械器具現有量一覧表」

第 1 3 節 水防活動計画

(建設課・環境防災課)

第 1 計画の方針

堤防の決壊等により洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合の警戒及び防ぎょ等、各河川、湖沼等に対する水防上必要な処置対策の大綱は、「仙北市水防計画」による。

第 2 水防体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持するものとする。

第 3 出動準備

水防管理者は、次の場合には直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- (1) 水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要を予測するとき。

第 4 水防活動

洪水等による水害の警戒及び防ぎょ等の必要な活動については、「仙北市水防計画」による。

資料 1 1 - 9 「水防用資器材備蓄数量一覧表」

資料 1 1 - 1 0 「水防警戒員配置表」

第14節 災害警備活動計画

(関係機関)

第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

第2 災害警備

1 災害発生時の警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 市民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保及び不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元の確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害警備本部の設置
災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部内に災害警備本部を設置する。
- (2) 災害警備対策室の設置
災害の発生を認知したとき及び発生が予想される場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- (3) 災害警備連絡室の設置
災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で、これらの規模が災害警備本部又は

災害警備対策室の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備対策本部を設置する。

(4) 警察署(現地)警備本部等の設置

警察署においては、管内の災害実態に応じて警察本部に設置された災害警備本部に準じて所要の警備体制をとる。

第3 予想される社会的混乱、犯罪

- 1 電話の輻輳、断線等による混乱
- 2 情報不足、デマによる混乱
- 3 避難行動に伴う混乱
- 4 帰宅行動に伴う混乱
- 5 自動車の交通渋滞や交通途絶による混乱
- 6 生活必需品の不足による混乱
- 7 避難者や被災家屋からの盗難

これらの社会的混乱、犯罪に対する警備活動の中心は警察署であるが、総務班広報担当、消防団等とも密接に関連するため、お互いに連絡を取り合いながら対処する。

第4 災害防御、災害救助活動に対する協力

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、関係機関が行う災害防御活動及び災害救助活動について、必要な場合は全面的に協力する。

第 1 5 節 輸送計画

(建設課)

第 1 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材及び生活必需品等の輸送を迅速、かつ的確に実施するための輸送能力、輸送方法を定める。

第 2 実施機関

被災者災害応急対策用物資又は災害応急対策要員及び機械等の輸送は、輸送部輸送班が実施する。又、災害の範囲、状況を勘案して、県、隣接市町村、関係機関との協力のもとに実施する。

第 3 輸送路の確保

道路管理者は、道路橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては幹線道路を優先する。

第 4 輸 送

1 輸送の確保

- (1) 市は地域の現況に即した車両等の調達体制を整備するとともに、物資の集積場所等を明確にする。
- (2) 市は車両等が不足する場合、又は必要な車両等の確保が困難なときは、次の事項を明らかにして他の市町村又は県に対して車両等の調達斡旋を依頼する。
 - ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量
 - イ 車両等の種類、台数
 - ウ 輸送区間、借り上げ期間
 - エ 集結場所、日時
 - オ その他必要事項

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料及び食料品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

3 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) 航空機による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。

(4) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

(1) 第1段階 - 避難期

- ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等の人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- エ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階 - 輸送機能確保期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧、水等の生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階 - 応急復旧期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

資料8 - 1 「通行の禁止又は制限についての標示」

資料8 - 2 「緊急通行車両の確認事務処理要領」

第16節 給食、給水計画

(環境防災課・企業局)

第1 計画の方針

災害発生時に、民心の安定と応急対策活動の円滑な推進を図るため、被災者及び応急対策従事者に対する速やかな給食、給水の方法を定める。

第2 給食

1 実施機関

被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは、市長が実施するものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて又は知事の補助者として、市長が実施するものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法に定める基準に従って行う。

(1) 給与の対象者は次のとおりである。

ア 避難所に収容された者。

イ 住家に被害を受けて炊事のできない者。

ウ 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者。なお、災害応急対策従事者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。

(2) 食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとする。費用は主食、副食及び燃料費等の経費とし、1日1人当たり1,010円以内とする。

(3) 実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日以内を現物により支給する。

(4) 市長は、緊急のため事前に知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

3 対象及び数量等

配 給 対 象	一人当り配給限量	配 給 の 方 法 等
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合	1食当り精米150グラム	1 知事又は市長は取扱者を指定して、配給又は給食を実施させる。
被災者に対し、現物で配給する場合	1日当り精米400グラム	2 原則として米穀を配給するが、実状により乾パン又は麦製品を支給する。
災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1食当り精米250グラム	3 期間は災害発生から7日以内、ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分を現物で支給する。

第3 食糧の調達方法

1 米 穀

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達するものとする。災害の状況により、小売り、卸売業者の所有米穀のみで不足する場合は、知事へ要請するものとする。ただし、交通通信が途絶し、災害地が孤立化して市長が知事へ要請できない場合は、農林水産省に直接緊急引渡しを要請するものとする。

2 副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料等については、市長が直接調達するものとする。ただし、市長が直接調達困難な場合は、知事にその斡旋を依頼することができる。

3 県による食糧の運送

市長から食糧の調達、斡旋の依頼があったときは、知事は市からあらかじめ定めた物資集積所まで運送するものとする。

4 炊き出しの計画

給食施設は努めて既存の諸施設を活用するが、必要により野外に施設を開設する。

また、必要に応じ、婦人会、日赤奉仕団などの協力を求める。

(1) 現場の責任者

福祉班から担当者を配置し、その実施に関し指導するとともに必要事項を記録する。

(2) 応急食糧

献立は栄養価を考慮するが、災害状況により食器等が確保されるまでは、おにぎりや漬物、缶詰等を配給する。

(3) 応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、県や隣接市町村に応援要請する。

(4) その他

炊き出しに当たっては、食品衛生に心掛ける。

第4 給 水

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて、又は知事の補助者として市長が行う。

2 給水対象及び数量等

- (1) 災害により、現に飲料水を得ることができない者を対象とする。
- (2) 供給する数量等は、1人1日当り、約3リットル以上を目標とする。
- (3) 供給期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

3 給水の方法

災害状況に応じて次の方法によるが、需要が給水能力を超える場合は、県や隣接市町村に応援を要請する。

- (1) ろ水器によるろ過給水
- (2) ポリ缶等の搬送容器に入れ給水
- (3) 給水車等による給水

4 給水器材の調達

飲料水の供給に用する器材は、資料「給水器材の調達一覧表」に掲げる機関又は業者から調達する。

5 給水施設の応急措置

給水班は、資料「水道工事業者一覧表」に掲げる業者の協力を得て、給水施設の応急措置を行うものとする。

6 災害時の協力体制の確立

- (1) 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請し、これによっても対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を求める他、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

7 応急給水時の広報

応急給水を行うときは、応急給水の方法、給水場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

8 その他

市は被災地区住民が飲料水を確保するため、遊井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しよう

とするときは、事前に水質検査を実施するように指導に努めるものとする。

また、被災時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう、流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めることとする。

資料 1 6 - 1 「主食及び副食品調達先一覧表」

資料 1 7 - 1 「飲料水の採水施設一覧表」

資料 1 7 - 2 「給水器材調達先一覧表」

資料 1 7 - 3 「水道工事業者一覧表」

第 1 7 節 生活必需品等の供給計画

(環境防災課・総務課)

第 1 計画の方針

災害時の被災者に支給する衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速的確に行い、民生の安定を図る。なお生活必需品等の備蓄及び調達に関する計画は震災対策編第 1 章第 2 2 節「災害時の生活必需品等の確保に関する計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用されたときは、原則として物資の調達、輸送を知事が行い、支給については知事の補助機関として市長が行う。

第 3 生活必需品の給与及び貸与の対象者

- 1 住家が全壊（焼） 流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けた者であること。
- 2 被服、家具その他の生活上必要最小限の家財等を喪失した者であること。
- 3 被服、家具その他の生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難となった者であること。

第 4 生活必需品の範囲

給与又は貸与の品目は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- 1 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等）
- 4 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事用具（ナベ、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、箸、皿等）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷きゴザ）
- 8 光熱材料（マッチ、ろうそく、プロパン等）
- 9 その他必要と認められるもの

第 5 生活必需品の調達方法

- 1 秋田県地域防災計画の生活必需品等の確保に関する計画に基づき、本市保管分の物資を活用す

- る。なお、本市保管分の物資及び市内で調達が困難な場合は、知事に依頼して調達する。
- 2 日赤秋田県本部に備蓄する物資の借用については、日赤秋田県支部長に申請する。
 - 3 その他必要な物資は、資料16-2「生活必需品調達先一覧表」の業者より調達する。

第6 生活必需品の給与又は貸与の方法

- 1 被害の状況、被災人員、被災者の世帯構成員等を十分調査して物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し給与又は貸与する。
- 2 物資の支給は、市内連絡員を通じて被災者に交付する。
- 3 給与又は貸与の費用と期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

資料16-2「生活必需品調達先一覧表」

資料16-3「燃料販売業者一覧表」

第 1 8 節 医療救護計画

(保健課・包括支援センター・市立病院・関係機関)

第 1 計画の方針

大規模災害時の医療救護活動として、広域連携に基づく相互支援体制により地域医師会から医療救護班の派遣を求めるとともに、患者搬送体制の確立や患者収容力の確保に努め、医薬品や医療機材の備蓄システムを機能させて後方供給体制の構築など、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進する。

また、災害医療機関、災害協力医療機関及び消防機関等の防災関係機関は、相互に密接な連携をとりながら被災者の医療救護にあたるものとする。

第 2 実施体制

- 1 市長は救護所を設置するほか、仙北地域災害医療対策本部の協力を得て、医師等の確保、及び傷病者の手当並びに医薬品、医療器具、衛生材料の手配等を実施する。
- 2 市長は「仙北地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。なお「仙北地域災害医療対策本部」が設置されていない場合は大曲仙北医師会に要請する。

第 3 応急救護所

- 1 市長は応急救護所を次により設置するものとし、運営にあたっては、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び仙北地域災害医療対策本部に協力を要請する。

(1) 災害の発生により、医療機関がなくなり、又は機能が停止した場合

(2) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

(3) 病院もしくは診療所のない地域又は医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できない場合

- 2 医療救護を受ける者

医療救護を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず、応急的治療の必要がある者とする。

- 3 医療の範囲

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

(6) 助産

第4 災害医療機関の役割

1 災害拠点病院

- (1) 「災害拠点病院」は、市での対応を超える広域的な災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救急救命医療の提供、備蓄医薬品及び医療機材の後方供給など災害医療救護の中核的な役割を担う。
- (2) 「災害拠点病院」は、災害発生時に「地域災害医療対策本部」と連絡調整を図る職員を配置する。
 - ア 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行う。
 - イ 「災害協力医療機関」への患者収容等に関する協力要請を行う。
 - ウ 「地域災害医療対策本部」と緊密な連携を取りながら、災害医療情報の収集・提供を行う。
 - エ 「災害・救急医療情報システム」の中で、「地域災害医療対策本部」等と各種災害・医療情報の共有を図る。

2 「災害協力医療機関」と地域医師会

- (1) 「災害医療機関」以外の医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地域内の医療救護にあたるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力を行う。
 - ア 被災地域内の医療救護にあたる。
 - イ 「地域災害医療対策本部」の要請に応え、医療従事者の派遣及び自主備蓄医薬品等の任意提供等を行う。
 - ウ 「災害・救急医療情報システム」の中で、災害医療情報の収集・提供を行う。
- (2) 地域医師会及び県医師会は、災害発生とともに「地域災害医療対策本部」と、連絡調整を図る担当者を予め定めるものとする。
- (3) 被災地の地域医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員相互支援に係る指示等に努め、「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断されるときは「災害・救急医療情報システム」を通じて、被災地以外の地域医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援等を求める。

第5 災害・救急医療情報システムの活用

1 災害・救急医療情報ネットワークの運用

市、医療機関、保健所、消防本部及び地域医師会、地域歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等がインターネット等で接続された「災害・救急医療情報ネット

ワーク」により、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「災害・救急医療情報システム」を機能させる。

第6 搬 送

1 搬送システム

- (1) 警察署長は、災害発生時には、道路の被災状況を確認のうえ交通規制を行うとともに、「緊急通行車両」の陸路搬送路を優先的に確保する。
- (2) 重症患者の搬送については、初動体制としては救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合、救急車だけの搬送が困難になる場合は、「地域災害医療対策本部」又は「災害拠点病院」からの指示に基づき、「災害協力医療機関」等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。
- (3) 「災害医薬品」や「医療機材」及び「支援医薬品等」の供給は、「災害医療対策本部」からの要請に基づき、「流通備蓄主体」が保有する車両等を「緊急通行車両」として活用し輸送する。
- (4) 地域医師会等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を「緊急通行車両」として活用し行うものとする。
- (5) 陸路搬送が不可能な場合は、「地域災害医療対策本部」からの支援要請に基づき、県消防防災ヘリコプター、航空自衛隊秋田救難隊ヘリコプターの派遣要請や近県で保有している救急医療用ヘリコプターの確保により空路搬送を行うこととし、「災害拠点病院」又は「災害支援病院」等に搬送する。

2 トリアージの実施

- (1) 医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により「災害支援病院」等への搬送を指示する。

トリアージ補助班は、医療救護班の医師から指示及び確認を得ながら、被災患者のトリアージを実施するものとする。

- (2) 医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」等との連絡体制を確保する。

3 死体検案

- (1) 災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は「仙北地域災害医療対策本部」に検案医師班の派遣を要請するものとする。
- (2) 多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬の受け入れ等を要請する。

第7 市の活動

市は、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努めるものとする。

- (1) 災害規模に応じ、「災害拠点病院(市立角館総合病院)」又は「仙北地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- (2) 地域医師会と情報連絡体制を確保する。
- (3) 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- (4) 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- (5) 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。

応急医療措置に必要な医薬品、衛生器材、担架及び医療用具等の確保については、市内各販売業者との連携を密にして、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し、迅速的確に供給できるよう、協力体制を確立する。

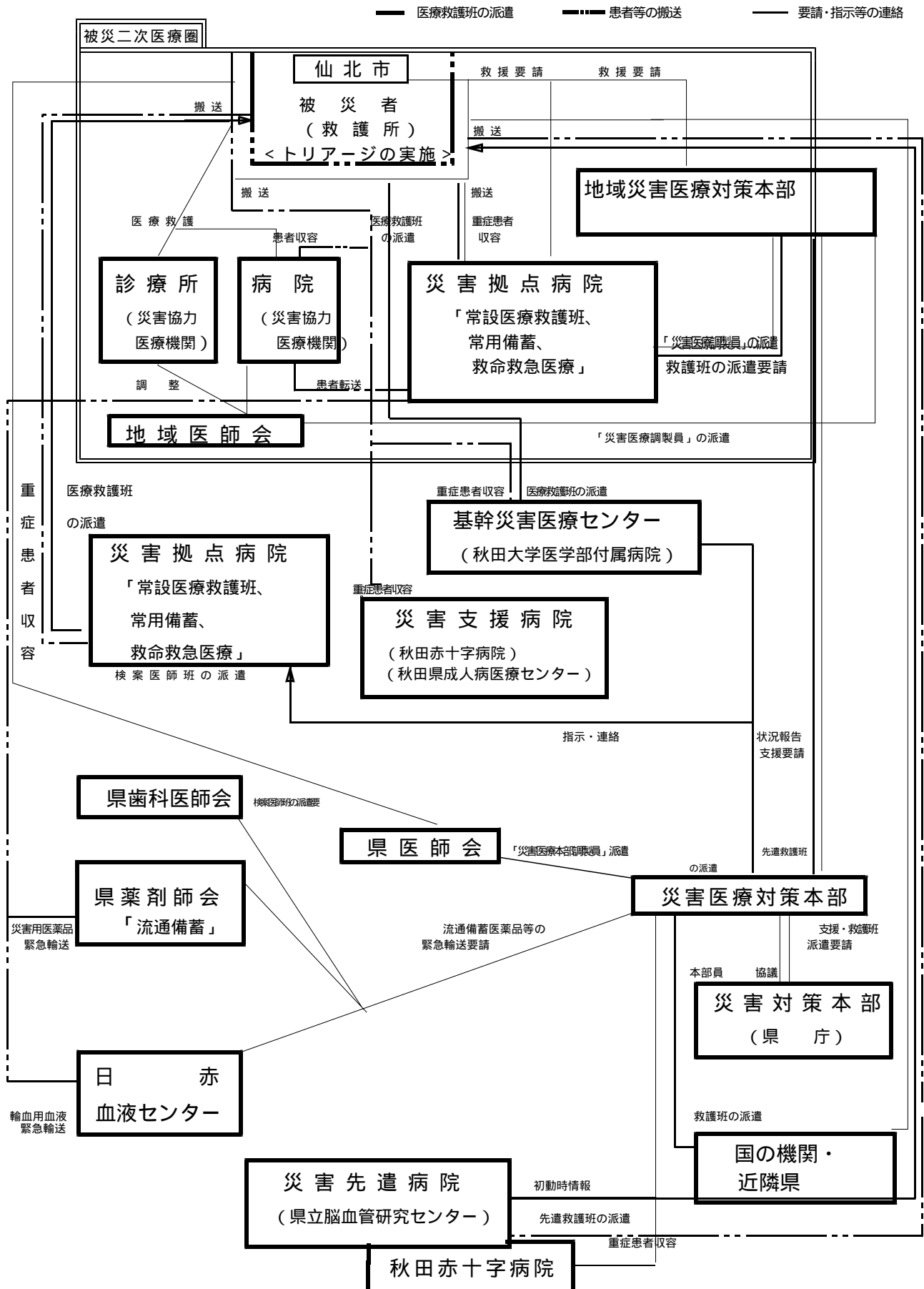
資料7 - 1 「医療機関一覧表」

資料7 - 2 「医療器材調達先一覧」

資料7 - 3 「救護所一覧」

資料7 - 4 「現地医療班編成表」

広域医療救護体制のフロー



第 19 節 公共施設等の応急復旧計画

(各機関)

第 1 計画の方針

災害によって公共施設が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、また、住民生活に与える影響もきわめて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施する。

第 2 道路及び橋梁施設

1 実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は道路管理者とする。

市の管理する道路、橋梁は建設部建設班が実施する。

2 被害の把握

災害発生とともに道路パトロールを強化するほか、各関係機関を通じ、又は住民から直接情報を収集する。

3 広報活動

被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、防災行政無線、標識、情報板、看板及び道路パトロールカ等により、通行者に周知徹底を図る。

4 応急復旧

- (1) 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のため優先順位を明らかにする。
- (2) 道路上の倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。
- (3) 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。
- (4) 自衛隊の応援を必要とする場合は、その旨を県に要請する。

第 3 水道施設

1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は市長であり、企業部工務班が実施する。

2 被害の把握

災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。

3 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時間(時刻)等について、

関係住民に対し、防災行政無線や広報車等により周知徹底を図る。

4 応急復旧

- (1) 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに速やかに応急工事を実施して、給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。
- (2) 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないよう措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。
- (3) 応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。
- (4) 自衛隊の応援を必要とする場合は、その旨を県に要請する。

第4 下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は市長であり、建設部下水道班が実施する。

2 被害の把握

災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

3 広報活動

被害の状況及び復旧の見通しなどについて、関係住民に対し、防災行政無線や広報車等により周知徹底を図る。

4 応急復旧

- (1) 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。
- (2) ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。
- (3) 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第5 電気施設

1 実施の主体

電気施設の応急復旧は、東北電力株式会社大曲営業所が実施する。

2 施設被害の把握

気象情報と各施設の被害状況及びその他必要事項を把握し、情報を分析検討し、的確かつ迅速な指令、伝達を行うとともに関係機関との連絡体制を確立する。

3 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故の防止のため、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

4 応急復旧

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。
- (2) 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事業者を確保するとともに、他店所に応援を要請する。
- (3) 復旧資材の確認、在庫量の把握を行うとともに不足する資器材については緊急調達を実施する。
- (4) 被害設備の復旧に当たっては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易度等を勘案のうえ被害の拡大防止効果、復旧効果並びに公共的影響の大きいものから逐次復旧工事を実施する。
- (5) 災害の発生にあたっては、被害状況、停電戸数、復旧予定時刻及び保安の確保について、一般報道機関に情報提供するとともに社外関係機関との協力体制を確保する。

第6 鉄道施設

1 実施の主体

鉄道施設の応急復旧は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社、秋田内陸縦貫鉄道株式会社が担当する。当該地域における監督責任者はそれぞれの駅長とする。

2 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、市民から直接情報を聴取する。

3 広報活動

- (1) 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。
- (2) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、関係箇所に連絡をする。
- (3) 二次災害防止等のため、防災行政無線等で広報を行うほか、広報車等により市民に周知する。

4 応急復旧

- (1) 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

- (2) 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
- (3) 予め定めた事故復旧担当区域及び操重車の出動担当区域により復旧作業を実施する。

第7 社会福祉施設

1 実施の主体

社会福祉施設の応急対策は、各施設の管理者が担当する。

2 実施の要領

- (1) 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。
- (2) 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。
- (3) 災害に備え、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。
- (4) 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等とその安全を図る。
- (5) 施設等の責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第8 病院等

1 実施の主体

病院等の応急対策は、管理者が担当する。

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

2 実施要領

- (1) 災害発生時には、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- (2) 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。
- (3) 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。
- (4) 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援を要請する。

第20節 危険物施設等応急対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがあるので、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大を防止する。

第2 危険物

1 実施の主体

消防法別表に掲げる危険物施設の応急復旧の実施責任者は、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 被害の把握

施設の管理者は、災害発生時には危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生時には警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ又は広報車、防災行政無線等により市民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、災害が発生したときには予防規定等に基づき、次の応急措置を実施する。

- (ア) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- (イ) 施設内のすべての火気を停止する。
- (ウ) 施設内の電源は、保安経路を除き遮断する。
- (エ) 出荷の中止と搬出を準備する。
- (オ) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- (カ) 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- (キ) 相互応援協定締結事務所に対して援助を要請する。

イ 市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入り禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

ウ 消防機関は、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに化学消防車等の派遣要請等の措置をとる。

第3 火薬類

1 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設責任者及び作業責任者から迅速に状況報告を受けるとともに、電話等により情報を収集しながら災害の拡大防止の措置をとる。

(2) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関への迅速な通報と、密接な連絡により状況に応じて広報車等により市民への周知を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、危機予防規定等に基づき、次の応急措置を実施する。

(ア) 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

(イ) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

イ 知事は、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者・販売業者等に対し、次の緊急措置を命ずる。

(ア) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(ウ) 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

(イ) 火薬類を廃棄した者に、その収去を命ずる。

第4 高圧ガス

1 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について広報車等により周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、自衛保安に必要な指示を行う。

イ 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められたときは、製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び消費者に対し、次の緊急措置を命ずる。

(ア) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

(イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

第5 LPガス

1 実施の主体

LPガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により、情報の収集を図る。

(2) 広報活動

LPガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要な要員以外は避難させる。

(イ) 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。

(ウ) 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。

(エ) 災害が拡大し、二次災害の危険がある場合は、秋田県エルピーガス協会角館・田沢湖支部へ応援を要請する。

(オ) LPガス取扱業者は常時、液化石油ガス法、高圧ガス保安法、同法施行令及び同法施行規則に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。

(カ) LPガスのタンクローリについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り、未然防止に努める。

(キ) 秋田県エルピーガス協会角館・田沢湖支部は、災害事故発生時には速やかな情報活動

と関係諸団体と連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害事故拡大防止の周知徹底に努める。

イ 県は必要により、L P ガス製造者、販売業者、保安機関、一般需要者に対し、次の措置を実施する。

(ア) 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のため施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。

(イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費、又は廃棄の一時停止、並びに制限をする。

(ウ) L P ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第6 毒物・劇物

1 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び取扱い施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

2 実施の要領

(1) 被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては防災行政無線、広報車及び報道機関により周知を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) 毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。

(イ) 災害等により被害が発生し又は発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携を取り、危険のある場所の認知及び毒物劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

(ウ) 毒物劇物が流出、飛散、漏出、あるいは地下に浸透した場合は直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。

イ 市長、保健所、警察署、消防機関の措置。

(ア) 毒物劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知する。

(イ) 危険区域の設定、立入り禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

- (ウ) 毒物劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

資料 1 4 - 1 「危険物取扱所等」

第2 1 節 防疫・保健衛生計画

(環境防災課・企業局・保健課・市立病院)

第1 計画の方針

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症や食中毒の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

第2 防疫活動

1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律(以下、「法」という。)に基づき、知事は感染症の患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者等に対し、消毒すべきことを命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能の場合は、法第27条の規定により知事は市に消毒するよう指示することができる。

2 実施の方法

(1) 情報の収集

ア 被災地の状況把握

(2) 防疫活動に必要な資器材の確保

ア 機械

市が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借り入れて行う。

イ 薬剤

市で薬剤を備蓄保管し、不足分については県に斡旋を要請するとともに購入する。

(3) 感染症患者等の発生家屋内、トイレ、給食施設等の清掃

(4) 薬品及び資器材による消毒

(5) へい獣の処理

(6) 臨時の予防措置

(7) 検病調査班(医師1名、看護師等2~3名で1班編成)による防疫調査の実施

(8) 感染症患者の発生時の処理

ア 法に基づき処理をするものとする。

イ 集団発生の場合、保健所等関係機関の協力を得て、感染症指定医療機関等に収容する。

(9) 飲料水の消毒及び衛生指導

(10) 避難所における市民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

第3 食品衛生監視

1 実施の機関

県は災害地の食品等の安全確保を図るために、必要に応じて生活衛生班の内部組織として食品衛生監視指導班を編成し、当該地域に派遣することとなっているが、市は保健所の指揮に従ってこれに協力する。

2 実施の方法

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において食品の衛生的取り扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒について必要に応じ指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

ア 浸水期間中営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

エ 汚水により汚染された食品の廃棄

オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し次の啓発活動を行う。

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

資料18 - 1 「感染症患者収容施設一覧表」

資料18 - 2 「現地検疫班編成表」

資料18 - 3 「現地消毒班編成表」

資料18 - 4 「防疫器材及び薬剤調達先一覧表」

第2章 廃棄物処理計画

(環境防災課・環境保全センター)

第1節 計画の方針

市は、災害地域における生活ごみ等（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿等（水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、流木及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）等の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2節 災害発生時における災害応急対策

- 1 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- 2 地域防災計画に基づき災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 3 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- 4 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別振興計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

第3節 生活ごみ等の処理

- 1 被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- 2 水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- 3 次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
 - (1) 生活ごみ等の発生見込み
 - (2) 生活環境安全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
 - (3) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

第4節 し尿等の処理

- 1 被災者の生活に支障が生じることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の災害時要援護者への配慮を行う。

- 2 避難所において避難者の生活に支障が生じないよう、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - (1) 避難箇所数と避難人員
 - (2) 仮設トイレの必要数の確保
 - (3) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - (4) 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- 3 仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
 - (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - (2) 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
 - (3) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- 4 し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、他の市町村の同施設へ処理を依頼するか、他の最終処分場への搬入や終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

第5 がれきの処理

- 1 危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 生活環境保全上支障のない場所に、がれきの選別、保管が可能な仮置場を十分に確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 3 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。
- 4 応急活動後の処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきを粉碎・分別し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。

第6 死亡獣畜の処理

- 1 家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 2 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく措置を実施する。

第7 災害復旧・復興対策

- 1 一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 がれきの発生量を的確に把握するとともに、必要に応じて処理・処分方法、処理の月別振興計画、最終処分完了の時期等を含めた処理計画を作成する。

資料18-5 「ゴミ収集機関及び業者一覧表」

資料18-6 「現地清掃班編成表」

資料18-7 「ゴミ処理施設一覧表」

資料18-8 「し尿処理業者一覧表」

資料18-9 「し尿処理施設一覧表」

資料18-10 「死亡獣畜埋没場」

第23節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

(福祉事務所・市立病院・関係機関)

第1 計画の方針

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の遺体処理を行い民心の安定を図る。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

- (1) 福祉保健部社会福祉班、警防部田沢湖・角館・西木警防班が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の委任機関として行う。

2 搜索の方法

- (1) 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。
- (2) 遺体の搜索は、消防団、水防団等関係機関の協力を得て搜索に必要な機械器具等を借り上げて行う。

第3 遺体の処理

1 実施責任者

- (1) 警防部警防班が担当する。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は市において、医師会その他関係機関の協力を得て行う。
- (2) 仙北警察署
 - ア 警察官は、死体について死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合においては、死体取扱規則(昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号)に基づき、死体見分調査等を行い、死体見分調書を作成し、市長に報告するものとする。
 - イ 遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品とともに遺体を速やかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、遺体を所在地の市町村長に引き渡すものとする。

2 処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の識別等のための処置

(3) 遺体の一時保存

身元識別に相当の時間を要し、又は、多数の遺体を短時間に埋葬することが困難な場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣等の敷地）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

第4 遺体の埋葬

1 実施責任者

(1) 市が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合又は知事による埋葬のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

2 埋葬を行う場合

災害時に死亡した者であって、災害のため埋火葬を行うことが困難な場合。

3 埋葬の方法

(1) 原則として火葬するが、慣習又は状況により土葬する。

(2) 棺、又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、及び火葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

第5 費用

1 原則として、市が負担する。その他の費用については関係機関と協議して決定する。

2 災害救助法が適用された場合については同法による。

第2 4 節 障害物除去計画

(建設課)

第1 計画の方針

災害によって道路、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、立ち木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図るため、災害の拡大防止と応急災害措置を迅速、的確に行う。

第2 実施責任者

建設部建設班が担当する。

第3 除去の方法

1 道路関係障害物

除去する道路の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(避難道路等)
- (2) 災害防止上重要な道路(火災防御線となる道路)
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (4) その他応急対策上で重要な道路

2 河川関係障害物

- (1) 橋脚に引っかかった流木等は速やかに除去し、橋梁の流出、又はダムアップによる浸水を防止する。
- (2) 除去作業に当たっては、救命胴衣や命綱を装備して安全を確保するものとする。

3 住家関係障害物

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことができない場所や家屋敷地内に障害物が運び込まれ、家に入出入りが困難な状態にあるもの。
- (3) 自らの資力で障害物が除去できないもの。
- (4) 住家の半壊、床上浸水を受けたもの。
- (5) 原則として、当該災害による直接被害を受けたもの。

4 除去に必要な車両、機械器具の確保

本市所有の車両等を用いるが、状況に応じて民間業者に協力要請を行う。

5 除去作業は市内の土木業者等の協力を得て実施するが、必要に応じて消防団員を出動させる。

6 除去作業は、本市自らの能力を超える場合は、県並びに関係機関へ応援要請を行う。

第4 障害物の保管場所

- 1 付近の遊休地を利用し再び人命、財産に被害を与えない場所
- 2 道路交通の障害とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所

第5 障害物の保管及び処分

- 1 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名簿を公示する。
- 2 保管した工作物等が滅失又は破損のおそれがあるとき並びに、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。
- 3 売却の方法、手続きは競争入札又は随意契約による。

第25節 文教対策計画

(教育委員会)

第1 計画の方針

学校施設の被災により通常の教育に支障を来した場合の応急教育についての実施責任者、応急教育の方法、教科書及び学用品の調達支給、学校給食等について定めておくとともに、幼児、児童生徒の安全と教育活動の確保並びに文化財の保全対策に努める。

第2 実施責任者

教育部学校教育班が担当する。学校毎の適切な措置は、教育長及び学校長が具体的な応急計画を立てて行う。なお、学校用品の給与については、災害救助法が適用された場合、知事又は市が知事の補助機関として実施する。

第3 応急措置

校長等施設の管理者は、次の応急措置を実施する。

- 1 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 災害の規模、児童、生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。
- 3 状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、必要により臨時休校等の措置をとる。

(1) 登校前

休校措置を決定した場合は、直ちにその旨を電話、広報車等で各児童生徒に周知徹底させる。

(2) 授業開始後

災害が発生し、又は発生のおそれがあると予想されるときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。また、帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う。

- 4 あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

(1) 学校施設の確保

ア 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用する。

なお、不足する場合は2部授業とする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公共施設等又は被災を免れた学校施設を利用する。

ウ 応急修理ができる場合は、速やかに修理し施設の確保を図る。

エ 上記の方法で確保できない場合は、仮校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処理する。

ア 少数の場合は、学校内で操作する。

イ 学校内で操作できない場合は、教育委員会等管内で操作する。

ウ その他の場合は、災害地の近い管内から応援要請する。

(3) 教科書 学用品の調達及び支給

ア 支給対象者

住家が全焼、流失、半壊等の被害を受けた世帯の児童又は生徒で、教科書、学用品を滅失又は毀損したもの。

イ 支給品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 罹災児童生徒の教科書は、学校教育班が教育委員会と協議して一括調達し、学校長を経て支給する。

エ 調達の仕方

教育委員会は、資料19-2「文房具、学用品調達先一覧表」に掲げる業者から調達する。

(4) 給食に関する措置

学校給食はできる限り実施するが、次の事情が発生した場合は一時休止する。

ア 災害が広範囲にわたり、災害救助のための学校給食施設を使用したとき。

イ 学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

ウ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

エ 給食物資の調達が困難なとき。

(5) 学校の衛生管理

ア 学校施設の防疫方法

「防疫・保健衛生計画」による。

イ 罹災職員、児童生徒の健康保持

罹災職員、児童生徒災害に対しては、その被災状況により健康診断、検便等を行い、健康の保持に十分注意をするとともに、感染症予防について適当な措置を講ずる。

- 5 避難所の開設等災害対策及びその運営に応急的に協力するものとし、学校の教育活動の早期再開に向けての体制を整備する。

第4 文化財の保全対策

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者（又は所有者）は直ちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- 2 管理者（又は所有者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあっては市教育委員会へ、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。
- 3 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため協力して応急措置を講ずる。
- 4 文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定める等の責任体制を確立し保全に努める。
また、搬出可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努めるものとする。

資料19-1 「応急教育施設一覧表」

資料19-2 「文房具、学用品調達先一覧表」

資料19-3 「仙北市の国、県、市指定文化財一覧表」

第26節 住宅応急対策計画

(建設課・都市整備課)

第1 計画の方針

災害により住家を滅失して居住する住家がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者を収容するため、応急仮設住宅を供与し、また、住家が半壊(焼)して自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物の危険度判定を行い、地震災害後の二次災害の拡大防止や仮設住宅の必要数把握等に努める。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

災害救助法を適用した場合は知事が行い、知事から委任されたときは市長が行うが、災害救助法が適用されない場合には、これに準じて市長が行うものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害により住家を滅失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者を対象に建設する。

ア 建設地

市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくものとし、県は予定された建設地の中から選定する。

イ 建設戸数

戸数は市からの要請により、県が決定する。

ウ 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、雪害に耐える構造とする。また、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備、構造のものとする。

エ 規模・費用

1戸あたりの床面積は、29.7㎡を基準とし、設置費用の限度額は2,387,000円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成や立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを建設することができる。

オ 建設の時期

災害発生の日から20日以内に着工する。

カ 建設工事

県は、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会が斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。

3 被災者の収容及び管理

ア 入居対象者

- (ア) 住家が全壊（焼）又は流失した者
- (イ) 居住する家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

イ 入居者の選定

入居者については、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、それに基づき県が市の協力により選定するが、場合によっては選定を市に委任する。

ウ 管理

管理は市が行う。また、災害救助法が適用された場合、仮設住宅の管理を知事は、市長に委託することができる。

エ 供与の期間

応急住宅完成の日から2年以内とする。

第3 住宅の応急対策

1 住宅の応急修理

災害によって、半壊（焼）した被災者を対象に応急修理を行うものとする。

2 修理方法

- (1) 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所など、日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。
- (2) 修理の戸数は、市からの要請により県が決定する。
- (3) 修理の費用は、限度額は520,000円とし、現物給付により行う。
- (4) 修理の期間は、災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。
- (5) 協力要請は、県は応急修理にあたっては、社団法人秋田県建設業協会に対して協力を要請する。

3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊（焼）し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

資料9 - 4 「土木、建築関係業者及び土木建築資材調達業者一覧」

第 2 7 節 災害救助法の適用計画

(総務課)

第 1 計画の方針

災害の発生により、被災した市民に対し知事は速やかに災害救助法を適用し、市民の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として救助を実施する。

第 2 適用基準

1 適用の基準

(1) 同一の災害により、市町村単位にその適用地域を指定して実施する。

(市内の滅失世帯数60世帯以上)

(2) 市町村ごとには前記(1)に達しないが、被害が広範で、県内の総被害が1,500世帯以上に達した場合において、その適用地域を市町村単位に指定して実施する。

(市内の滅失世帯数30世帯以上)

住家が滅失した世帯数は、半壊(焼)する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

(3) 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町村の区域内で多数の住家が滅失した場合。

なお、特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とする場合である。

(4) 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合等、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第 3 被害の認定基準

住家の滅失等の認定については、第 8 節「災害情報の収集、伝達計画」の第 9 「被害の認定基準」による。

なお、「住家」とは現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないものであり、「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。

第4 災害救助法の適用手続

- 1 市は、市内における被害が第2の「災害適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちに、災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、あわせて法の適用を要請する。
- 2 知事は、市長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に情報提供をする。

なお、県において災害対策本部が設置されている場合には、本部会議の審議を経て救助法を適用する。

- 3 知事は、法を適用したときは速やかに次により告示する。

秋田県告示第 号
平成 年 月 日発生の 災害に関し、 月 日から 市町村の区域に おいて災害救助法による救助を実施する。
平成 年 月 日 秋田県知事

- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 災害救助法による救助の種類と救助の委任

- 1 災害救助法による救助の種類は次のとおりである。
 - (1) 収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の捜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼ

しているものの除去

- 2 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告するものとする。

資料 4 - 5 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧事業計画

(各機関)

第1 計画の方針

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から緊急度の高い順に復旧にあたり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 実施体制

被災施設等の復旧を迅速に行うため、指定地方公共機関等は復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工者の不足資器材の払底等の事態を想定して十分検討しておくものとする。

第3 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- 8 学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

公共施設については、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう被害状況を速やかに調査し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置するとともに、災害が著しく激甚である場合には、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

また、災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、負担すべき財源の確保に努めるものとする。

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合に応じて、公共土木施設災害復旧費公庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。

第2節 財政負担に関する計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別な定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 水防法 第40条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第61条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応援措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めているものについては、国がその一部を負担する経費を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 非常災害応急対策に要する費用

非常災害応急対策に要する費用については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応援措置に要する費用

災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、第 6 節「激甚災害の指定に関する計画」のとおりである。

3 起債の特例

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし、相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合。

(3) 上記 (1)・ (2) の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

(関係機関)

第1 計画の方針

被災中小企業等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるように、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

第2 実施体制

被災中小企業等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 市
- (2) 県(産業労働部、関連部局、地域振興局)
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関(政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合)
- (5) (財)あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

第4節 農林業経営安定計画

(各機関)

第1 日本政策金融公庫資金

被災農林業者に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という)を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農業近代化資金
- (5) 農業の共同利用施設資金
- (6) 農業の主務大臣指定施設資金

2 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

- (1) 造林資金(復旧造林、樹苗養成施設)
- (2) 林道資金
- (3) 林業の共同利用施設資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 林業の主務大臣指定施設資金

第2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林業者が被害を受けた場合、市及び国・県が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融通するものとする。

支援の内容	<p>天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。</p> <p>【天災融資法】</p>					
	区分		融資限度額		又は のうちどちらか低い金額	
			損失額%		万円	
					個人	法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500	2,500
		一般農業者		45	200	2,000
	林業者		45	200	2,000	
	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金		80	500	2,500
		水産動植物養殖資金		50	500	2,500
一般漁業者		50	200	2,000		
<p>災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。</p> <p>【天災融資法】</p>						
区分		融資限度額		又は のうちどちらか低い金額		
		損失額%		万円		
				個人	法人	
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		80	600	2,500	
	一般農業者		60	250	2,000	
林業者		60	250	2,000		
漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000	
	漁船建造・取得資金		80	600	2,500	
	水産動植物養殖資金		60	600	2,500	
	一般漁業者		60	250	2,000	

	貸付利率、償還期限		
	資格者	貸付利率	償還期限
	(ア)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
	(イ)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
	(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者が対象		
対象者	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	
	1 農作物の減収量が平均収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
	2 樹体の損失額が30%以上		
	1 林産物の流失等による損失額が平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上		
問い合わせ	仙北市農林部農山村活性課		

第5節 被災者の生活確保計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金の貸付、災害弔慰金等の支給、被災者に対する就業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、金融機関の金融措置、生活必需品、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

第2 対 策

1 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

2 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

ア 貸付の対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主が負傷、住居又は家財が損害を受けた世帯で、世帯員の所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯主。

イ 借入の手続

借入しようとする者は、市長に借入申込書及びその他の書類を提出する。

ウ 貸付限度額等

貸付限度額 350万円

償還期間10年(うち据置期間3年)

貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

(2) 生活福祉資金償還期間等による災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害による被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸し付けを行う。

ア 貸付の対象

低所得者世帯

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書をその居住地を担当区域とする民生児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、秋田県社会福祉協議会長に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

災害援護資金

(注) 災害援護資金と他の資金等を重複して貸付けることができる。

エ 貸付限度額

1,500,000円以内

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童(20歳未満の者)を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書(市役所の備付)に関係書類を添付して、市役所を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特別児童扶養資金

第3 被災者に対する就業斡旋等

災害により失業した被災者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

1 通勤地域における適職求人の開拓

（1）市は、就業を希望する者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

（2）市は、復旧までの間の生活確保を図るため、臨時（日雇いを含む）求人の開拓を実施する。

2 巡回就業相談所、臨時就業相談所の開設

（1）市等は、災害地域を巡回し、就業相談を実施する。

（2）市等は、避難場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。国及び県は、被災者の納付すべき国税県税について法令及び県条例の規定に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予及び減免措置を実施することとなっており、市でも実施する。

（1）国税の租税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

（2）県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税減免

を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 市民税の減免等の措置

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、市条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第5 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等

1 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

災害等により、多数の保険契約者が罹災した場合に、保険者が一定地域の保険契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払渡すこととする。

2 郵便貯金等預金者に対する非常払渡

災害救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取扱う。

3 被害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法第2条に規定する被害者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助、又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便はがき及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

第6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構融資の斡旋

1 災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失した住宅の戸数が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、県及び市は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構融資の斡旋

県及び市は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅融資の促進を図る。

第7 生活必需品・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需品の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第8 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市の住民の遺族に対する災害弔慰金や、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金の貸付

市は、市条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により被災した世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

第9 被災者生活再建支援金の支給

1 計画の方針

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2 対象となる自然災害

対象となる災害は次のとおり。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- (3) 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

3 対象世帯と支給額

対象世帯は上記の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（世帯人数が1人の場合は各該当欄金額の3 / 4の額）

住宅の被害に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (第3(1)に該当)	解体 (第3(2)に該当)	長期避難 (第3(3)に該当)	大規模半壊 (第3(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） 基礎支援金：り災証明書、住民票等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間） 基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県相互の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

基金が支給する支援金の1 / 2に相当する額を国が補助。

資料4 - 1 「災害援護資金等の貸付」

資料4 - 2 「経営資金の貸付」

資料4 - 3 「税の減免」

資料4 - 4 「災害り災者に対する見舞金」

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

(関係機関)

1 募集実施機関

(1) 秋田県 (2) 仙北市 (3) 日本赤十字社秋田県支部

2 秋田県、仙北市及び日本赤十字社秋田県支部は義援金品の受け入れについて、避難所等の受け入れ希望物資の把握に努め、国の非常災害対策本部並びに報道機関を通じ、次の事項について公表する。

(1) 義援金

ア 振込銀行口座(銀行名、口座番号、口座名等)

イ 受入窓口

(2) 義援物資

ア 受入を希望する物資、受入を希望しない物資(受給状況に対応)

イ 送り先(あらかじめ定める集積場所)

3 義援金品の受け入れ・保管

(1) 義援金

ア 一般からの受入・問い合わせ窓口の開設。

イ 一般から受領した義援金は寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

ア 受入・問い合わせ窓口の開設。

イ 受入要員を指名する。

ウ 輸送・保管に適した集積場所を指定しておく。

4 義援金の配分

(1) 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに別に定める義援金募集(配分)委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

(2) 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

(3) 義援金の公表

市は義援金の収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

5 義援物資の配分

(1) 自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。

第2 対 策

1 激甚災害に関する調査への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

2 災害復旧事業計画

市は各防災関係機関と協力して被災施設の復旧事業計画等を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるように努める

また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図る。

3 被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設の災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。

資料20-1 「激甚災害指定基準」

資料20-2 「局地激甚災害指定基準」